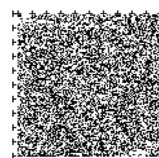


第7期和泉市障がい福祉計画・ 第3期和泉市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

和 泉 市



はじめに

和泉市では、令和3年3月に「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念とする第4次和泉市障がい者計画を策定するとともに、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第6期和泉市障がい福祉計画・第2期和泉市障がい児福祉計画を策定しました。

第6期和泉市障がい福祉計画・第2期和泉市障がい児福祉計画では、障がいのある人が自ら望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるようにサービスの充実と確保を図るとともに、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進し、地域における包括的な支援体制を構築することで地域共生社会の実現をめざし、様々な障がい施策を推進してまいりました。

今後の障がい福祉の推進にあたっては、障がい者が地域で継続して生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスの充実及び提供体制の整備、包括的な支援体制の整備が重要であると考えます。また、障がい児が健やかに成長できるよう、子どもとその保護者を中心に保育・教育・保健医療・福祉、また様々な団体や企業などの関係者が互いに連携し、子どもの育ちを応援できる環境の整備を進めていかなければなりません。

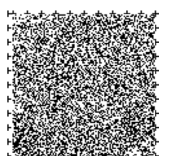
このたび、第6期和泉市障がい福祉計画・第2期和泉市障がい児福祉計画の計画期間が満了することにより、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者権利委員会の総括所見の趣旨等を踏まえ、障がい児・障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、充実した障がい福祉サービスや相談支援等を提供するための体制確保を総合的かつ計画的に図られるよう、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第7期和泉市障がい福祉計画・第3期和泉市障がい児福祉計画を策定いたしました。

和泉市のすべての人が輝いて生活を送ることができるよう、今後も障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、サービスの提供体制の確保・充実や支援体制整備を推進し、地域のあらゆる住民が地域、暮らし、生きがいとともに創ることができるよう、住みやすいまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました和泉市障がい者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等にご協力・ご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

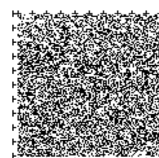
令和6年3月

和泉市長 辻 宏康



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 計画の策定方針	3
4. 計画策定の取組み	3
5. 前期計画の成果目標の進捗・達成状況	5
第2章 障がいのある人の現状と課題	10
1. 障がいのある人の状況	10
2. アンケート調査結果の概要（障がい者分）	19
3. アンケート調査結果の概要（障がい児分）	30
4. 障がい児・者福祉に関する課題	42
第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本理念 ..	44
1. 計画の基本理念	44
第4章 第7期障がい福祉計画	45
1. 計画の基本方針	45
2. 障がい者福祉施策の方向性	47
3. 計画の重点目標及び成果目標	51
4. 計画の活動指標（障がい福祉サービス等の見込量及び見込量の確保方策） ..	60
第5章 第3期障がい児福祉計画	98
1. 計画の基本方針	98
2. 障がい児福祉施策の方向性	99
3. 計画の重点目標及び成果目標	106
4. 計画の活動指標（障がい児支援の見込量及び見込量の確保方策）	110
第6章 計画の推進体制	115
1. 計画の推進体制	115
2. 計画の進行管理	115
3. 障がい者施策推進協議会等の体制	117
資料編	119
1. 計画の推進経過	120
2. 計画の策定体制	121
3. その他の資料	124



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

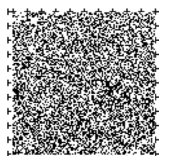
国では「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」等が施行され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人の権利が保障されるよう、法律や制度の整備を進めるとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るため、令和5年3月に第5次障害者基本計画を策定しました。

本市では、第4次和泉市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もみんないきいき 共に暮らせるまち・和泉」の実現を目指すため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づき、令和5年度を目標年度として「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」を策定し、取組みを進めてきました。

「第6期和泉市障がい福祉計画」では、あらゆる市民を「支え手」「受け手」に分けてしまうのではなく、一人ひとりが役割を持ち互いに支え合うことができる「地域共生社会」の構築により、障がいのある人や高齢者、子どもを含むすべての人が生きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指した取組みの推進を、また、「第2期和泉市障がい児福祉計画」では、発達障がいを含む障がいのある子どもの地域での豊かな生活をはぐくむための施策の充実を図ることとしていました。

このたび、「第6期和泉市障がい福祉計画」及び「第2期和泉市障がい児福祉計画」の計画期間が終了となることから、これまでの計画の取組みを引き継ぐとともに、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方等を踏まえ、令和6年度から3年間の「第7期和泉市障がい福祉計画」及び「第3期和泉市障がい児福祉計画」を策定するものです。

なお、本計画では、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援や、地域生活への移行・地域生活の継続の支援、また就労支援等の課題に対応したサービス提供体制整備のさらなる推進を目指します。

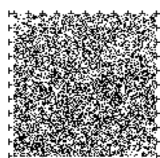
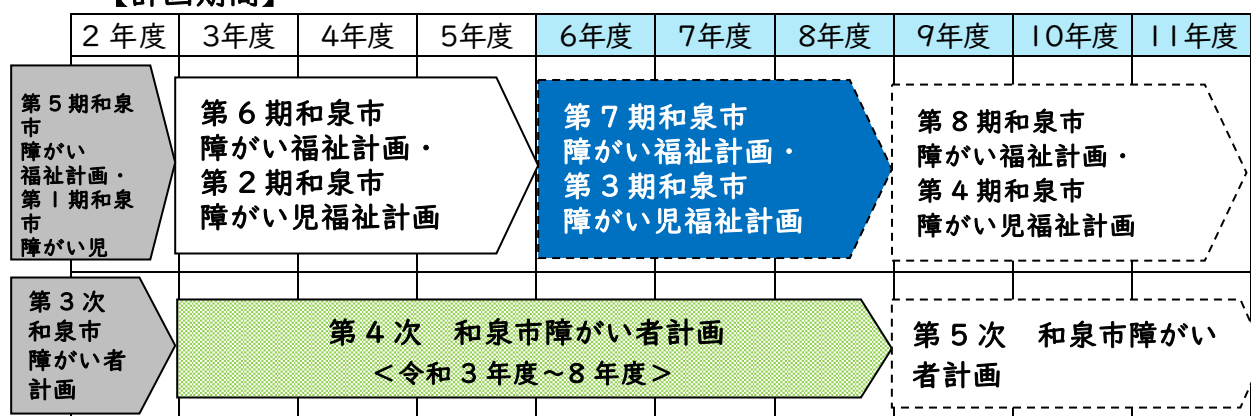


2. 計画の位置づけと期間

本計画は、「障害者総合支援法」の第88条第1項に基づく『市町村障害福祉計画』として、また、「児童福祉法」第33条の20第1項に基づく『市町村障害児福祉計画』として策定するものです。令和8年度を目標年度とする成果目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までのサービス見込量や確保方策等を設定しています。

計画の策定にあたっては、国が策定する障害者基本計画や基本指針、大阪府が策定する大阪府障がい者計画を踏まえ、本市の障がい者施策の方向性を示す「第4次和泉市障がい者計画」に掲げる最重点施策の1つである「地域での生活基盤づくり」の推進のため、相談支援の充実、生活の支援、就労等の社会参加の促進、障がい児支援の充実等に関し、具体的施策の推進を図るとともに「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「こども・子育て応援プラン」などの関連する他の計画との調和を保たれるようにしています。

【計画期間】



3. 計画の策定方針

本計画の策定にあたって、基本的な考え方として以下のとおり定めます。

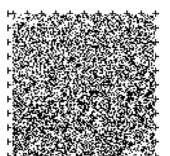
- ・目的や目標として、基本理念や基本方針を基に和泉市としての施策の方向性などを分かりやすく明記します。
- ・「国の基本指針」及び「府の基本的な考え方」を踏まえつつ、和泉市として課題を整理し、施策の方向性として明記します。
- ・施策の方向性を明記するための課題等を整理するため、市民アンケート及び事業者アンケートを実施します。
- ・施策の方向性のうち、特に重要な課題として重点目標や成果目標を位置付ける。
- ・施策の結果（アウトプット）が成果目標（アウトカム）に対し、定性的、定量的にどれだけ影響をもたらしたか評価します。
- ・施策の結果を達成するためのインプットとして、関連事業の活動指標を設定します。
- ・成果目標を達成するため、和泉市障がい者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）及び専門部会等での具体的な取組みを明記します。
- ・成果目標に対する進行管理を和泉市障がい者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）で行うことにより、PDCAサイクルの実効性を確保します。
- ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、団体自治としてのサービスの提供体制の確保等に関する計画であり、住民自治（地域福祉）のあり方や展開については、地域福祉計画を関連計画とした障がい者計画において整理します。
- ・計画策定スケジュールを管理します。

4. 計画策定の取組み

本計画の策定にあたっては、学識経験者、福祉関係者、当事者団体等の参画のもとに、可能な限り幅広い意見の聴取と、施策に係る広報・啓発に努めました。

① 施策推進協議会の開催

本計画の策定にあたり、障がいのある人に関する施策の点検・評価等を行う機関として設置されている施策推進協議会により、学識経験者、福祉関係者、当事者団体など、それぞれの立場から幅広い意見をいただきました。



② 当事者アンケート調査の実施

障がい者手帳の所持者などを対象に、現在の暮らしの問題や課題、現状の施策に対する評価などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者、障がい児サービスの利用者などを対象に、郵送配布・郵送回収（web 回答を併用）にて実施
- ・調査期間：令和5年8月7日（月）～8月23日（水）
- ・対象者数：2,515人（18歳以上1,865人、18歳未満650人）
- ・回収数：18歳以上 645人（回収率34.6%、うちweb回答58件）
18歳未満 210人（回収率32.3%、うちweb回答44件）

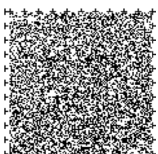
③ 事業所アンケート調査の実施

市内の障がい福祉サービス等の提供事業者を対象に、サービス等の提供状況・今後の見通しなどを把握するため、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：web 回答にて実施
- ・調査期間：令和5年8月4日（金）～8月21日（月）
- ・対象者数：215事業所（障がい福祉176事業所、障がい児福祉39事業所）
- ・回収数：障がい福祉 95事業所（回収率54.0%）
障がい児福祉 33事業所（回収率84.6%）

④ パブリックコメントの実施

- ・日程：令和6年1月4日（木）～1月29日（月）
- ・公開：市ホームページ
- ・閲覧：市政情報コーナー、TRC 和泉図書館、TRC シティプラザ図書館、にじのとしょかん、TRC 北部リージョンセンター図書室、TRC 南部リージョンセンター図書室 など
- ・募集方法：郵送、ファックス、電子メール、持参 など
- ・募集結果：6件



5. 前期計画の成果目標の進捗・達成状況

第6期和泉市障がい福祉計画及び第2期和泉市障がい児福祉計画では、令和5年度を目標年次とする成果目標を設定しています。その進捗・達成状況を整理しました。

(1) 第6期障がい福祉計画

① 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者数は、令和元年度末実績では92人でしたが、令和4年度末実績では88人と削減しており、また、施設から共同生活援助に移行するなど地域生活の移行は徐々に進んでいます。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
福祉施設入所者数	91人	88人
地域生活移行者	10人	6人
入所者の削減数	1人	2人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場として自立支援協議会の下部組織である「地域移行部会」を設置しており、地域で生活を送る精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行いました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
精神病床における1年以内の地域での平均生活日数	316日	日
精神病床における1年以上の長期入院患者数	243人	275人
精神病床における退院率	入院後3か月時点	92%
	入院後6か月時点	69%
	入院後12か月時点	86%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	6回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	6人	11人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回

※空白部分は国による集計が未実施のため。



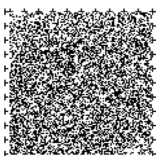
③ 地域生活の支援

自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援拠点部会」において拠点整備に関する検討を行い、令和2年度に面的整備として短期入所を活用した事前登録制による地域生活支援拠点の整備を行いました。

整備後は、事前登録制の促進を図るとともに、その機能強化について地域生活支援拠点部会において検討を行い、また、自立支援協議会において検証を行いました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
自立支援協議会における検証	年1回以上	年3回
地域生活支援拠点部会における検討	年1回以上	年1回



④ 就労支援の充実

自立支援協議会の下部組織として「就労支援部会」を設置し、「一般就労への移行」及び「工賃向上」をテーマに取り組みを行いました。

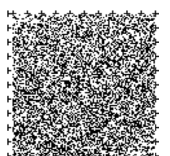
「一般就労への移行」については、就労支援機関との連携体制の強化や企業との協力体制の構築に取り組みました。令和4年度末実績では成果目標と同程度の就労者数でした。

また、「工賃向上」については、就労継続支援B型事業者による受注の協力体制を構築し、企業に受注に関する周知等を行い、令和4年度末実績では成果目標を大きく上回ることができました。

しかしながら、一般就労への移行後に就労定着支援を利用する割合は成果目標の達成に至っていない状況です。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数	44人	42人
就労移行支援事業	16人	24人
就労継続支援A型事業	7人	3人
就労継続支援B型事業	17人	15人
生活介護・自立訓練	4人	0人
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち就労定着支援事業を利用する人の割合	7割以上	4.6割
就労定着支援事業所による一年後の就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上	10割
就労継続支援B型事業所における平均工賃月額	11,990円	12,916円



⑤ 相談支援体制の充実

和泉市では、平成26年度より障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）を設置しており、相談支援体制の整備に取り組みました。

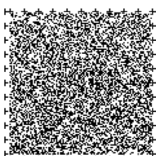
相談支援体制の整備・強化にあたっては、自立支援協議会の下部組織として「相談支援部会」を設置し、基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター（委託相談）・市内の特定相談支援事業者により質の向上やネットワークの構築に取り組みました。

【成果目標】

	令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
基幹相談支援センターの設置	1か所	1所
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	6件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組み	6回	6回

⑥ 障がい者地域自立支援協議会の活性化

自立支援協議会の活性化に向けて各種部会において取組みを進めています。また、専門部会の取組み以外にも障がい者の自立支援の体制整備に向けて、幅広く検討を行う場として「支援の質向上プロジェクトチーム」を設置し、障がい福祉サービス事業者の質の向上や社会資源の見える化・開発等に取り組みました。



(2) 第2期障がい児福祉計画

○障がい児支援の提供体制の整備等

本市では既に児童発達支援センターを1か所設置しており、地域における中核的な支援施設として位置づけ、地域の障がい児の発達支援の入口として、重層的な障がい児支援体制の構築に努めています。

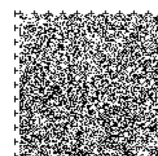
保育所等訪問支援については、実施施設は5施設と拡充しました。

市内の重症心身障がい児の対象施設についても、児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が5か所と拡充し、重症心身障がい児の通所支援体制を整えつつあります。

医療的ケア児の心身の状況に応じた保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるような協議の場については、令和5年度に自立支援協議会子ども部会として位置付けています。医療的ケア児に関するコーディネーターについては、2人配置し、協議の場で共有された課題について整理・検討を進めています。

【成果目標】

		令和5年度末 目標値	令和4年度末 実績
①	児童発達支援センター	1か所	1か所
②	保育所等訪問支援 実施施設数	3施設	5施設
③	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所	4か所
	重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	2か所	5か所
④	医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置
	医療的ケア児に関するコーディネーター	1人	2人



第2章 障がいのある人の現状と課題

1. 障がいのある人の状況

(1) 人口と手帳所持者の状況

本市の人口は微減傾向にありますが、障がい者手帳の所持者は、年々増加しています。

障がい者手帳の所持者のうち、身体障がい者手帳の所持者は、ほぼ横ばいですが、療育手帳（知的障がい）と精神障がい者保健福祉手帳の所持者は増えていきます。

【人口と障がい者手帳の所持者の動向】

図 人口と障がい者手帳の所持者の推移

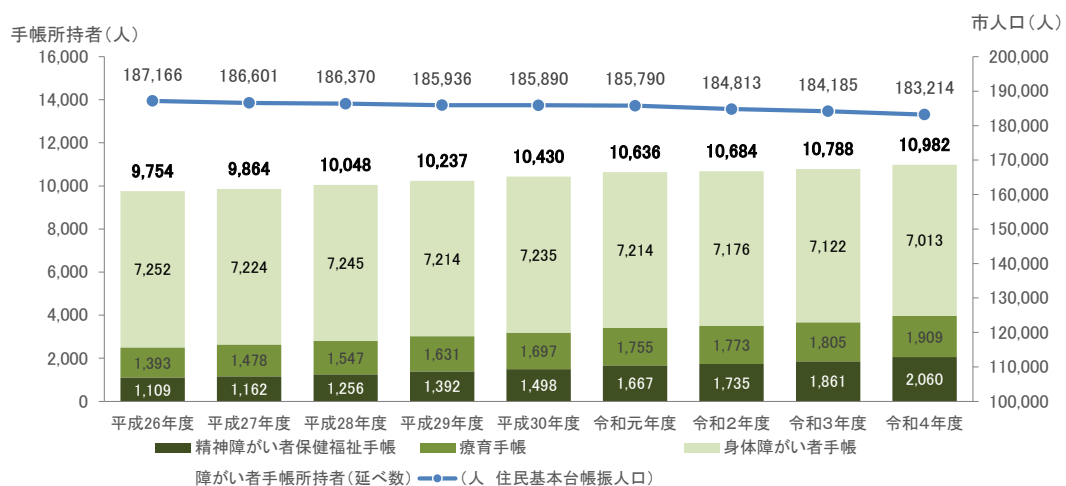
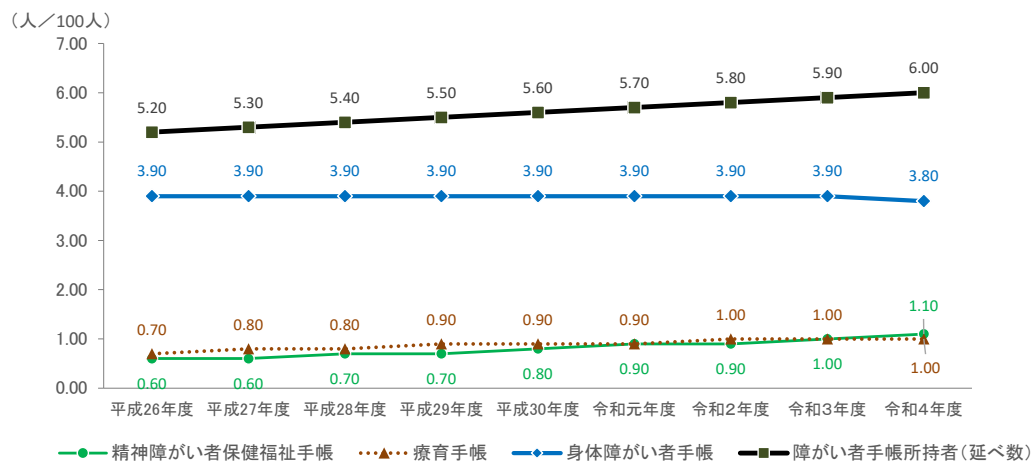


図 障がい者手帳所持者の対人口比率の推移



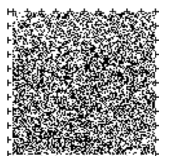
資料：住民基本台帳及び障がい福祉課調べ（各年度末）

【障がい者手帳の所持者】

	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和 元年度末	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
住民基本台帳人口	185,936 人	185,890 人	185,790 人	184,813 人	184,185 人	183,214 人
障がい者手帳所持者 ※1	10,237 人	10,430 人	10,636 人	10,684 人	10,788 人	10,982 人
所持者の人口比率	5.5%	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	6.0%
身体障がい者手帳	7,214 人 (70.5%)	7,235 人 (69.4%)	7,214 人 (67.8%)	7,176 人 (67.2%)	7,122 人 (66.0%)	7,013 人 (63.9%)
療育手帳	1,631 人 (15.9%)	1,697 人 (16.3%)	1,755 人 (16.5%)	1,773 人 (16.6%)	1,805 人 (16.7%)	1,909 人 (17.4%)
精神障がい者保健 福祉手帳	1,392 人 (13.6%)	1,498 人 (14.3%)	1,667 人 (15.7%)	1,735 人 (16.2%)	1,861 人 (17.3%)	2,060 人 (18.7%)

資料：住民基本台帳及び障がい福祉課調べ（各年度末）

※1：手帳の重複所持者を含む総数



(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

令和4年度末の身体障がい者手帳の所持者は、18歳未満が144人で、18歳以上が6,869人となっており、平成26年度末以降ほぼ横ばい傾向でしたが、令和元年以降は微減傾向にあります。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は144人(2.1%)であり、18～64歳は1,764人(25.1%)、65歳以上は5,105人(72.8%)となっています。

【身体障がい者手帳所持者の推移 18歳未満・18歳以上別】

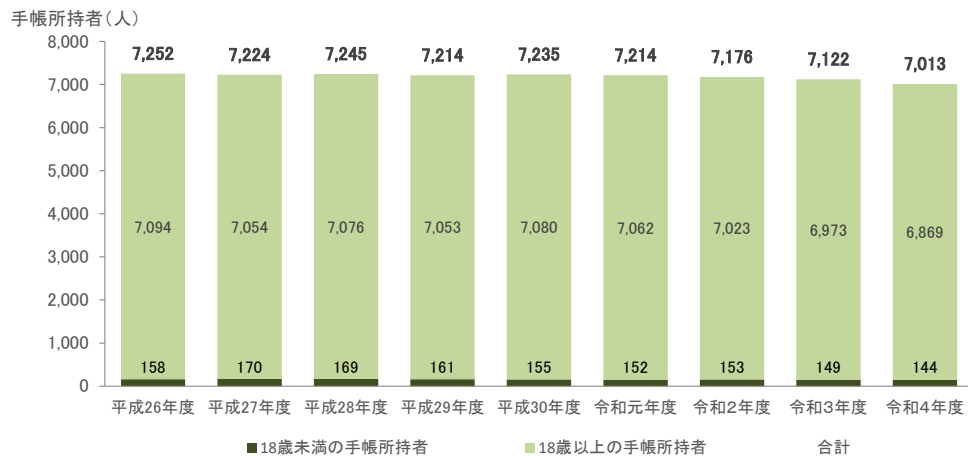
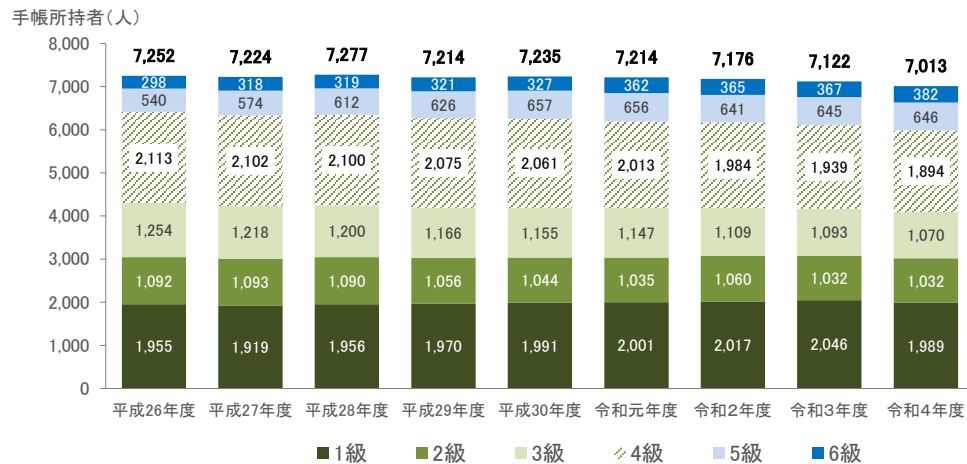
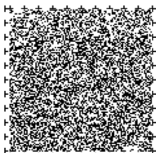


図 身体障がい者手帳所持者の級別推移

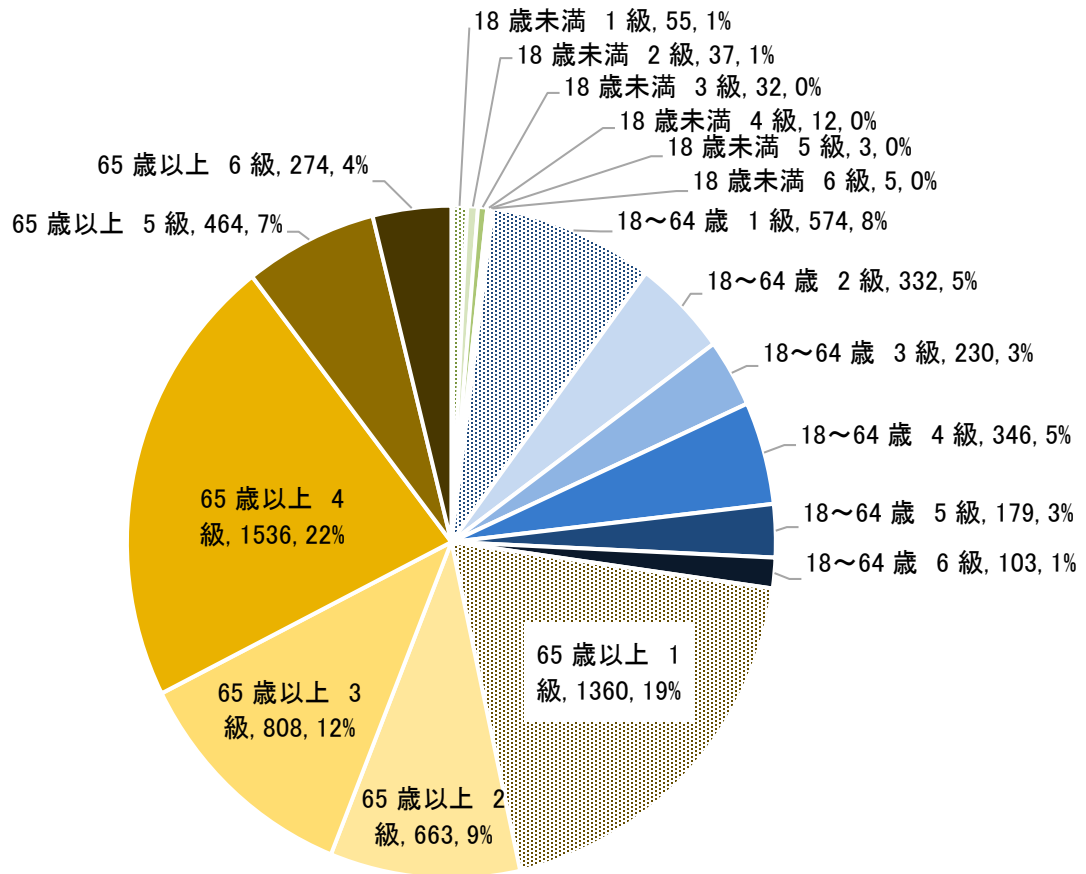


資料：障がい福祉課調べ（各年度末）

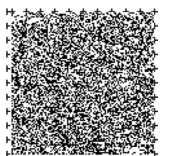


【身体障がい者手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

図 身体障がい者手帳 部位別・年齢3区分別・等級（令和4年度末）



資料：障がい福祉課調べ

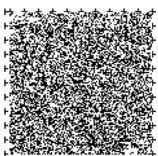


【身体障がい者手帳 部位別・年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

（単位：人）

障害部位	等級	0～17歳	18歳～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	1級	5	39	86	130
	2級		41	124	165
	3級		7	21	28
	4級		9	32	41
	5級		24	61	85
	6級		4	17	21
	計	5	124	341	470
聴覚・平衡機能障がい	1級		9	17	26
	2級	16	53	43	112
	3級	5	10	38	53
	4級	3	18	84	105
	5級		2	1	3
	6級	4	23	118	145
	計	28	115	301	444
音声・言語・そしゃく機能障がい	1級		1	1	2
	2級		1	3	4
	3級		6	27	33
	4級		16	15	31
	5級		0		0
	6級		0		0
	計	0	24	46	70
肢体不自由	1級	31	207	320	558
	2級	21	223	475	719
	3級	15	142	503	660
	4級	3	194	978	1,175
	5級	3	153	402	558
	6級	1	76	139	216
	計	74	995	2,817	3,886
内部障がい	1級	19	318	936	1,273
	2級		14	18	32
	3級	12	65	219	296
	4級	6	109	427	542
	5級		0		0
	6級		0		0
	計	37	506	1,600	2,143
合計	1級	55	574	1,360	1,989
	2級	37	332	663	1,032
	3級	32	230	808	1,070
	4級	12	346	1,536	1,894
	5級	3	179	464	646
	6級	5	103	274	382
	計	144	1,764	5,105	7,013

資料：障がい福祉課調べ（各年度末）



(3) 療育手帳所持者の状況

令和4年度末の療育手帳の所持者は、18歳未満が556人で、18歳以上が1,353人となっており、平成26年度末に比べて1.18倍、1.47倍となっています。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は556人(29.1%)であり、18～64歳は1,276人(66.9%)、65歳以上は77人(4.0%)となっています。

【療育手帳所持者の推移 18歳未満・18歳以上別】

図 療育手帳所持者の推移 (18歳未満・18歳以上別)

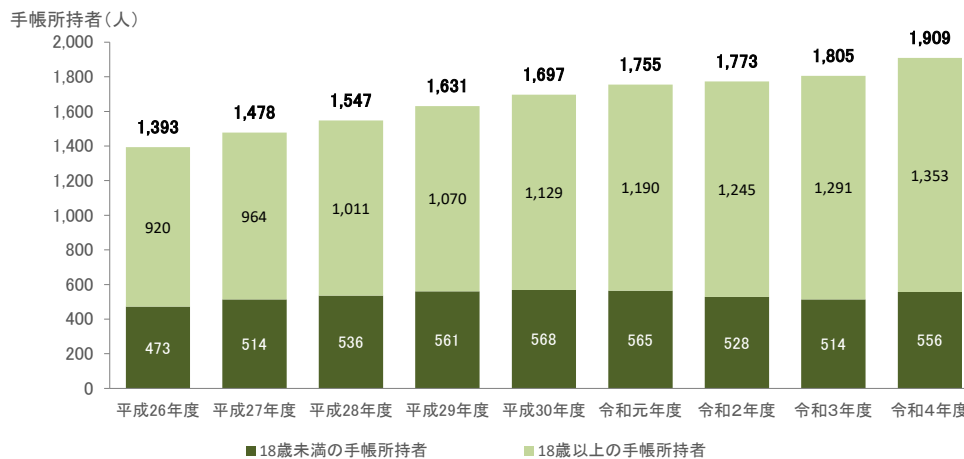
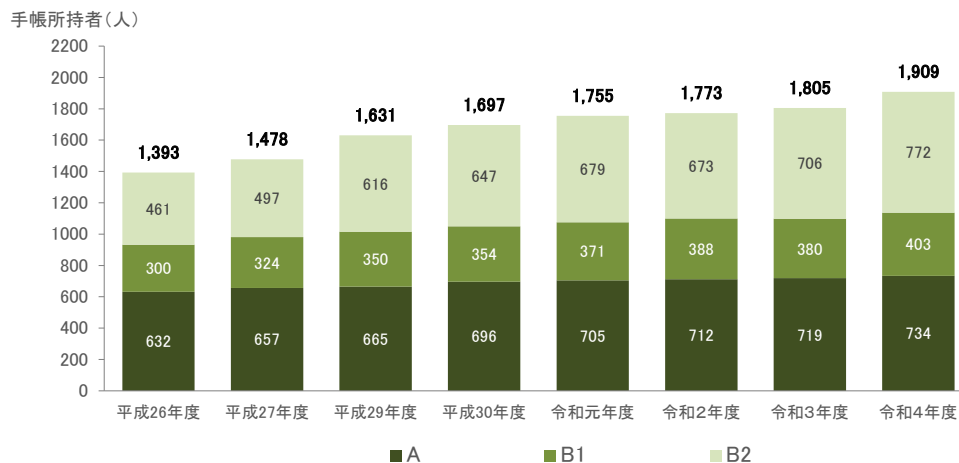
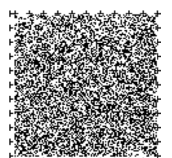


図 療育手帳所持者の級別推移

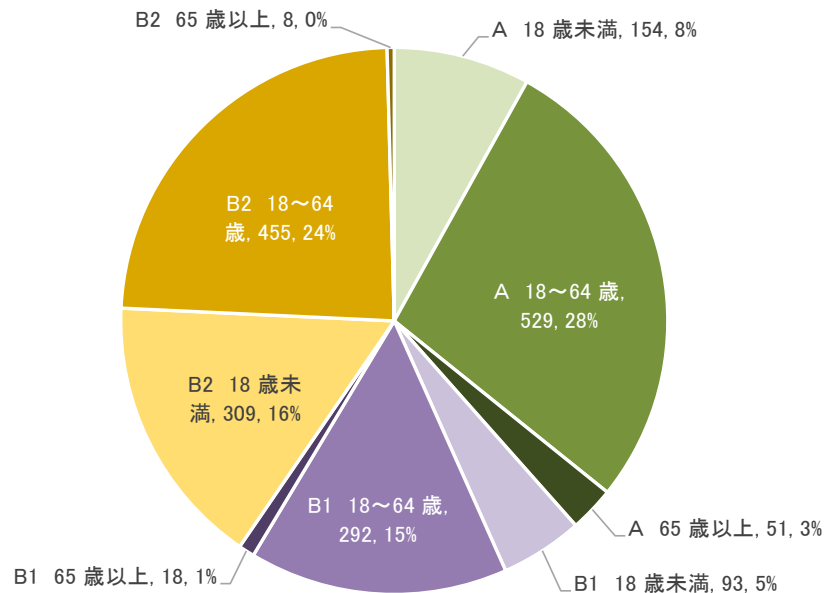


資料：障がい福祉課調べ（各年度末）



【療育手帳 年齢3区分別・判定（令和4年度末）】

図 療育手帳所持者 年齢3区分別・判定（令和4年度末）

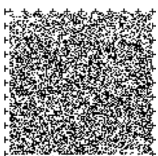


資料：障がい福祉課調べ

【療育手帳 年齢3区分別・判定（令和4年度末）】

	18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
A	154	27.7	529	41.4	51	66.2	734	38.5
B1	93	16.7	292	22.9	18	23.4	403	21.1
B2	309	55.6	455	35.7	8	10.4	772	40.4
計	556	100.0	1,276	100.0	77	100.0	1,909	100.0

資料：障がい福祉課調べ



(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

令和4年度末の精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、2,060人となっており、平成26年度末に比べ1.86倍となっています。

令和4年度末の年齢3区分別の人数をみると、18歳未満は126人(6.1%)であり、18～64歳は1,576人(76.5%)、65歳以上は358人(17.4%)となっています。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移】

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移 (18歳未満・18歳以上別)

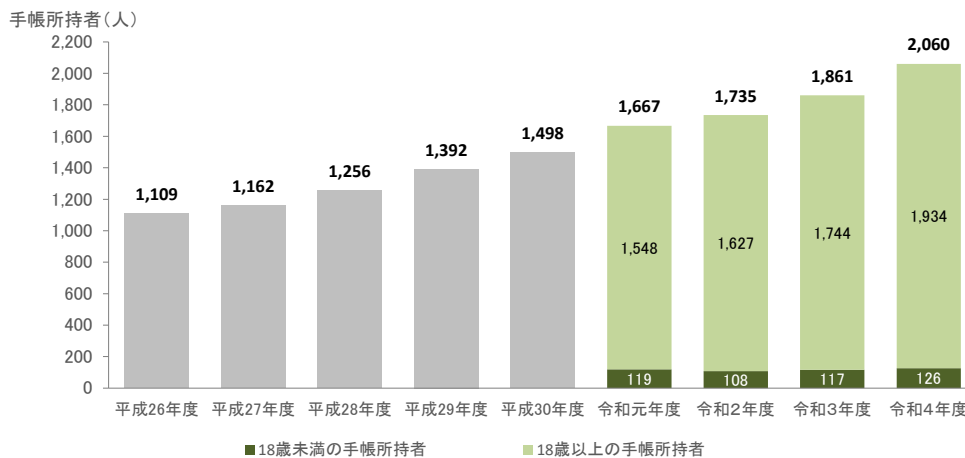
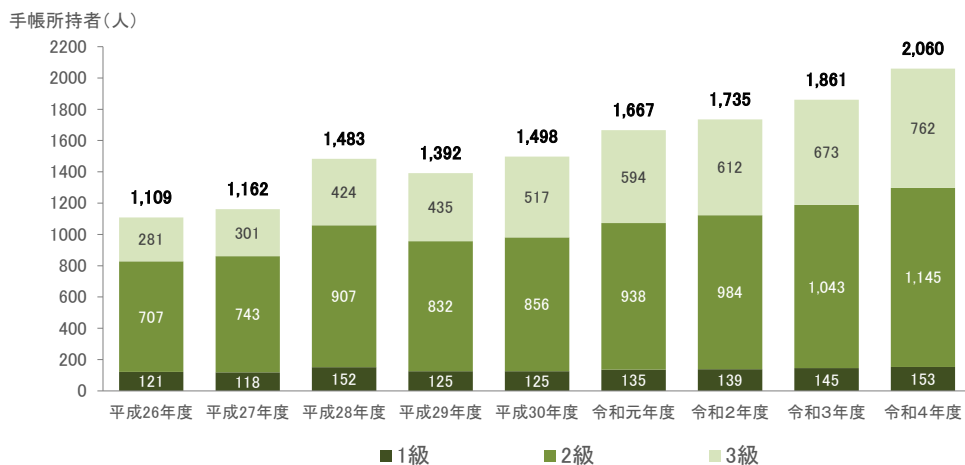
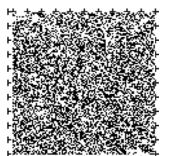


図 精神障がい者保健福祉手帳所持者の級別推移

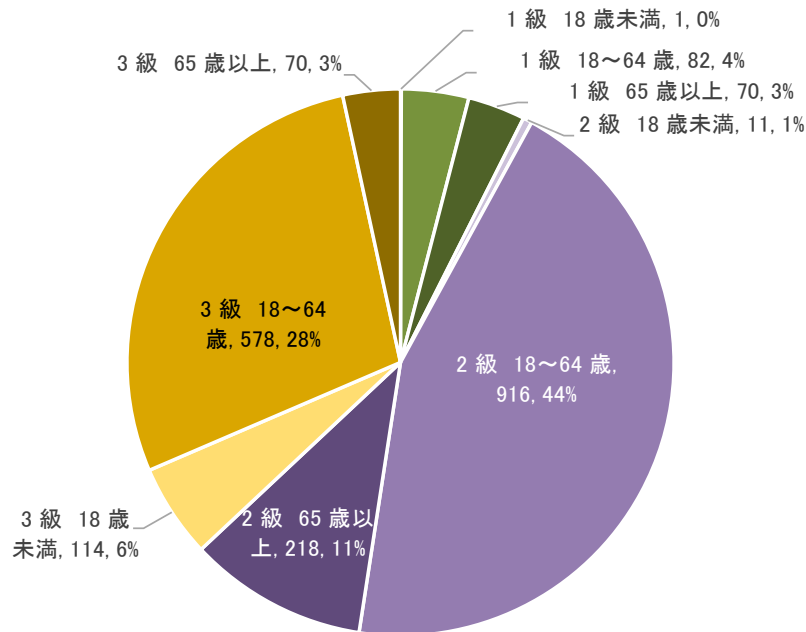


資料：障がい福祉課調べ



【精神障がい者保健福祉手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

図 精神障がい者保健福祉手帳所持者 年齢3区分別・等級（令和4年度末）



資料：障がい福祉課調べ

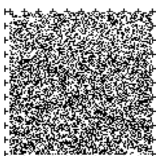
【精神障がい者保健福祉手帳 年齢3区分別・等級（令和4年度末）】

	18歳未満		18～64歳		65歳以上		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1級	1	0.8	82	5.2	70	19.5	153	7.4
2級	11	8.7	916	58.1	218	60.9	1,145	55.6
3級	114	90.5	578	36.7	70	19.6	762	37.0
計	126	100.0	1,576	100.0	358	100.0	2,060	100.0

資料：障がい福祉課調べ

(5) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者）の状況

令和4年度末の難病患者は1,707人で、年齢別にみると、18歳未満が0人、18歳以上65歳未満が867人、65歳以上が840人となっています。

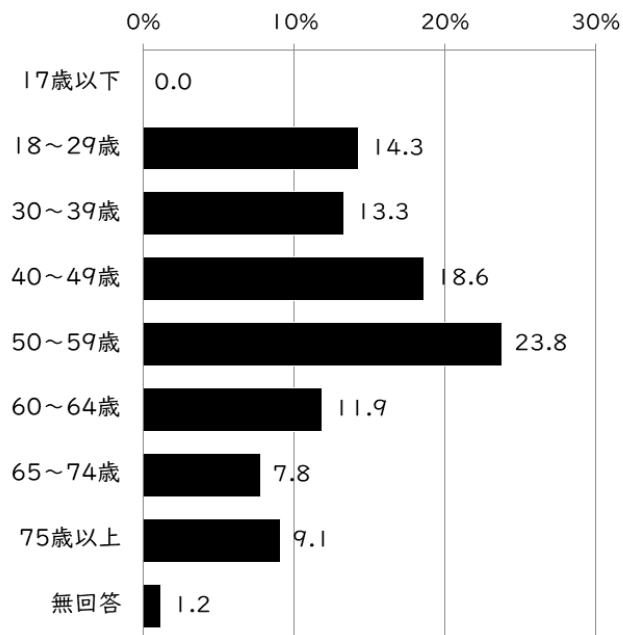


2. アンケート調査結果の概要（障がい者分）

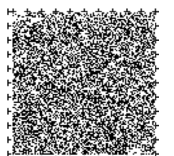
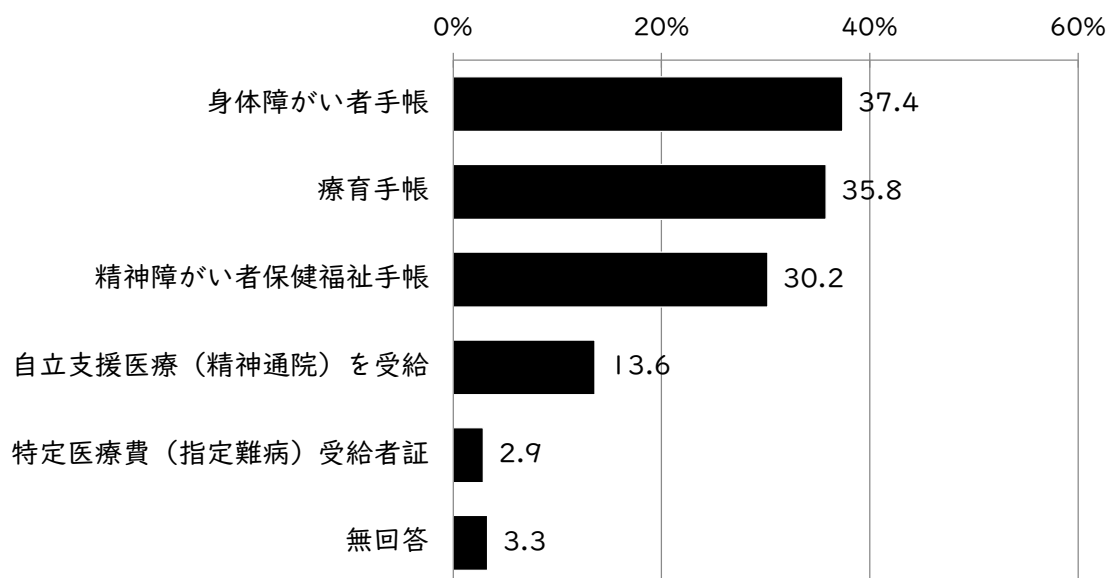
（1）回答者の属性

「回答者の年代」と「所持している障がい者手帳等の種類」は以下のとおりです。

回答者の年代（障がい者 645 人）



所持している障がい者手帳等の種類（複数回答）（障がい者 645 人）

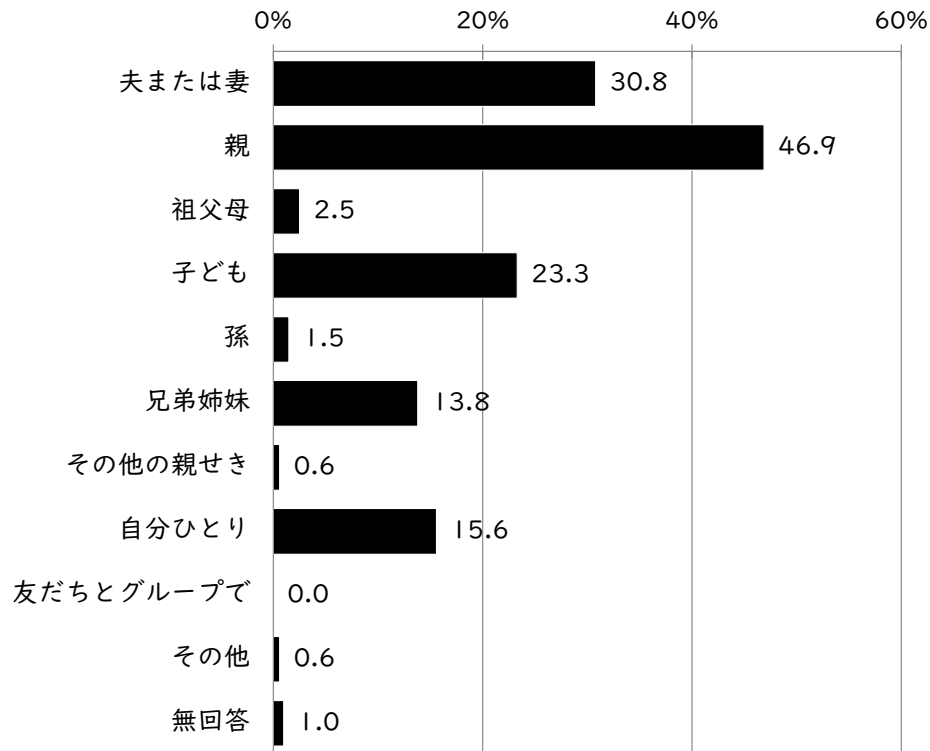


(2) 家族状況・生活状況

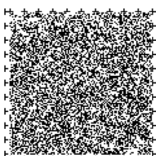
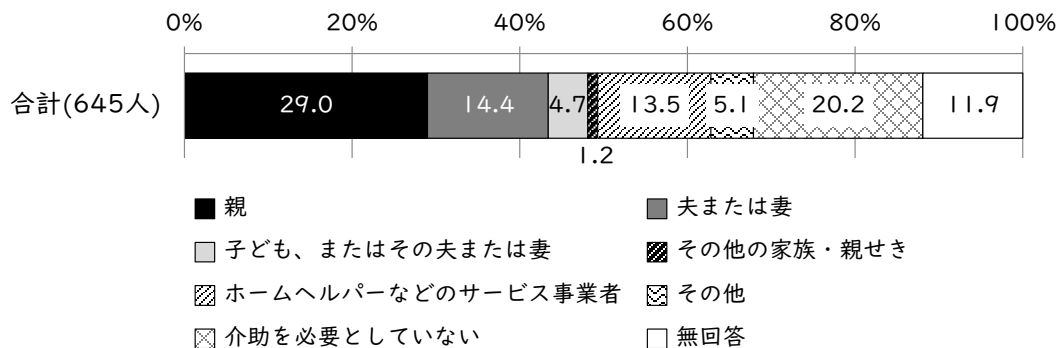
同居している家族は、「親」が 46.9%と最も高く、次いで「夫または妻」が 30.8%となっています。また、ひとり暮らしをしている人は、15.6%となっています。

また、主な介助者は、「親」が 29.0%と最も高くなっています。

同居家族（障がい者 645 人）



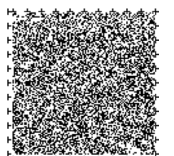
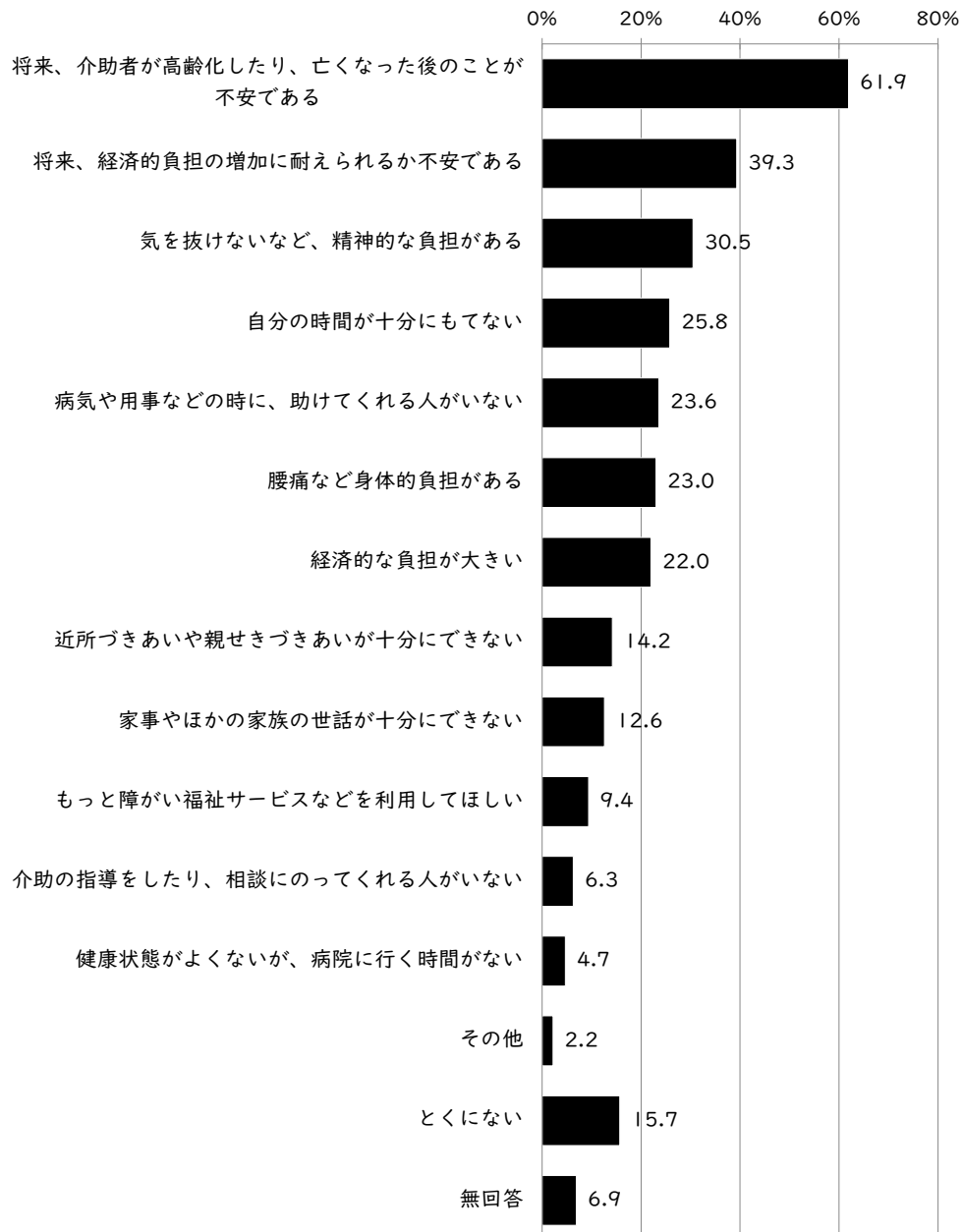
主な介助者（複数回答）（障がい者 645 人）



主な介助者の介助をする上での悩みごと・心配ごとは「将来、介助者が高齢化したり、亡くなった後のことが不安である」が61.9%と最も高くなっています。

次いで「将来、経済的負担の増加に耐えられるか不安である」が39.3%となっています。

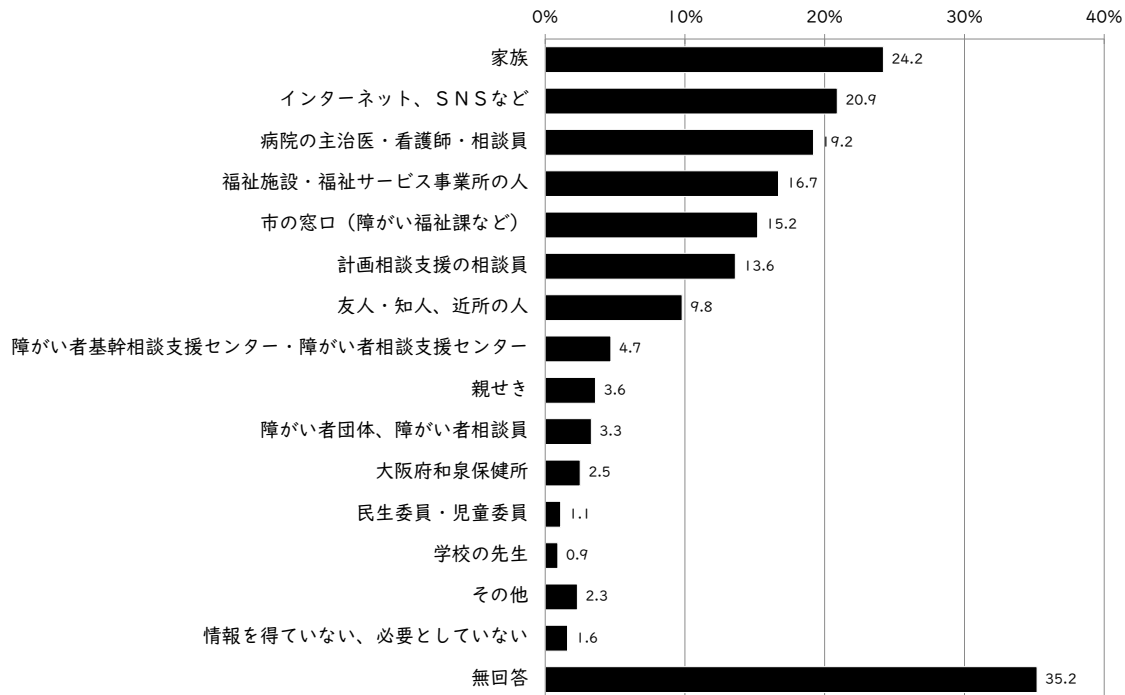
介助をする上で何か悩みごとや心配ごと（複数回答）（障がい者318人）



(3) 情報の入手・相談先

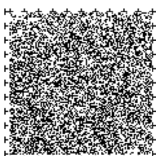
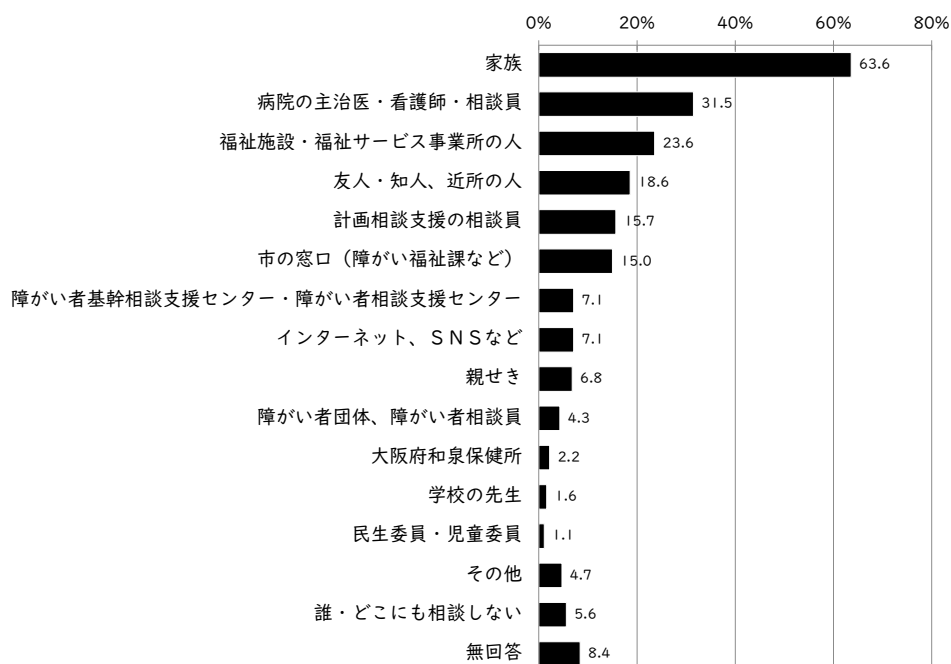
生活や福祉に関する情報の入手先で最も高いのは、「家族」が24.2%、次いで「インターネット・SNSなど」が20.9%と高くなっています。

生活や福祉に関する情報の入手先 (複数回答) (障がい者 645 人)



相談先については、「家族」が63.6%最も高くなっており、次いで「病院の主治医・看護師・相談員」が31.5%となっています。

困っていることの相談先 (複数回答) (障がい者 645 人)



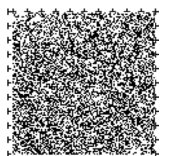
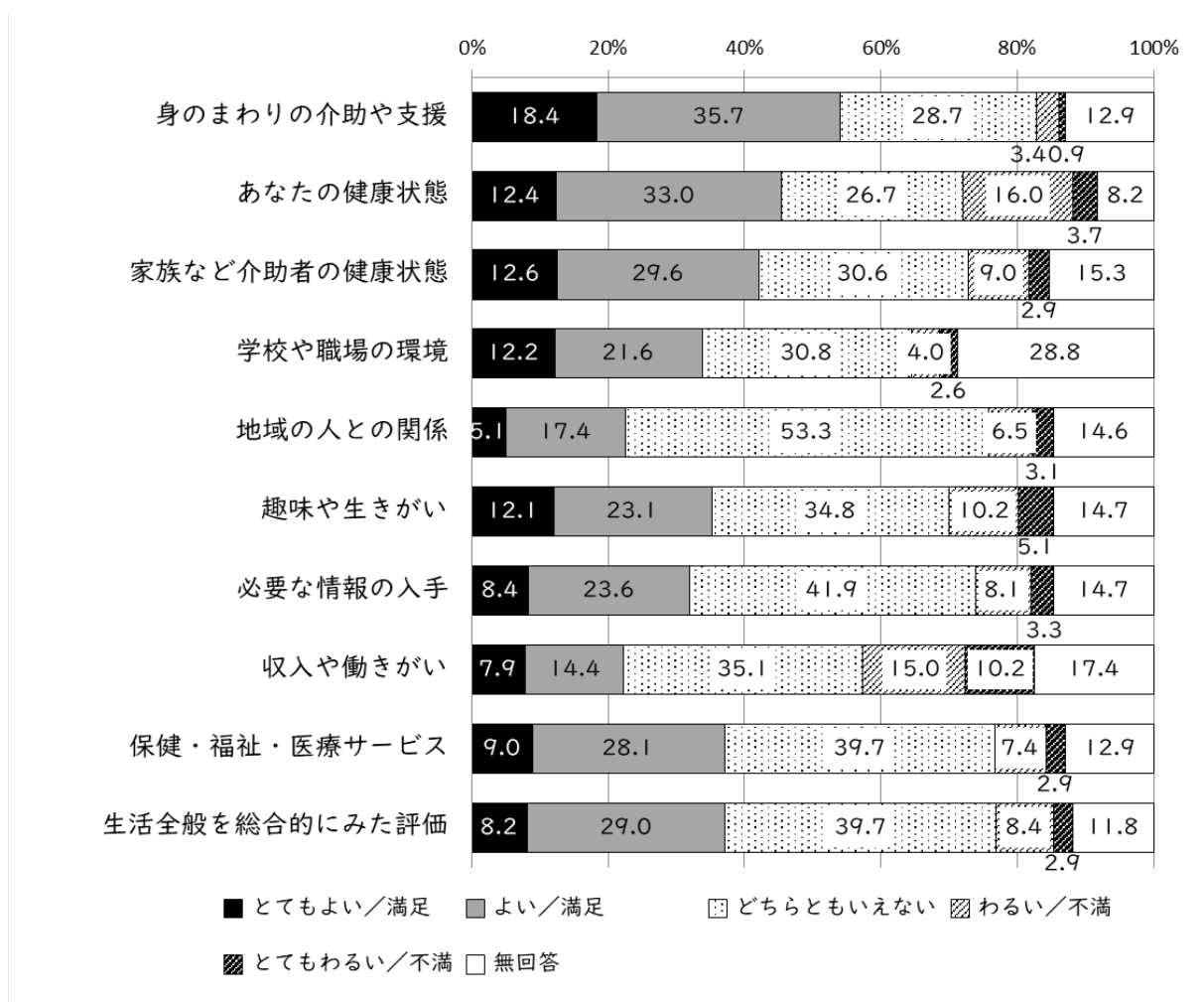
(4) 生活の評価（満足度）のこと

現在の生活に対する評価については、ほとんどの項目において「満足」が「不満」より上回っています。

ただし、「収入や働きがい」については、「不満」の方が「満足」を上回っています。

なお、「生活全般を総合的にみた評価」では、「満足」が37.2%、「不満」が11.3%となっています。

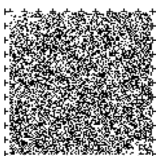
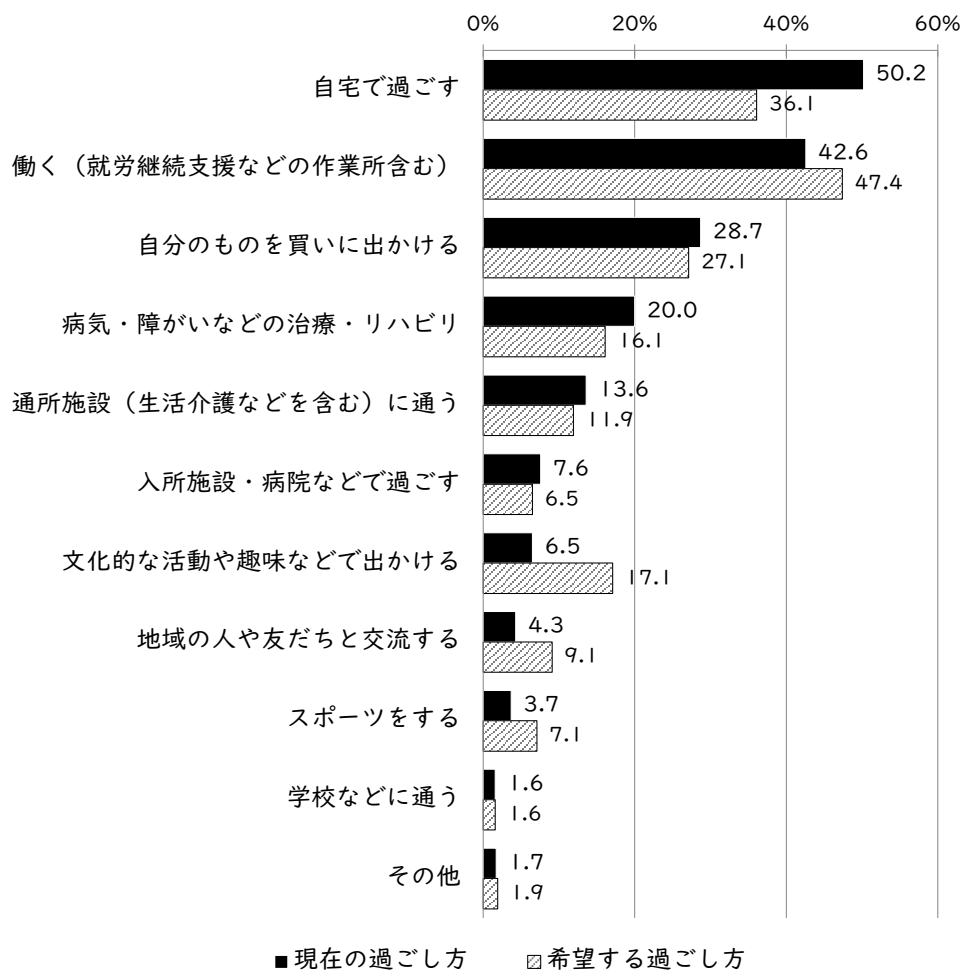
生活の評価（障がい者 645 人）



(5) 日中の過ごし方

現在の過ごし方では「自宅で過ごす」が50.2%であるのに対して、希望する過ごし方では36.1%となっており、「働く」や「スポーツ」、「交流」などの社会参加については、現在の過ごし方に比べて希望する過ごし方は多くなっています。

現在の過ごし方と希望する過ごし方（複数回答）（障がい者 645 人）

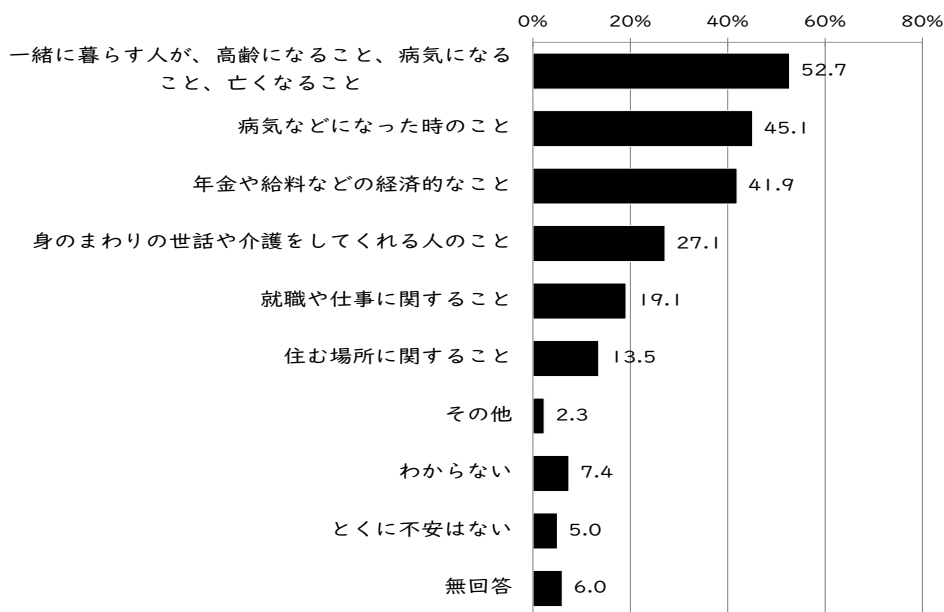


(6) 将来のこと

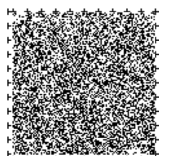
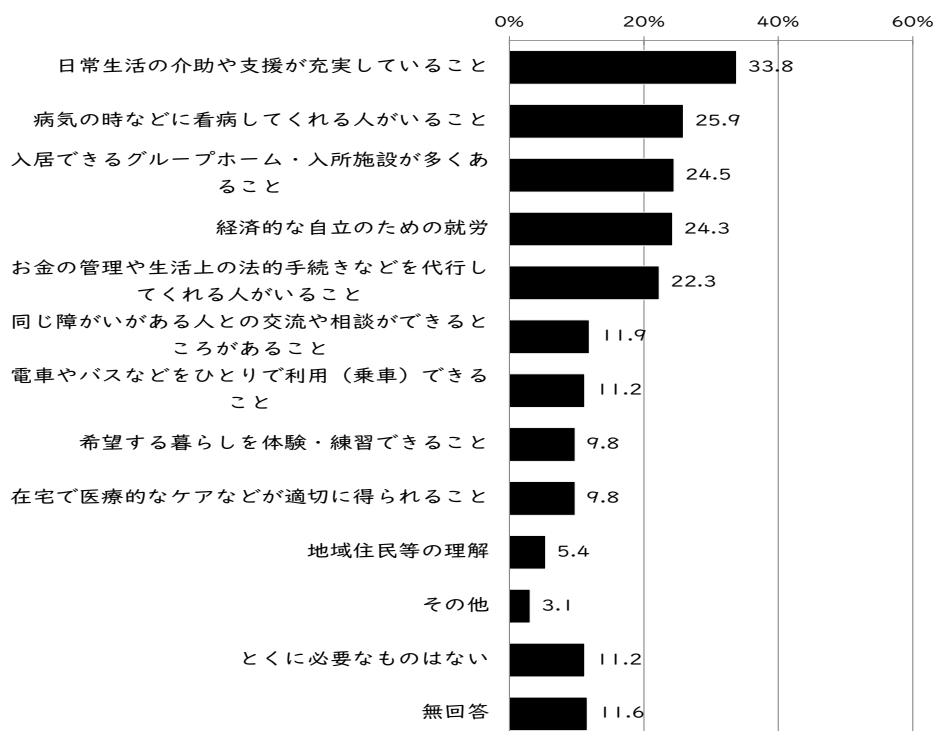
将来の不安については、「一緒に暮らす人が、高齢になること、病気になること、亡くなること」が52.7%と最も高く、次いで自身が「病気などになった時のこと」「年金や給料などの経済的なこと」が高くなっています。

また、希望する暮らしの実現のために必要なことについては、「日常生活の介助や支援が充実していること」が33.8%と最も高くなっています。

将来の不安（複数回答）（障がい者 645 人）



希望する暮らしを実現のため必要なこと（複数回答）（障がい者 645 人）

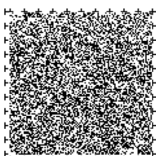
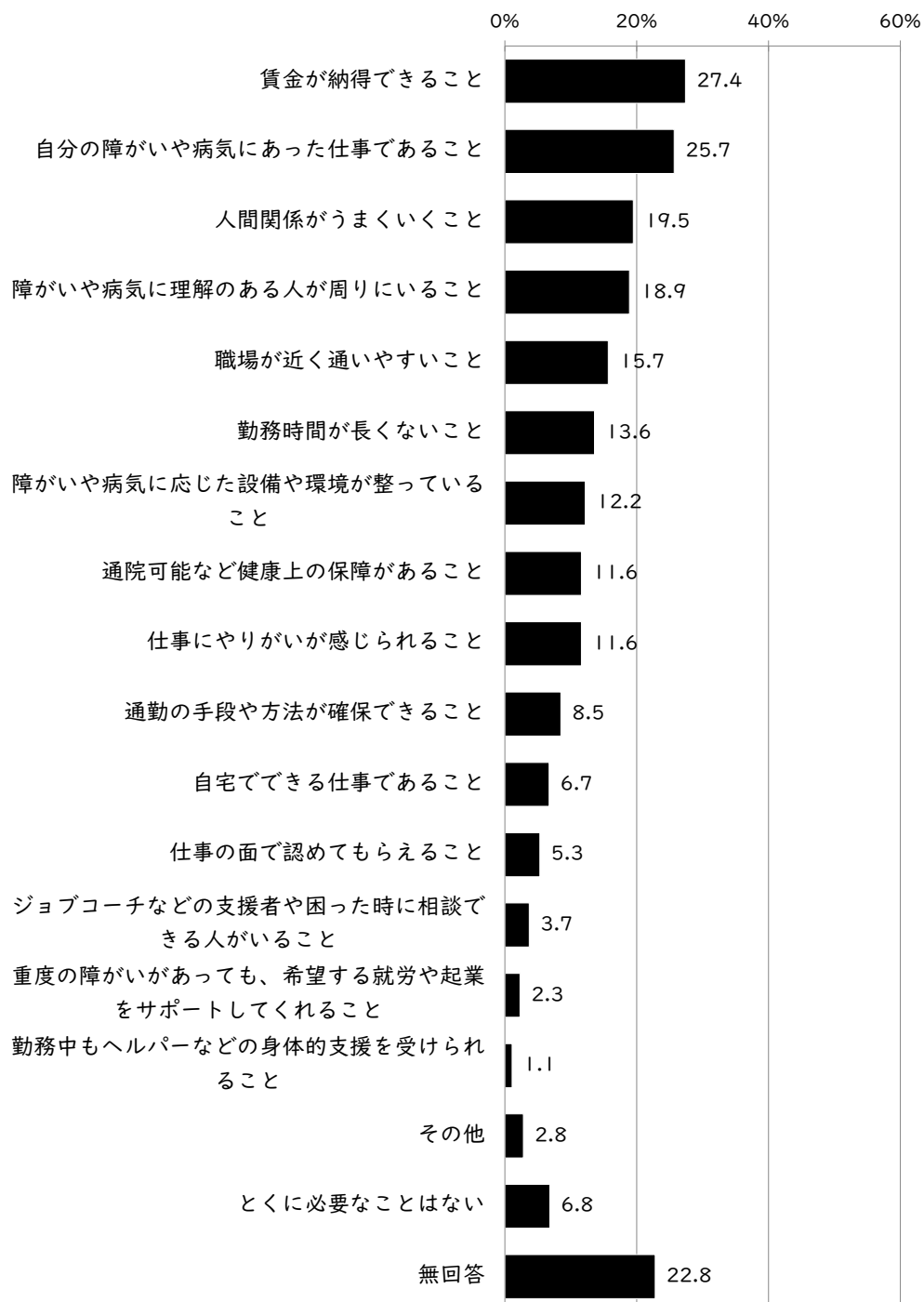


(7) 就労のこと

働くことや長く働き続けるために必要なことについては、「賃金が納得できること」が27.4%と最も高く、次いで「自分の障がいや病気にあった仕事であること」が25.7%となっています。

また、「重度の障がいであっても、希望する就労や起業をサポートしてくれること」「勤務中もヘルパーなどの身体的支援を受けられること」などケアを要する状態であっても就労を希望する人がいます。

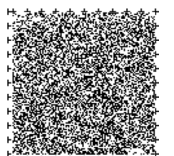
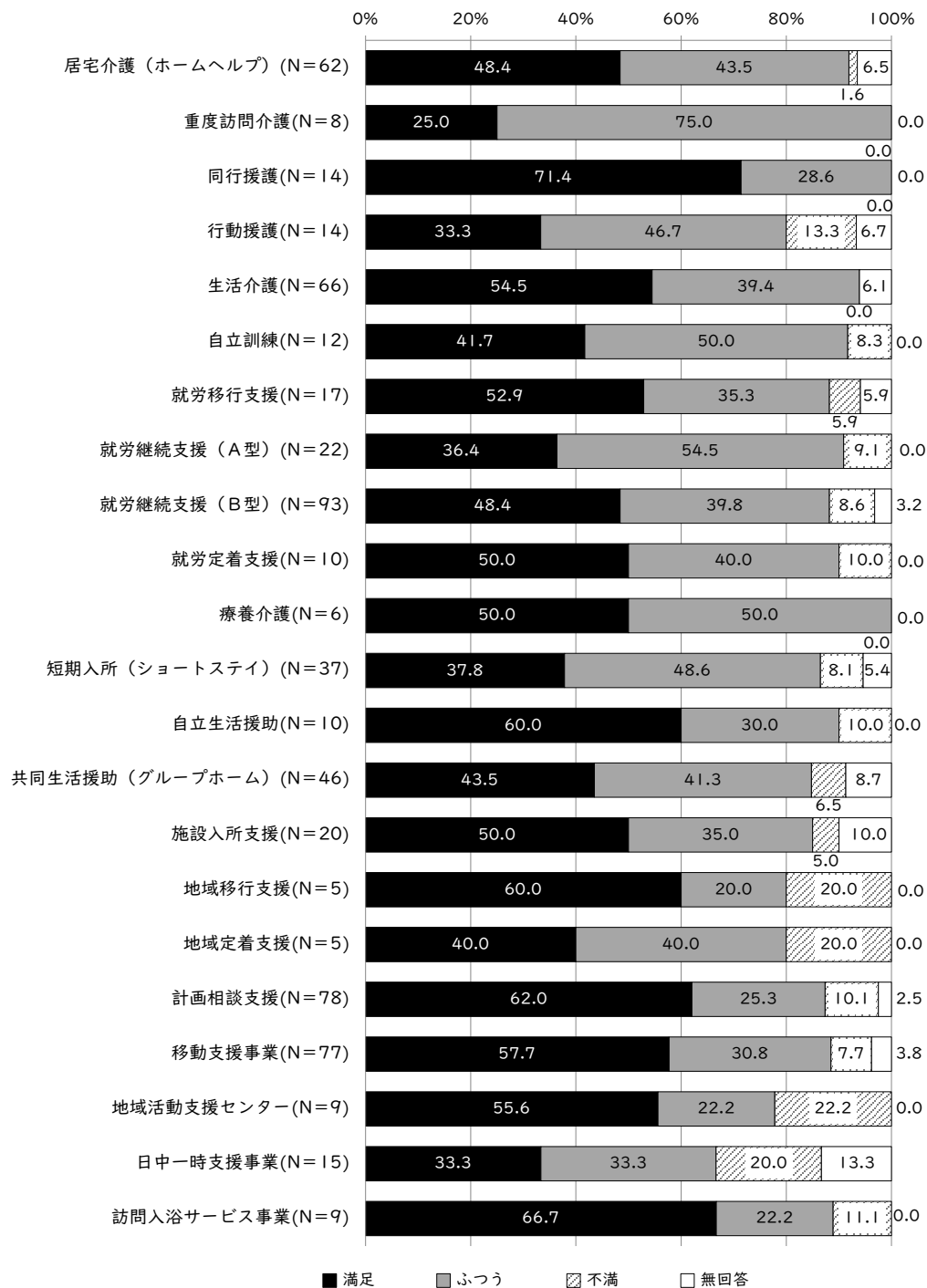
働くことや、長く働き続けるために必要なこと（複数回答）（障がい者 645 人）



(8) 障がい福祉サービスのこと

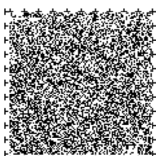
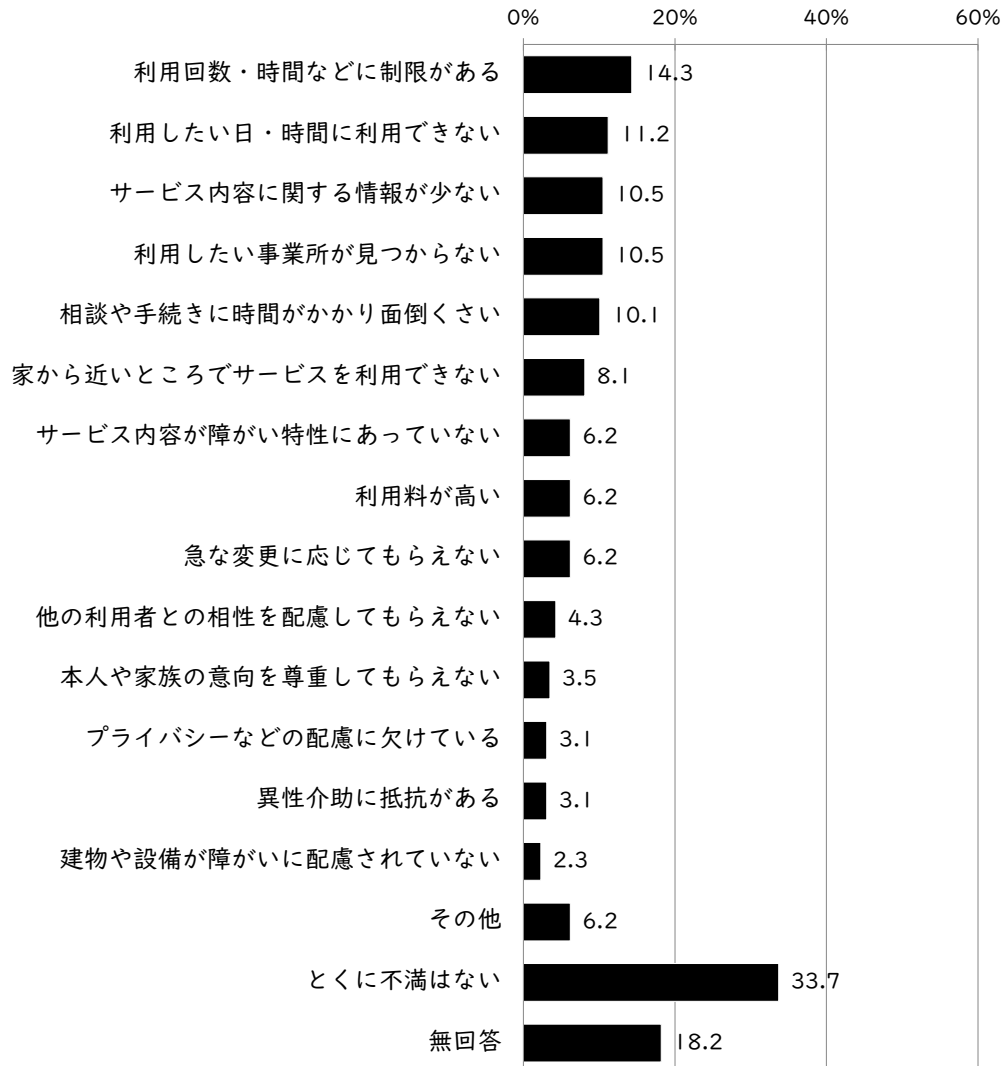
障がい福祉サービスの満足度については、以下のとおりの状況です。多くの人が「満足」または「ふつう」と回答していますが、一定数の人が「不満」と回答しています。

障がい福祉サービスの満足度



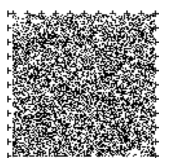
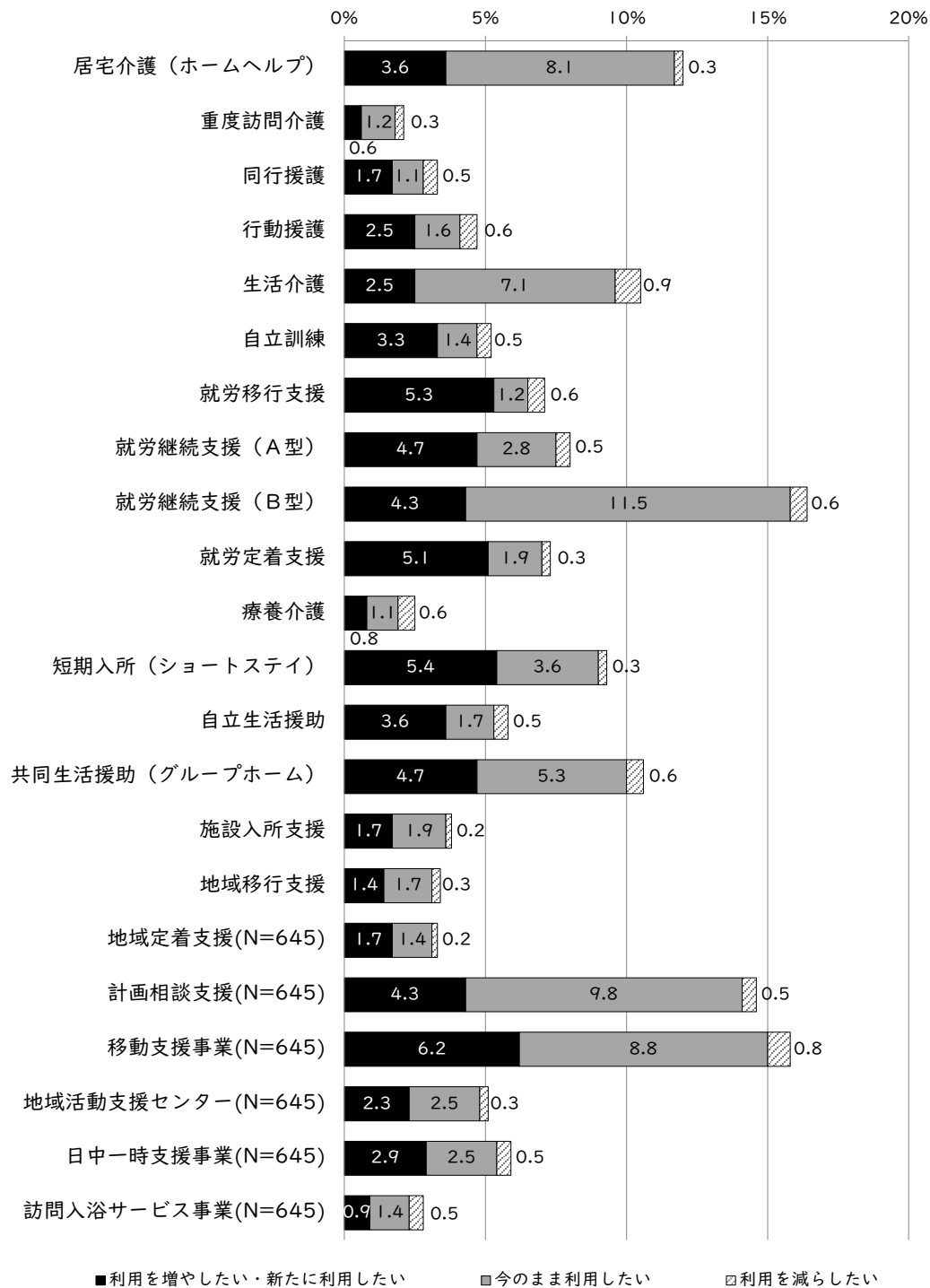
障がい福祉サービスを利用して不満に思うことについては、「特に不満はない」を除くと、「利用回数・時間などに制限がある」が14.3%と最も高く、次いで「利用したい日・時間に利用できない」「利用したい事業所が見つからない」「サービス内容に関する情報が少ない」などが高くなっています。

障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと（複数回答）（障がい者 258 人）



今後の障がい福祉サービスの利用に関する意向については、「利用を増やしたい・新たに利用したい」が一定数あり、「利用を減らしたい」という意向はほとんどありません。

福祉サービス等の利用意向（障がい者 645 人）



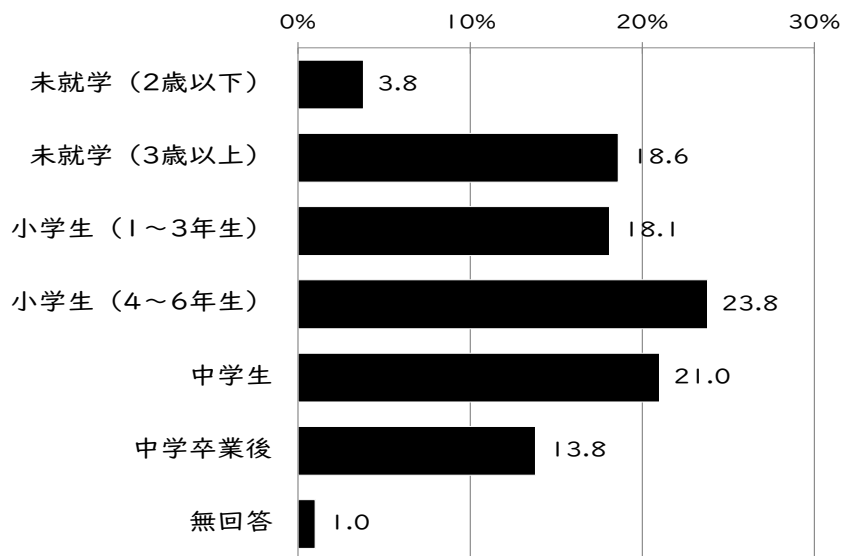
3. アンケート調査結果の概要（障がい児分）

（1）回答者の属性

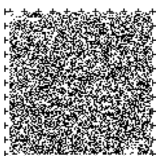
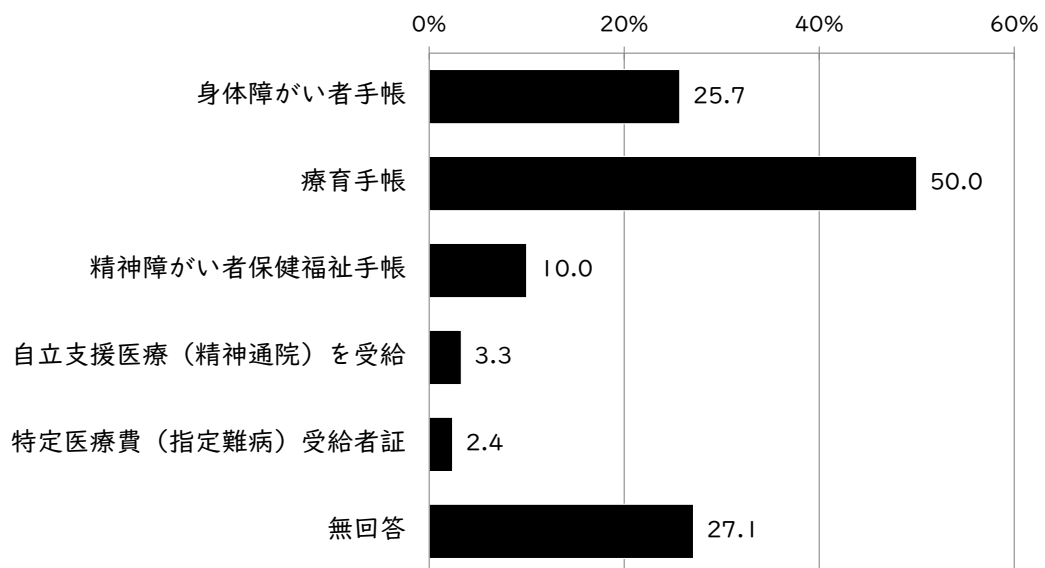
障がい児向けアンケート調査の「回答者の年齢・学年」と「所持している手帳等の種類」は、以下のとおりです。

なお、障がい児向けアンケート調査で「所持している手帳等の種類」の「無回答」には、「児童通所支援サービス」を利用している子どもが多数含まれています。

回答者の年齢・学年（障がい児等 210 人）



所持している障がい者手帳等の種類（複数回答）（障がい児等 210 人）

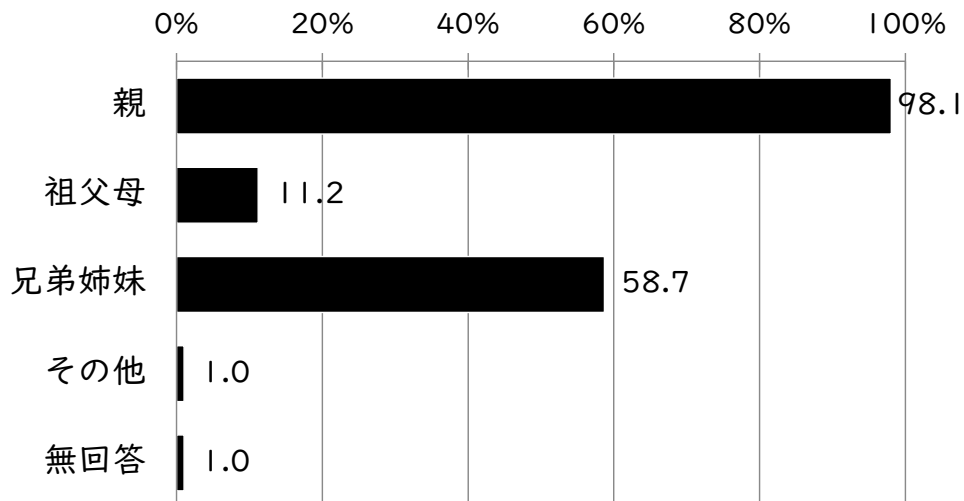


(2) 家族状況・生活状況

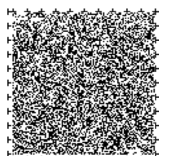
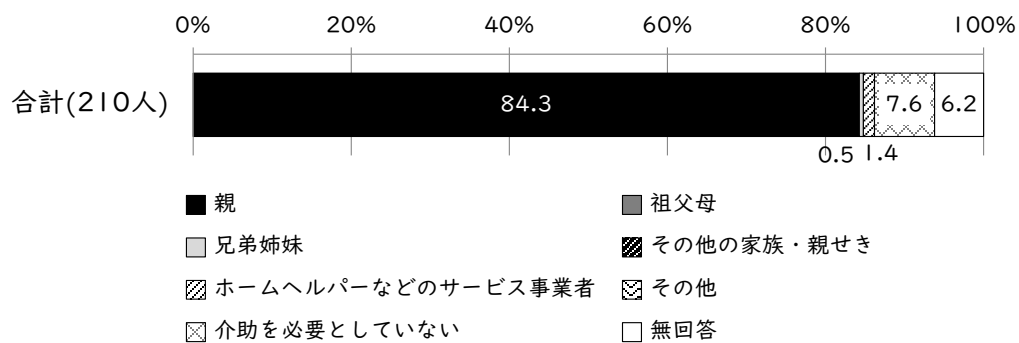
回答者のうち「親」と同居が98.1%、「兄弟姉妹」は58.7%、「祖父母」は11.2%でした。

主な介助者は、「親」が84.3%と最も多くなっています。

家族状況（複数回答）（障がい児等210人）

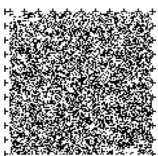
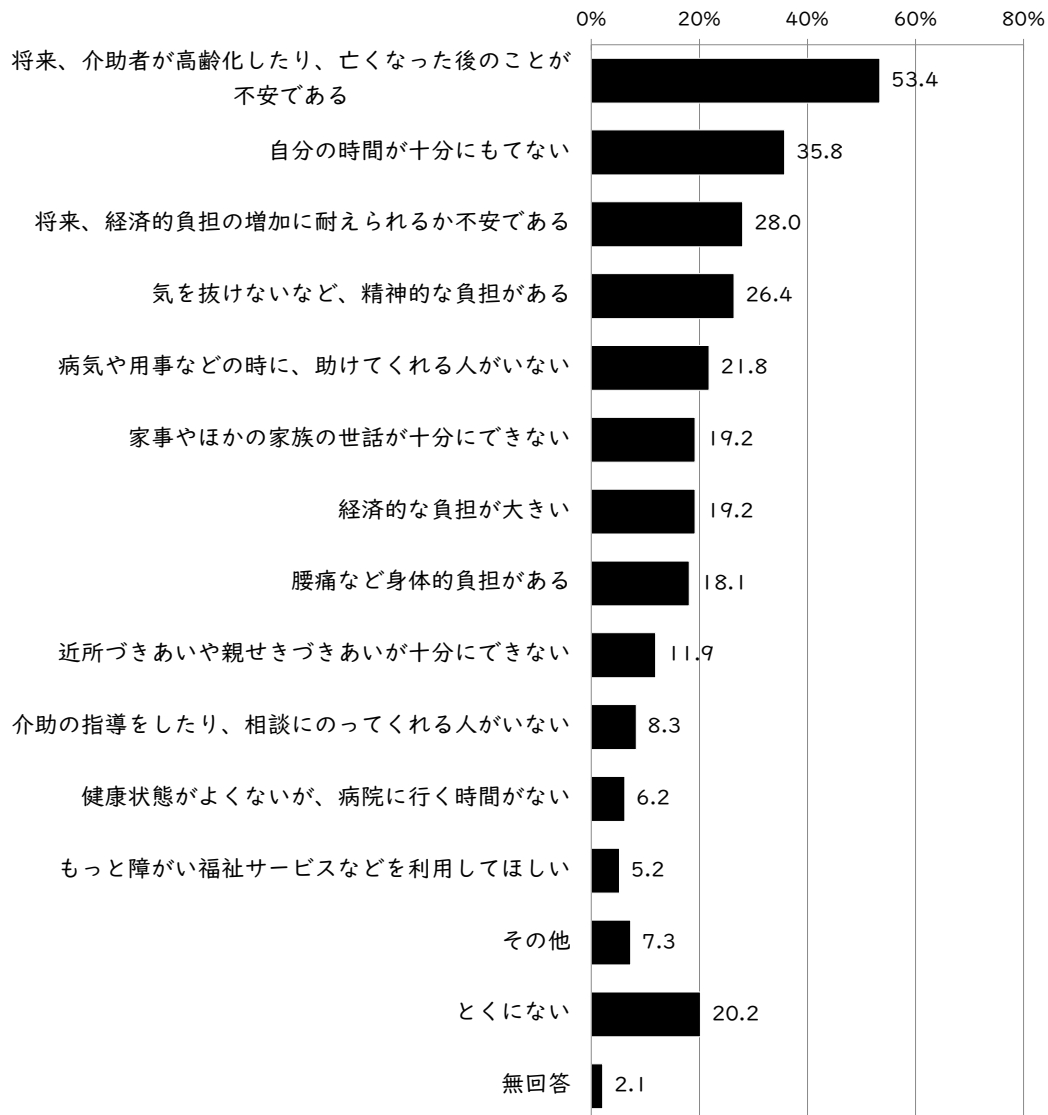


主な介助者（障がい児等210人）



主な介助者の介助をする上での悩みごと・心配ごとは、「将来、介助者が高齢化したり、亡くなった後のことが不安である」が53.4%と最も高くなっています。次いで、「自分の時間が持てない」が35.8%となっています。

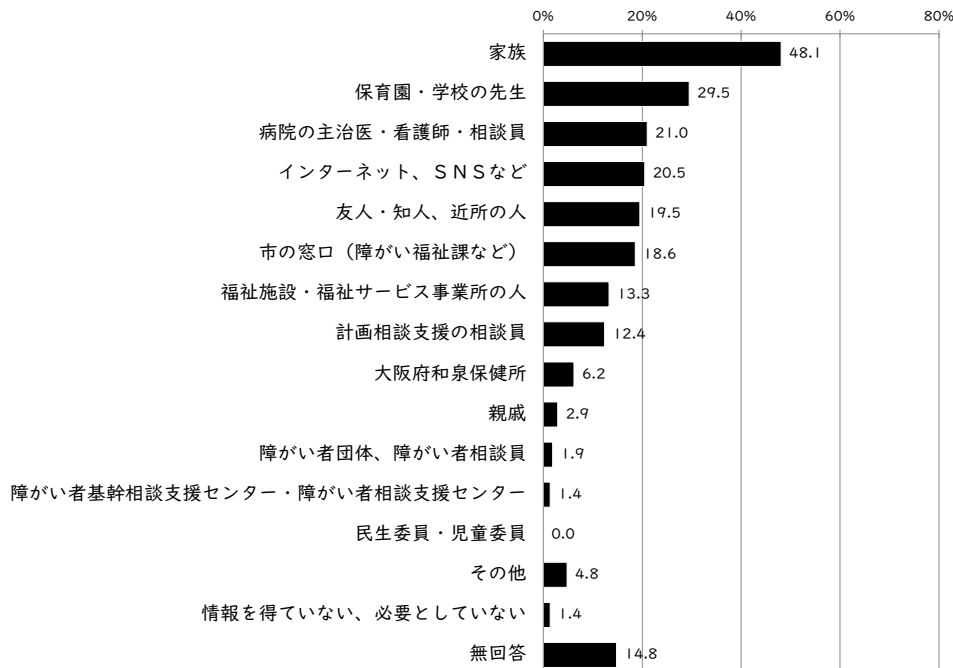
主な介助者の介助をする上で何か悩みごとや心配ごと（複数回答）（障がい児等193人）



(3) 情報の入手・相談先

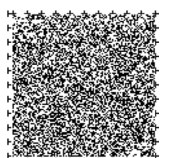
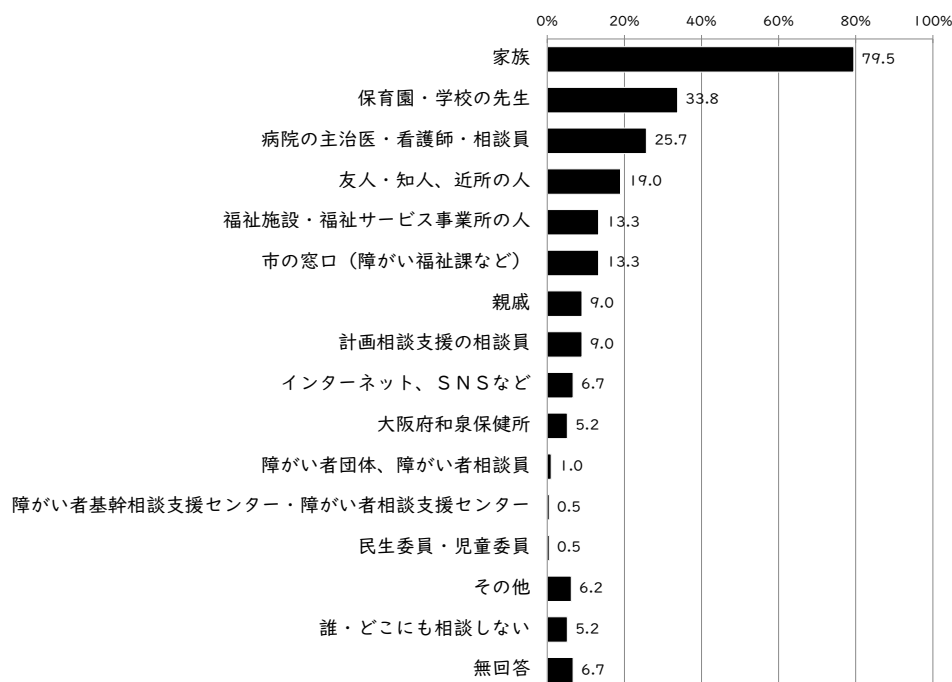
生活や福祉に関する情報の入手先で最も多いのは、「家族」48.1%、次いで「保育園・学校の先生」が29.5%となっています。

情報の入手（複数回答）（障がい児等210人）



相談先で最も多いのは、「家族」79.5%、次いで「保育園・学校の先生」が33.8%となっています。

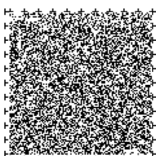
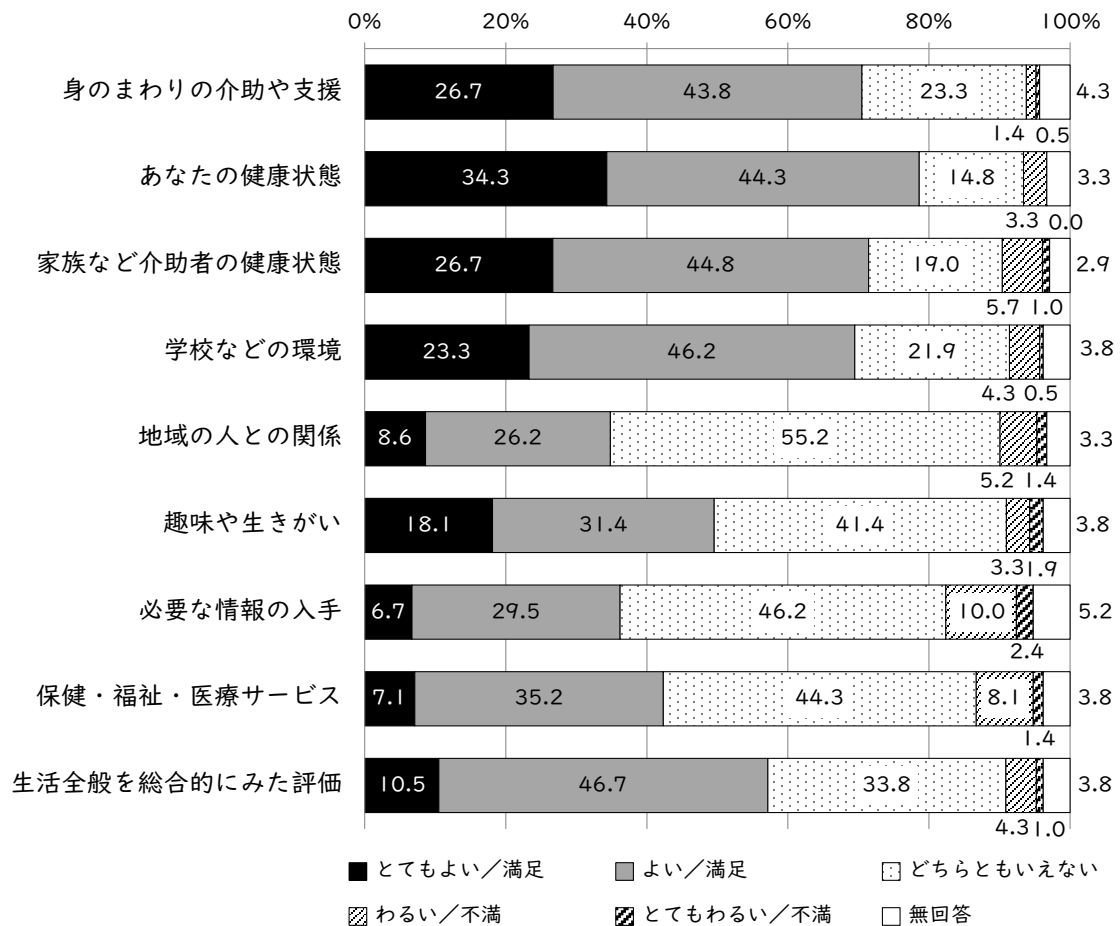
相談先（複数回答）（障がい児等210人）



(4) 生活の評価（満足度）のこと

現在の生活についての評価は、以下のとおりで、「生活全般を総合的に見た評価」では、「満足」が57.1%と半数以上で、「不満」が5.3%となっています。

生活の評価（障がい児等210人）



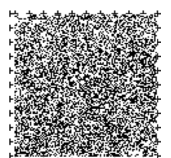
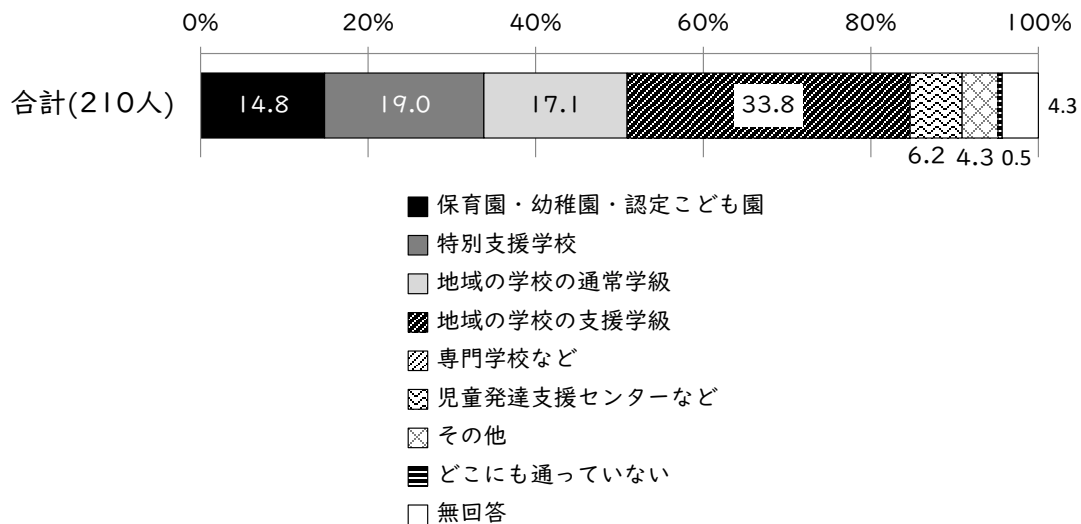
(5) 学校等・日中の過ごし方のこと

回答者の、学校等の在籍状況は以下のとおりです。

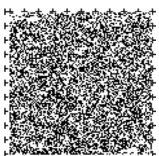
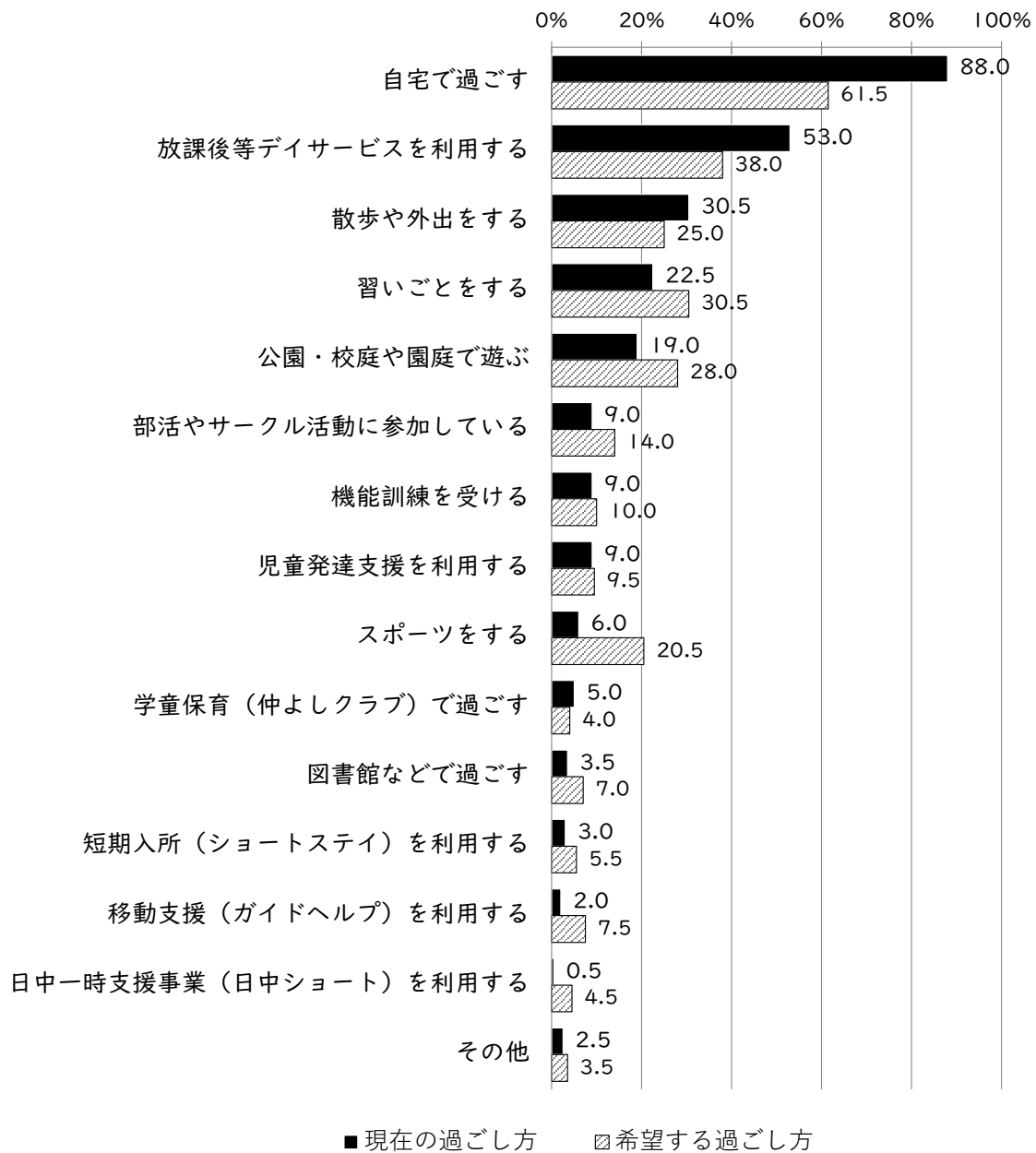
休日や放課後の過ごし方の現在と希望を比較すると、「公園・校庭や園庭で遊ぶ」「習い事をする」「スポーツをする」で希望が現在より特に割合が多くなっています。

希望する過ごし方を実現するために必要なこと（複数回答）は、「児童・生徒のニーズに応じた学習指導の充実」が39.5%、「支援・サービスを提供する事業所の充実」が37.0%、「必要に応じて相談ができるさまざまな窓口の充実」が35.5%、「障がいのある人に対する地域の理解促進」30.5%の順に多くなっています。

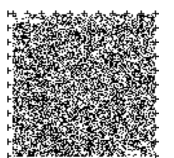
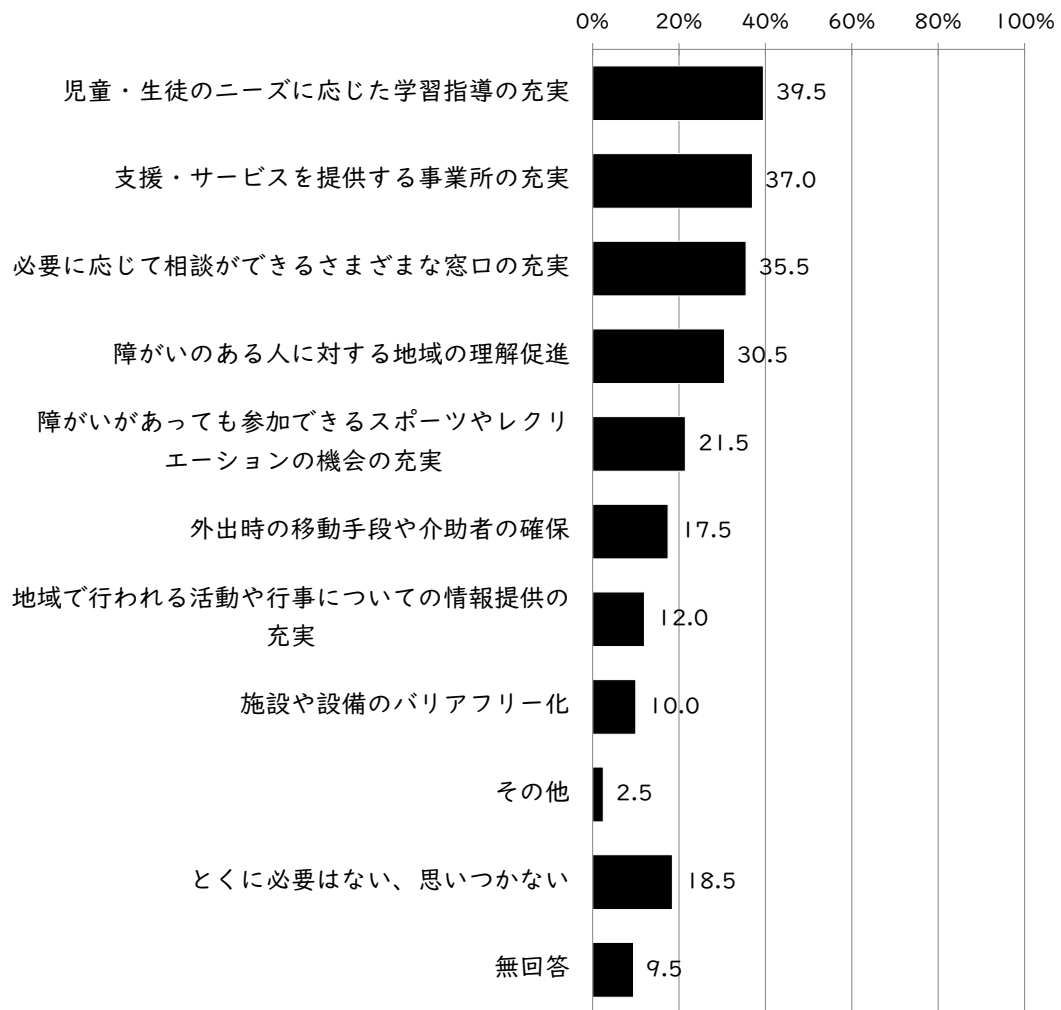
学校等の在籍状況（障がい児等210人）



学校などの休日や放課後の現在の過ごし方と希望する過ごし方
(複数回答)(障がい児等210人)



希望する過ごし方を実現するために必要なこと（複数回答）（障がい児等210人）

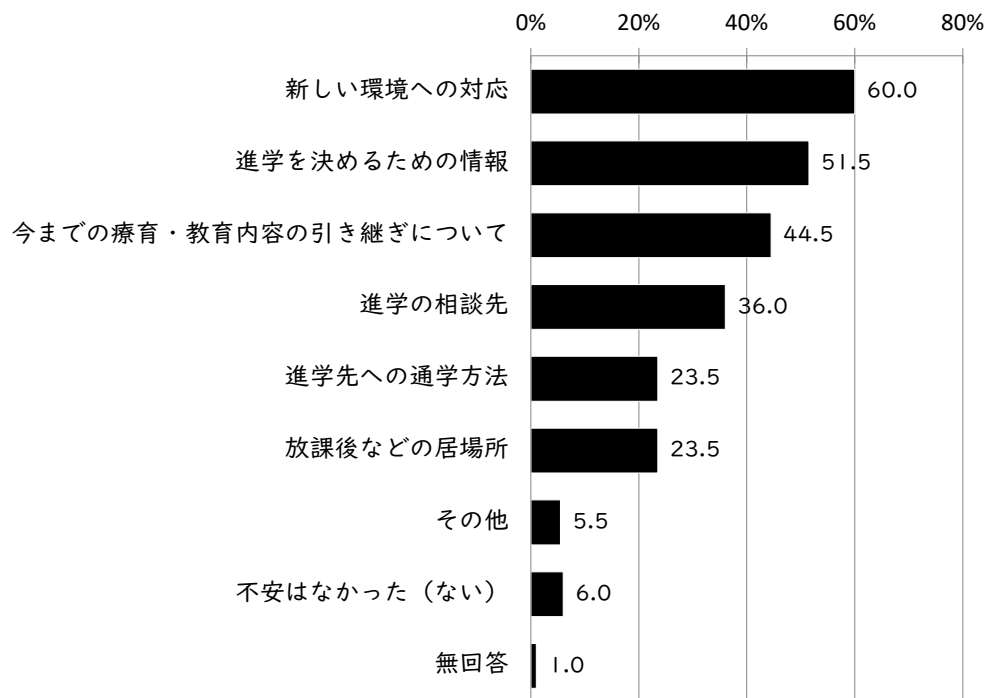


(6) 進学・進級のこと

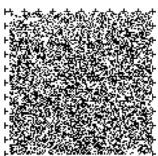
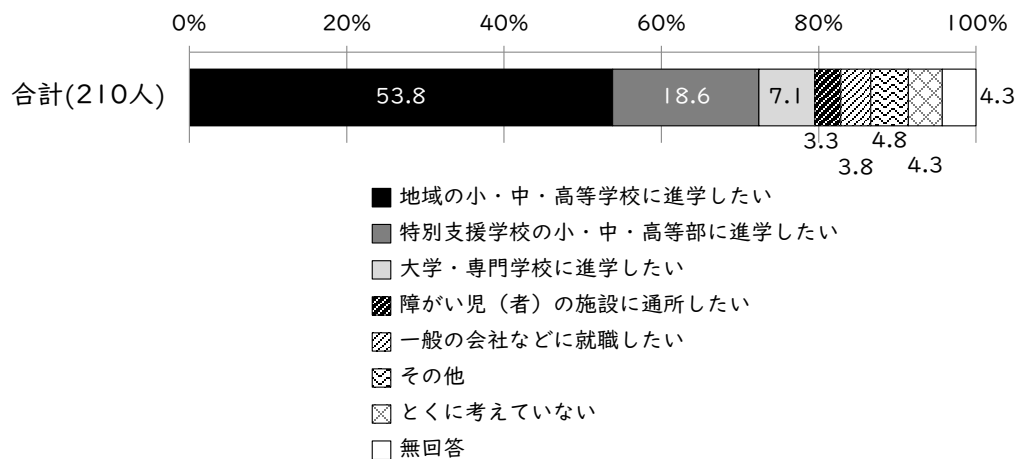
進学や進級に際しての不安(複数回答)では、「新しい環境への対応」が60.0%、「進学を決めるための情報」が51.5%、「これまでの療育・教育内容の引き継ぎについて」が44.5%、「進学の相談先」36.0%となっています。

卒業後の進路については、「地域の小・中・高等学校に進学したい」が53.8%と最も多くなっています。

進学や進級に際しての不安 (複数回答) (障がい児等 210人)



卒業後の進路 (障がい児等 210人)



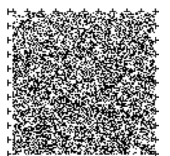
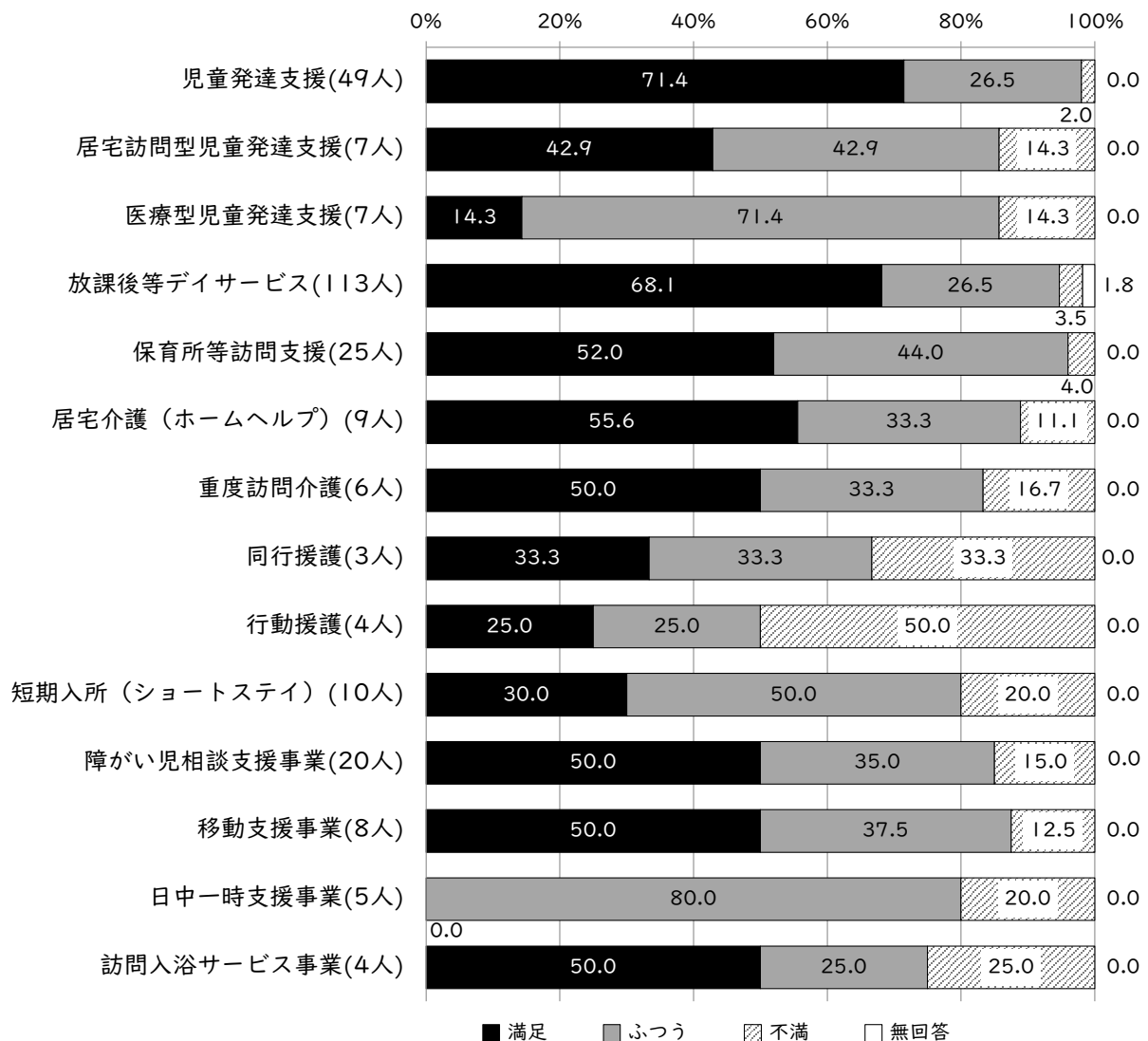
(7) 障がい児福祉サービスのこと

障がい児等で、過去1年間に障がい児福祉サービス等を利用した方は、164名で全体の78.1%となっています。

障がい福祉サービスの利用者の評価をみると、「満足」では、「児童発達支援」71.5%、「放課後等デイサービス」68.2%、「居宅介護(ホームヘルプ)」55.6%、「保育所等訪問支援」52.0%となっています。

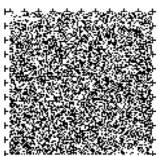
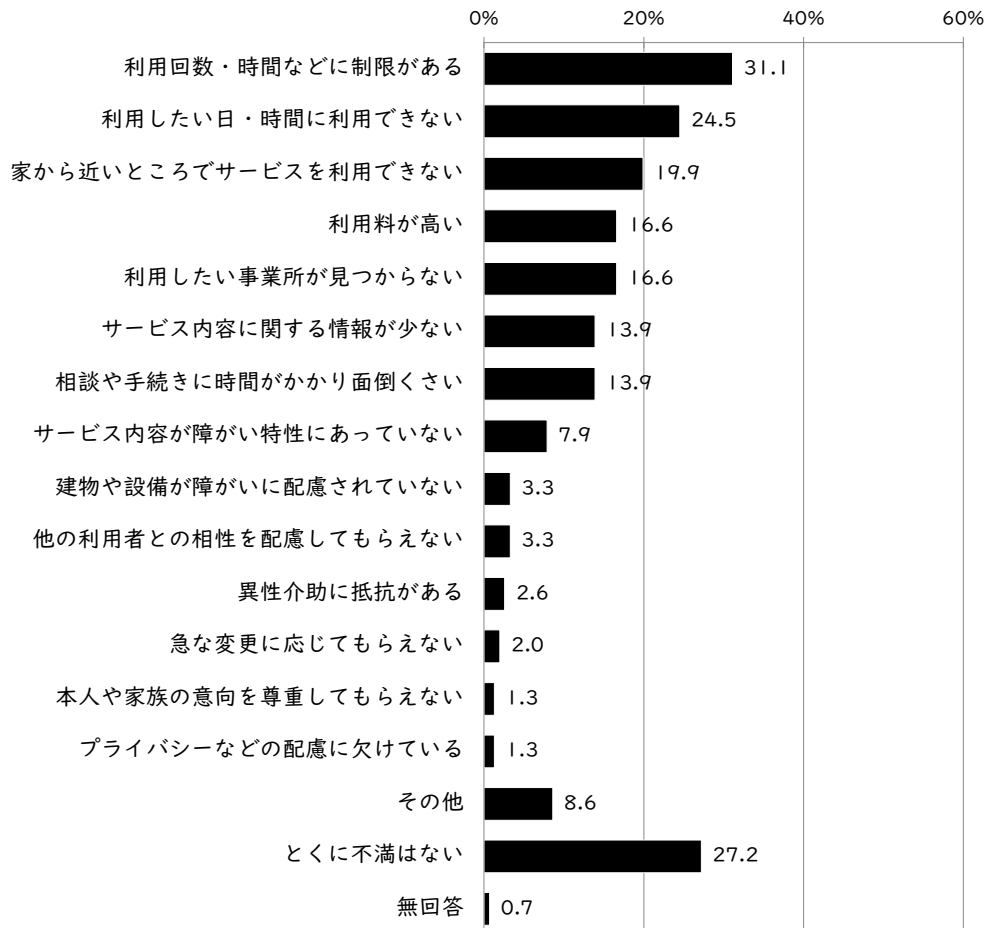
「不満」では、「行動援護」50.0%となっています。

障がい児福祉サービスの評価



障がい児福祉サービス等を利用している人が、障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと（複数回答）は、「利用回数・時間などに制限がある」が最も多く次いで「利用したい日・時間に利用できない」、「家から近いところでサービスを利用できない」となっています。

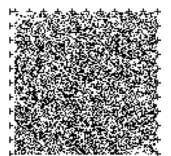
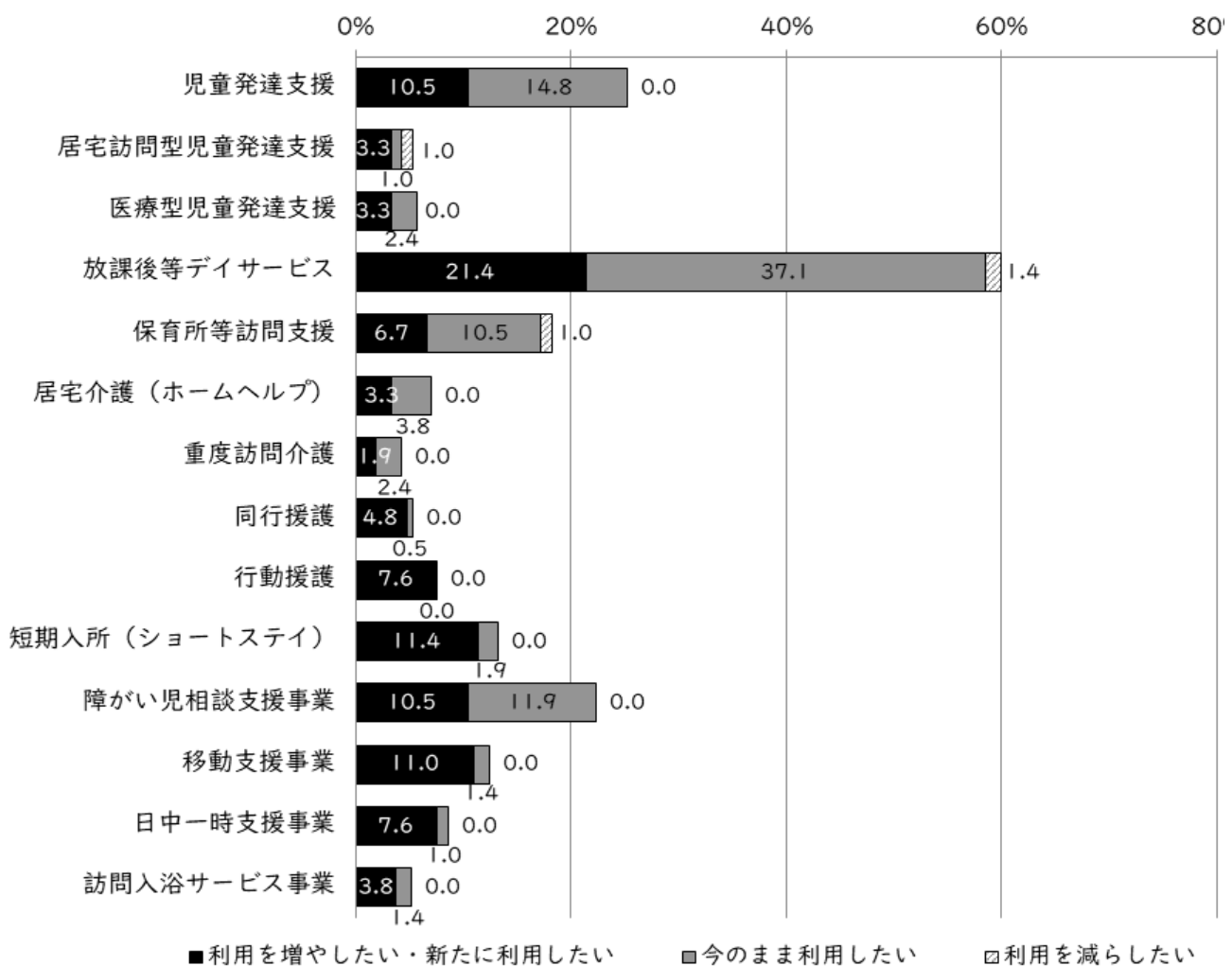
障がい福祉サービスなどを利用して不満に思うこと（複数回答）（障がい児等 151 人）



今後3年以内の利用意向は、「利用を増やしたい・新たに利用したい」では、「放課後等デイサービス」21.4%、短期入所（ショートステイ）11.4%、「児童発達支援」10.5%、「障がい児相談支援事業」10.5%、「移動支援事業」11.0%となっています。

「今のまま利用したい」では、「放課後等デイサービス」37.1%、「児童発達支援」14.8%、「障がい児相談支援事業」11.9%、「保育所等訪問支援」10.5%となっています。

通所支援・福祉サービス・支援事業の利用意向（障がい児等210人）



4. 障がい児・者福祉に関する課題

(1) 障がい児・者福祉共通の課題

【福祉サービスの充実】

福祉サービスの利用意向について、新たな利用や利用回数の増加の意向が一定数あり、引き続きサービスの量・質の充実が必要です。

【切れ目ない相談支援】

進学や進級に際しては、ほとんどの障がい児が不安を感じており、適切な情報提供とともに、療育・教育の引き継ぎや次の段階を見据えた準備等、ライフステージの節目での丁寧な相談・支援が必要です。

また、障がい児から障がい者への移行にあたっても、切れ目のない支援ができるよう提供体制の構築が必要です。

【情報提供等の充実】

障がい者やその家族があらゆる方法で、必要な情報の入手や相談ができるよう、情報発信の充実と身近な地域で相談ができるよう周知などを行う必要があります。

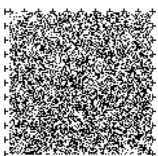
(2) 障がい者福祉に関する課題

【地域生活の支援】

将来の介助者の高齢化などに不安を感じる人は多く、いわゆる「親亡き後」を見据えて、障がい者が地域での生活を継続できるよう相談支援体制の充実を図るとともに、グループホームなどの障がい福祉サービスの提供体制を充実する必要があります。特に強度行動障がいなどの重度の障がい者に対する支援体制の充実が重要な課題です。

【精神障がいに対する相談支援体制の充実】

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々大幅に増加しており、精神障がいのある人への相談支援体制やサービス提供体制の充実が必要です。



【就労支援等の充実】

就労や働きがいに課題を感じている人は多くあり、就労に関する相談窓口の周知を行うとともに、就労支援機関等の連携体制を構築し、就労支援の充実を図る必要があります。

(3) 障がい児福祉に関する課題

【家族まるごと支援】

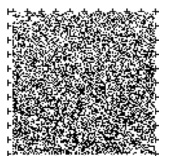
障がい児の半数以上が兄弟姉妹と同居しており、親は子どもの介助に加えて家事やほかの家族の世話もしていることから、自分の時間が十分にもてないという悩みが多く、障がい児福祉については、より家族全体で捉えることが重要と考えられます。

【保育・教育・保健医療・福祉の連携】

保育園・学校の先生や、かかりつけの医療機関は、身近な相談者として大きな位置を占めており、保育・教育・保健医療と福祉が連携して相談・支援の充実に取り組む体制構築が必要です。

(4) その他障がい福祉施策の充実

障がい理解の推進、障がい者の社会参加の促進、地域での住民同士の付き合いなど障がいを取り巻く自助・共助の住民自治（地域福祉）のあり方など障がい者が住みやすいまちづくり、地域共生社会の実現に向けた施策については、関連計画である地域福祉計画と連携し、障がい者計画において整理することとします。



第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の基本理念

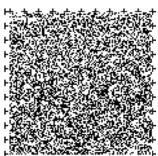
1. 計画の基本理念

本市では、「第4次和泉市障がい者計画」において「障がいのある人もみんないきいき共に暮らせるまち・和泉」を基本理念に掲げています。誰もがいきいきと暮らせるまちを実現するためには、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見を受けることなく安心して生活できることが大切です。

また、障害者権利条約は、全ての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。

本計画では、第4次和泉市障がい者計画の基本理念にのっとり、障がいのある人が望む暮らし方を選び、障がい福祉サービス等についても自ら選び、決定できるよう意思決定支援を促進するとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援体制の整備を進め、また、サービスに関わる人材の確保や育成等を通じて権利擁護の推進とサービスの充実を図ります。

あわせて、障がいのある人もない人もお互いの人権を尊重し合い、障がいのある人の自立と社会参加を促進するとともに、関連計画である地域福祉計画との連携を図り、地域における包括的な支援体制を構築することで、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。



第4章 第7期障がい福祉計画

1. 計画の基本方針

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方なども考慮し、本計画の基本方針を次のとおり定めます。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮する考えに基づき、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、自らの意思で生き方や暮らし方を選び、自分らしく暮らせるよう、相談支援体制や障がい福祉サービス等の提供体制など包括的な支援体制の整備を促進します。

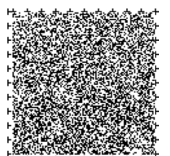
(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等を対象とし、誰もがサービスを適切に利用できるよう充実を図ります。また、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者については、障がい福祉サービスの対象であることを周知するとともに、障がい福祉サービスを必要とする本人に対して情報提供等を行うなどの取組みを通じて利用を促進します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、地域生活支援拠点の整備、様々な民間企業や団体との協働体制の整備など地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、卒業や就職等の生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援体制を整備するとともに、精神病床における長期入院患者の地域生活の移行に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



（４）障がい福祉人材の確保・定着、人材育成

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのため、支援の質の向上を図るための研修の実施、多職種間の連携の推進、福祉現場の魅力発信等を通じた障がい福祉サービスに携わる人材の確保・育成を推進するとともに、ハラスメント対策の充実や ICT などの活用により業務の効率化を図ることで、より充実したサービスが提供できるような体制整備を目指します。

（５）障がい者の社会参加の促進

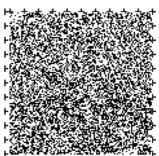
障がい者の地域における社会参加を促進するため、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要であり、障がい者が文化芸術など多様な活動に参加する機会の確保等を図るとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図るとともに、各種施設等でのバリアフリー化や情報保障などハード面やソフト面での環境整備の促進を目指します。

（６）権利擁護の推進及び障がい者差別のない社会づくり

誰もが安心して自分らしく生きるため、障がい者虐待の防止に適切に対応するとともに未然防止に努めます。また、障がい者虐待の防止の取組みとともに成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利擁護の推進を図ります。

また、障がい者差別のない社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動や支援体制の整備を図ります。



2. 障がい者福祉施策の方向性

相談支援や障がい福祉サービスの提供体制の確保に向けた考え方など施策の方向性は、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえ、次のとおり定めます。

(1) 障がい福祉サービス提供体制の充実

障がい者などが抱えるさまざまなニーズに対応するためには、福祉をはじめ、生活や就労などさまざまなサービスを提供することが必要です。

ニーズに対応したサービスを提供できるよう、専門性を高めるための研修や多職種間の連携促進、利用者の安全確保などについて、障がい福祉サービスの充実に取り組みます。

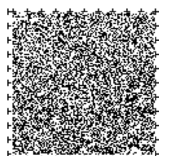
(2) 相談支援体制の充実

相談支援事業者等は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、関係機関との連携に努めることが必要です。

そのため、相談支援に対するニーズ把握を行うとともに、相談支援を行う人材の育成支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言を実施するなどにより、相談支援事業所の質の向上を図ります。また、主任相談支援専門員を計画的に育成・配置し、基幹相談支援センターの機能強化に努めます。

さらに、相談支援体制については、基幹相談支援センターを中心に委託相談支援事業所や特定相談支援事業所との連携体制の整備に取り組むとともに基幹相談支援センターが各事業所への助言や人材育成を行うことで相談支援体制の充実に取り組みます。また、障がい児から障がい者への移行にあたっても切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

その他、精神障がい者や精神保健に課題を抱える者やその家族をはじめとした障がいのある人に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援体制の整備を進めるため、関係部署や関係機関との連携強化に努めます。



（３）地域生活の移行や地域定着のための支援体制の確保

地域生活の支援にあたって、地域移行が促進されるようグループホームの体験利用などの「体験の機会・場の提供」を充実を図ります。また、例えば重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保するなど、重度化・高齢化に対応したグループホームを充実させることにより、障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を提供し、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の確保を目指します。

また、グループホームにおける希望する障がい者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図ります。

さらに、精神障がい者のニーズを把握、必要なサービスの充実を図るとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備を進めることで精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

（４）地域生活支援拠点の機能の充実

地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより機能の充実を図ります。

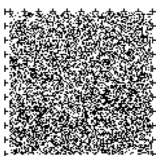
また、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域の地域生活支援拠点の機能を持つ障がい福祉サービス事業者等と基幹相談支援センターの効果的な連携の確保を図ります。

（５）福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めます。また、就労継続支援Ｂ型事業所における工賃向上の取組みを推進することで障がい者の自立を促進します。

（６）強度行動障がいや高次脳機能障がいなどを有する障がい者等に対する支援体制の整備

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者及び難病患者の支援ニーズを把握するとともに、関係機関と連携した障がい福祉サービスの利用促進や地域課題の整理や地域資源の開発等を通じた支援体制の整備を図ります。



（７）障がい者地域自立支援協議会の活性化

自立支援協議会の運営においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制整備の取組みの活性化を図ります。また、自立支援協議会の下に設置された専門部会等の活動に当事者が参画するなど当事者の意見を十分に踏まえ、障がい者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価などを通じて障がい者の自立支援に向けた体制構築に取り組みます。

その他、障がい者が希望するひとり暮らし等の実現のため、自立支援協議会と居住支援協議会等との連携に努めます。

（８）障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の防止については、障がい者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で障がい者虐待に関する電話・メール等の様ざまな手段による相談・通報の受付、速やかな事実確認・安全確認のうえ、終結に至るまで適切に対応を行います。

また、相談支援事業者等に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報、障がい者等及びその養護者の支援、市町村との連携の重要性について周知を図ります。

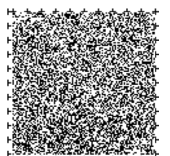
さらに虐待防止ネットワーク等の活用や虐待の増減・発生要因の分析等を通じて、重篤事案など虐待の特徴・傾向の把握や虐待防止の体制・取組み等を検証し、必要に応じてマニュアルの見直し等を実施することにより、虐待の未然防止・早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組みます。

その他、障がい福祉サービス等の事業者に対して、虐待防止や成年後見制度の利用促進に関する研修を行うことで、権利擁護の意識向上に努めます。

（９）障がい福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実

障がい福祉サービス事業所等を利用する障がい者等が安心して生活できるよう、利用者の安全確保、防災、感染症対策等の取組みを進めます。

また、権利擁護の視点も含めた職員への研修を充実することや、本人の意思に反した異性介助が行われることがないよう、サービス管理責任者や相談支援専門員等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備を促進します。



(10) 意思決定支援

意思決定支援ガイドライン等を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障がい者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めることができるよう計画相談支援や障がい福祉サービス事業者の支援力の向上に取り組みます。

(11) 障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

障がい者の文化芸術活動による社会参加等の促進に向けて、関係者間のネットワークづくりを進めるとともに、文化芸術活動に参加する機会の確保や障がい者の文化芸術活動の情報収集・発信など障がい者の文化芸術活動を促進します。

(12) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

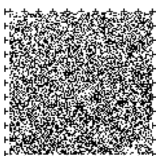
障がい者等による情報の取得利用・意思疎通支援の推進に関しては、障がい特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記等）のニーズに対応した支援に必要な意思疎通支援者の養成、意思疎通支援者の派遣及び設置を行います。

また、ICT 機器等の利活用により柔軟な意思疎通支援の体制づくりを進めます。

(13) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者差別のない社会の実現に向け、相談体制の整備を図るとともに、障がいを理由とする差別の解消を図るための啓発活動などを行うことにより、障がいを理由とする差別を解消するための様々な取組みを進めます。

また、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、障がい者差別解消支援地域協議会の設置を進めます。障がい者差別解消支援地域協議会において、相談事例や差別解消に向けた取組みの共有・分析、さらに障がい特性を理解するための研修・啓発を行うことで、障がい者の住みやすいまちづくりを目指します。



3. 計画の重点目標及び成果目標

国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などを踏まえて、重点目標及び成果目標を次のとおり定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設や計画相談支援などの関係機関との連携を図り、地域生活への移行及び地域生活の定着を促進します。

【成果目標の考え方】

● 地域生活移行者の増加

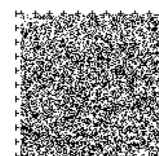
令和4年度末の施設入所者数（88人）の6%（6人）以上を令和8年度末までに地域移行するものとして設定します。

● 施設入所者数の削減

地域生活移行者や施設入所が見込まれる人数などを踏まえ、令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数（88人）から1.7%（2人）以上を削減見込みとし、令和8年度末時点の施設入所者を86人として設定します。

【成果目標】

	目標値	備考
施設入所者数（A）	88人	令和4年度末時点
施設入所者数（B）	86人	令和8年度末時点
地域生活移行者数（C）	6人	令和8年度末時点
入所者の削減見込数（A－B）	2人	令和8年度末時点



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、計画的に基盤を整備するとともに、保健・医療・福祉関係者による協議の場である自立支援協議会地域移行部会において精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 精神病床における1年以上の長期入院患者数

令和8年6月末時点での精神病床における1年以上の長期入院患者数（大阪府が提示する目標値）を市町村ごとに按分した数値を下限として目標を設定します。

【成果目標】

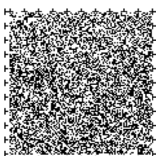
	目標値	備考
精神病床における1年以上の長期入院患者数	219人	令和8年6月末時点

【主な活動指標の考え方】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者等が参画する協議の場として地域移行部会を開催します。また、地域移行部会において活動目標などを設定し、実施状況等を評価しながら取組みを進めます。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回以上	2回以上	2回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	7機関以上	7機関以上	7機関以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回



(3) 地域生活支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）、障がい福祉サービス事業者等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実、緊急時の受け入れ等の基盤として、地域生活支援拠点を運用します。

また、緊急時の調整が円滑に行えるよう、基幹相談支援センターにコーディネーターの配置や地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置し、また、支援ネットワークなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

地域生活支援拠点の運用状況について、自立支援協議会及び自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、年1回以上検証・検討を行います。

その他、大阪府等と連携して強度行動障がい者の実情や支援サービス等に関する調査を実施します。

【成果目標の考え方】

● 効果的な支援体制等の構築

コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置及び支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

● 自立支援協議会における検証

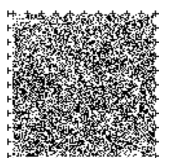
自立支援協議会において地域生活支援拠点の運用状況や取組状況について検証を行います。

● 地域生活支援拠点部会における検討

自立支援協議会地域生活支援拠点部会において、地域生活支援拠点の機能の充実等について具体的な協議を行います。

● 強度行動障がいを有する者に対する支援体制の充実

令和8年度末までに強度行動障がい者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めるため、大阪府等と連携して実態調査を実施します。



【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1か所	1か所	1か所
自立支援協議会における検証	1回以上	1回以上	1回以上
地域生活支援拠点部会における検討	1回以上	1回以上	1回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

自立支援協議会就労支援部会において一般就労に向けて、さまざまな就労支援機関等との連携体制の構築や企業との協力関係の構築などについて、また、福祉的就労に就く人の工賃の向上に向けて、受注企業との関係の構築などについて協議し、目標達成に向けて取り組みます。

【成果目標の考え方】

● 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

令和8年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上、併せて、就労移行支援1.31倍以上、就労継続支援A型1.29倍以上、就労継続支援B型1.28倍以上（大阪府が提示する目標値）として目標を設定します。

● 就労移行支援事業利用終了後の一般就労への移行率

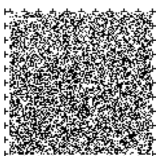
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を6割以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを目標として設定します。

● 就労定着支援事業利用終了後の就労定着率

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2.5割以上とすることを目標として設定します。



● 就労継続支援 B 型事業所における平均工賃額

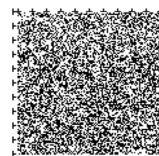
令和 3 年度の工賃の平均額の実績よりも令和 8 年度の工賃の平均額が向上するように目標を設定します。

● 就労支援部会の設置

現在、自立支援協議会就労支援部会において、就労支援に関する協議をしていますが、継続して就労支援部会において協議を進めていきます。

【成果目標】

	令和 3 年度 (実績)	令和 8 年度 (目標値)
就労移行支援事業所等を通じた 一般就労への移行者数	28 人	44 人以上
就労移行支援事業	13 人	20 人以上
就労継続支援 A 型事業	7 人	11 人以上
就労継続支援 B 型事業	8 人	12 人以上
生活介護・自立訓練	0 人	1 人以上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に 占める一般就労への移行者の割合が 5 割以上の事業所数		6 割以上
就労定着支援の利用者数	17 人	24 人
就労定着支援利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上の事業所の割合		2.5 割以上
就労継続支援 B 型事業所にお ける平均工賃月額	11,794 円	16,613 円
就労支援部会の設置	設置	設置



（５）相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化

本市では、基幹相談支援センターや障がい者相談支援センター（委託相談支援事業者）を設置し、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

相談支援体制の充実、ネットワークの充実にあたっては、自立支援協議会相談支援部会において計画相談支援の強化のため、相談支援専門員のスキルアップ等の取組みの推進を図ります。

また、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に向けて、自立支援協議会の体制の改善を図るなどの活性化に取り組めます。

その他、意思決定支援の促進、個別支援計画の質の向上、社会資源の把握及び利活用の促進、障がい福祉人材の確保・育成、権利擁護の推進、障がい者の社会参加の促進など総合的に障がい者の自立支援に向けた体制整備に取り組めます。特に障がい福祉サービスのみならず、インフォーマルサービスも含めた社会資源の把握・利活用・開発等を通じて地域全体での支援体制の整備を進めます。

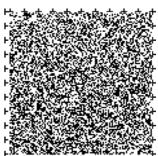
【成果目標の考え方】

● 相談支援体制の充実・強化等

本市では、基幹相談支援センターを設置済みであるため、引き続き、相談支援体制の充実を図ります。

【成果目標】

	目標値	備考
基幹相談支援センターの設置	1 か所	平成26年度に設置済

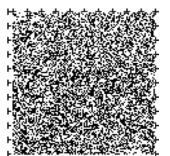


【主な活動指標の考え方】

- 自立支援協議会相談支援部会において、勉強会・ネットワーク会議・オンライン相談・事業所訪問等を実施し、地域の相談支援事業者の支援を行います。
- 地域課題を把握し、必要な基盤整備に向けて個別事例の検討・検証を行います。
- 障がい者の支援体制整備を着実に進めるため、取組みテーマごとに必要な専門部会を自立支援協議会に設置し、様々な課題に対応した協議を行います。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（件／年）	4 件	4 件	4 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援（件／年）	1 件	1 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組み（回／年）	1 回	1 回	1 回
個別事例の支援内容の検証（回／年）	4 回	4 回	4 回
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置（配置数）	0 人	1 人	1 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	3 回	3 回	3 回
【実施回数（回／年）】			
【参加事業者数（社／年）】	1 社	1 社	1 社
専門部会の設置	6 部会	6 部会	6 部会
【設置数】			
【実施回数（回／年）】	6 回以上	6 回以上	6 回以上



(自立支援協議会 体制図)

和泉市障がい者地域自立支援協議会

- ・障がい福祉計画における重点目標に関する具体的な取組みについての協議を行うなど、障がい者の地域生活に関するシステム構築や連携体制の構築について協議を行う中核的役割の場
- ・ネットワーク構築や部会の取組み及び設置、事業者の質の向上、資源開発 等

協議の報告や提案

承認・意見・依頼

推進会議

- ・協議事項の実行に向けた検討
- ・部会の課題等を共有し、協議会での協議事項を整理
- ・地域課題を整理、部会設置に向けた検討・提案 など

地域移行部会

【目的及び内容】

- ・地域包括ケアシステム構築
- ・効果的な地域移行（退院促進） など

相談支援部会

【目的及び内容】

- ・地域課題の解決
- ・計画相談支援の質の向上
- ・情報共有 など

地域生活支援拠点部会

【目的及び内容】

- ・相談支援、緊急時の受入れ等地域生活支援拠点（面的整備型）の整備
- ・短期入所事業者等との連絡会 など

就労支援部会

【目的及び内容】

- ・一般就労への移行
- ・工賃向上（共同受注体制）
- ・企業開拓、販路拡大 など

子ども部会

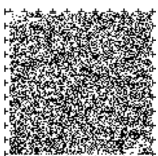
【目的及び内容】

- ・障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築
- ・医療的ケア児の課題検討 など

支援の質向上PT

【目的及び内容】

- ・効果的な支援のあり方検討 など



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス事業所等のサービスの質の向上や利用者の適切なサービス利用を促進するため、大阪府と連携し、障がい福祉サービス事業者に対する取組みを展開します。

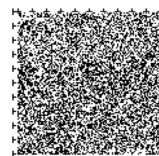
市職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解する取組み、自立支援審査支払等システムの利用により請求の過誤をなくすための取組みにより、適切な障がい福祉サービス等の提供を促進します。

【成果目標の考え方】

- 大阪府が実施する研修会に参加し、障がい福祉サービス等に関する理解の向上を図ります。
- 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、集団指導や専門部会等を通じて注意喚起を行います。
- 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有については、岸和田市広域事業者指導課と指定・指導について情報共有を行います。

【主な活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用（回／年）	1回	1回	1回
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（回／年）	1回以上	1回以上	1回以上
障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有（回／年）	1回以上	1回以上	1回以上



4. 計画の活動指標

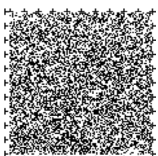
(障がい福祉サービス等の見込量及び見込量の確保方策)

(1) 見込量算出の基本的な考え方

障がい福祉サービス等の見込量の算出にあたっては、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方及びこれまでの各サービスの利用実績、アンケート調査による潜在的な利用ニーズ、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減などを勘案し、算出しています。

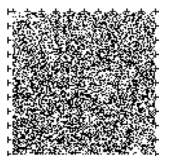
- ◇ 国の基本指針におけるサービス量の見込み方を踏まえながら、サービスごとに、また身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童それぞれについて、平成30年度～令和4年度の実績を基に、「一人あたり月平均利用時間数」「利用者数」及び「利用量」の伸び率を算出し、サービス見込量として積算することを基本としています。

サービス見込量＝実利用見込者数×一人あたり月平均利用量【日数・時間】



(2) 訪問系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス名	サービスの概要
① 居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者、または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護やその他の外出する際の必要な援助を行います。
④ 行動援護	知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等で常時介護を必要とする人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護やその他の必要な援助を行います。
⑤ 重度障がい者等 包括支援	常時介護を要する障がいのある人等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人、ならびに知的障がい、または精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。



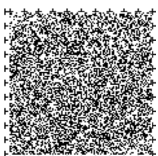
【訪問系サービスの見込量算出の考え方】

1. 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童、それぞれについて、平成30年度～令和4年度の実績を基に、「一人当たり月平均利用時間数」及び「利用者数」の年度ごとの実績値の伸び率と、伸び率の平均を算出します。
2. 令和4年度の「利用者数」の実績値に、1.で算出した利用者数伸び率の平均を乗じ、年度ごとの伸び率を加味し、各年度の「利用者数」を見込みます。
3. 令和4年度の「一人当たり月平均利用時間数」の実績値に、1.で算出した一人当たり月平均利用時間数伸び率の平均を乗じ、各年度の「一人当たり月平均利用時間数」を見込みます。
4. 2.で算出した各年度の「利用者数」見込みに、3.で算出した各年度の「一人当たり月平均利用時間数」見込みを乗じ、各年度の「利用時間数」を見込みます。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

【居宅介護 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
居宅介護	利用時間	13,916 時間	11,892 時間	15,043 時間	11,569 時間	16,298 時間
	利用者数	468 人	433 人	488 人	460 人	507 人
身体障がいのある人	利用時間	9,504 時間	7,788 時間	9,950 時間	7,165 時間	10,547 時間
	利用者数	198 人	177 人	199 人	177 人	199 人
知的障がいのある人	利用時間	1,656 時間	1,341 時間	2,000 時間	1,428 時間	2,289 時間
	利用者数	92 人	78 人	100 人	85 人	109 人
精神障がいのある人	利用時間	2,480 時間	2,413 時間	2,805 時間	2,646 時間	3,150 時間
	利用者数	155 人	159 人	165 人	178 人	175 人
障がいの ある児童	利用時間	276 時間	350 時間	288 時間	330 時間	312 時間
	利用者数	23 人	19 人	24 人	20 人	24 人



【居宅介護 見込量（月あたり）】

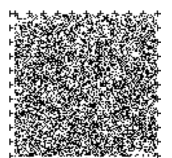
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	12,602 時間	13,214 時間	13,900 時間
	利用者数	502 人	525 人	550 人
身体障がいのある人	利用時間	7,165 時間	7,165 時間	7,165 時間
	利用者数	177 人	177 人	177 人
知的障がいのある人	利用時間	1,735 時間	1,912 時間	2,107 時間
	利用者数	91 人	94 人	97 人
精神障がいのある人	利用時間	3,372 時間	3,807 時間	4,298 時間
	利用者数	214 人	234 人	256 人
障がいの ある児童	利用時間	330 時間	330 時間	330 時間
	利用者数	20 人	20 人	20 人

【居宅介護 計画値と実績】

知的障がいと精神障がいのある人は、利用時間、利用者数ともに増えています。身体に障がいのある人と障がいのある児童は、利用時間は減っていますが、利用者数は増えています。

【居宅介護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。



② 重度訪問介護

【重度訪問介護 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
重度訪問介護	利用時間	3,115 時間	1,873 時間	3,458 時間	2,070 時間	3,836 時間
	利用者数	15 人	11 人	16 人	12 人	17 人
身体障がいのある人	利用時間	2,639 時間	1,873 時間	2,982 時間	2,070 時間	3,360 時間
	利用者数	13 人	11 人	14 人	12 人	15 人
知的障がいのある人	利用時間	238 時間	0 時間	238 時間	0 時間	238 時間
	利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人
精神障がいのある人	利用時間	238 時間	0 時間	238 時間	0 時間	238 時間
	利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人

【重度訪問介護 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用時間	2,546 時間	2,546 時間	2,546 時間
	利用者数	14 人	14 人	14 人
身体障がいのある人	利用時間	2,070 時間	2,070 時間	2,070 時間
	利用者数	12 人	12 人	12 人
知的障がいのある人	利用時間	238 時間	238 時間	238 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人
精神障がいのある人	利用時間	238 時間	238 時間	238 時間
	利用者数	1 人	1 人	1 人

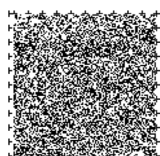
【重度訪問介護 計画値と実績】

身体障がいのある人の利用者数と利用時間数は、計画値を下回っています。なお、知的障がいのある人、精神障がいのある人の実績はありませんでした。

【重度訪問介護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

指定を受けている事業者は多くありますが、実際に稼働している事業者は多くないため、利用者のニーズに応じて事業者に対して重度訪問介護の提供を促進する必要があります。



③ 同行援護

【同行援護 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
同行援護	利用時間	1,850 時間	1,537 時間	1,850 時間	1,605 時間	1,850 時間
	利用者数	50 人	38 人	50 人	42 人	50 人
身体障がいのある人	利用時間	1,850 時間	1,537 時間	1,850 時間	1,605 時間	1,850 時間
	利用者数	50 人	38 人	50 人	42 人	50 人
障がいのある児童	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【同行援護 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用時間	1,605 時間	1,605 時間	1,605 時間
	利用者数	42 人	42 人	42 人
身体障がいのある人	利用時間	1,605 時間	1,605 時間	1,605 時間
	利用者数	42 人	42 人	42 人
障がいのある児童	利用時間	0 時間	0 時間	0 時間
	利用者数	0 人	0 人	0 人

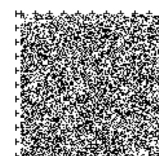
【同行援護 計画値と実績】

身体障がいのある人は、利用時間数、利用者数はやや増加傾向にあります。障がいのある児童の利用はありませんでした。

【同行援護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

今後も、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、事業者に対して大阪府が実施する各種研修の案内や情報提供に努めます。



④ 行動援護

【行動援護 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
行動援護	利用時間	732時間	560時間	884時間	692時間	1,053時間
	利用者数	18人	18人	22人	23人	26人
知的障がいのある人	利用時間	572時間	525時間	660時間	670時間	795時間
	利用者数	13人	16人	15人	21人	17人
精神障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
障がいのある児童	利用時間	160時間	35時間	224時間	20時間	288時間
	利用者数	5人	2人	7人	2人	9人

【行動援護 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用時間	1,018時間	1,238時間	1,506時間
	利用者数	39人	51人	67人
知的障がいのある人	利用時間	998時間	1,218時間	1,486時間
	利用者数	37人	49人	65人
精神障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人
障がいのある児童	利用時間	20時間	20時間	20時間
	利用者数	2人	2人	2人

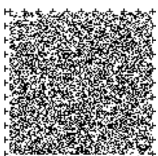
【行動援護 計画値と実績】

知的障がいのある人は、利用時間、利用者数ともに増えています。精神障がいのある人の利用はありませんでした。障がいのある児童の利用者数と利用時間数は、計画値を下回っています。

【行動援護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

今後も、障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、事業者に対して大阪府が実施する各種研修の案内や情報提供に努めます。



⑤ 重度障がい者等包括支援

【重度障がい者等包括支援 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
重度障がい者等包括支援	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
障がいのある児童	利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【重度障がい者等包括支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障がい者等包括支援	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人
障がいのある児童	利用時間	0時間	0時間	0時間
	利用者数	0人	0人	0人

【重度障がい者等包括支援 計画値と実績】

この期間の利用はありませんでした。

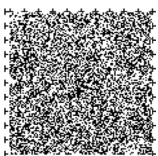
【重度障がい者等包括支援 見込量と確保方策】

居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービス等のサービスの利用で対応できるものとして、見込量は算出しませんでした。



(3) 日中活動系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス名	サービスの概要
① 短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対し、施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
② 生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、日中において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の必要な支援を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
③ 自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、もしくは障がい福祉サービス事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (宿泊型自立訓練)	居室その他の設備を利用させるとともに、家事などの日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等の必要な支援を行います。
④ 就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
⑤ 就労継続支援 A 型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑥ 就労継続支援 B 型	通常の事業所に雇用される機会がない障がいのある人に対し、就労や生きがいづくりなどを目的に生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。
⑦ 就労定着支援	一般就労した人のうち、就労にともなう環境の変化により生活面で課題が生じている人に対して、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。



サービス名	サービスの概要
⑧ 療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人に対し、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

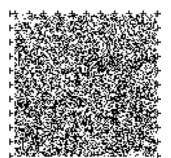
【日中活動系サービスの見込量算出の考え方】

1. 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある児童、それぞれについて、平成30年度～令和4年度の実績を基に、「一人当たり月平均利用日数」及び「利用者数」の年度ごとの実績値の伸び率と、伸び率の平均を算出します。
2. 令和4年度の「利用者数」の実績値に、1.で算出した利用者数伸び率の平均を乗じ、年度ごとの伸び率を加味し、各年度の「利用者数」を見込みます。
3. 令和4年度の「一人当たり月平均利用日数」の実績値に、1.で算出した一人当たり月平均利用日数伸び率の平均を乗じ、各年度の「一人当たり月平均利用日数」を見込みます。
4. 2.で算出した各年度の「利用者数」見込みに、3.で算出した各年度の「一人当たり月平均利用日数」見込みを乗じ、各年度の「利用日数」を見込みます。

① 短期入所（ショートステイ）

【短期入所 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
短期入所 (ショートステイ)	利用日数	848 人日分	517 人日分	908 人日分	588 人日分	985 人日分
	利用者数	145 人	92 人	155 人	97 人	168 人
身体障がい のある人	利用日数	222 人日分	112 人日分	234 人日分	121 人日分	246 人日分
	利用者数	37 人	22 人	39 人	23 人	41 人
知的障がい のある人	利用日数	540 人日分	321 人日分	588 人日分	354 人日分	648 人日分
	利用者数	90 人	53 人	98 人	54 人	108 人
精神障がい のある人	利用日数	6 人日分	27 人日分	6 人日分	33 人日分	6 人日分
	利用者数	2 人	4 人	2 人	4 人	2 人
障がいの ある児童	利用日数	80 人日分	57 人日分	80 人日分	80 人日分	85 人日分
	利用者数	16 人	13 人	16 人	16 人	17 人



【短期入所 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (ショートステイ)	利用日数	649 人日分	713 人日分	821 人日分
	利用者数	99 人	101 人	103 人
身体障がいの ある人	利用日数	121 人日分	121 人日分	121 人日分
	利用者数	23 人	23 人	23 人
知的障がいの ある人	利用日数	354 人日分	354 人日分	354 人日分
	利用者数	54 人	54 人	54 人
精神障がいの ある人	利用日数	94 人日分	158 人日分	266 人日分
	利用者数	6 人	8 人	10 人
障がいの ある児童	利用日数	80 人日分	80 人日分	80 人日分
	利用者数	16 人	16 人	16 人

【短期入所 計画値と実績】

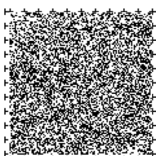
精神障がいのある人と障がいのある児童は利用時間、利用者数ともに増えています。
その他の人は利用日数・利用者数ともにほぼ横ばいです。

【短期入所 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

継続や拡充を計画している事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

今後は、障がい児、医療的ケアに関するニーズや事業者のサービス提供体制などを踏まえ、新たな事業者の参画などを働きかける必要があります。



② 生活介護

【生活介護 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
生活介護	利用日数	7,239 人日分	6,842 人日分	7,528 人日分	7,014 人日分	7,882 人日分
	利用者数	375 人	357 人	391 人	365 人	410 人
身体障がいのある人	利用日数	2,527 人日分	2,261 人日分	2,600 人日分	2,272 人日分	2,698 人日分
	利用者数	133 人	120 人	137 人	122 人	142 人
知的障がいのある人	利用日数	4,520 人日分	4,381 人日分	4,700 人日分	4,515 人日分	4,920 人日分
	利用者数	226 人	221 人	235 人	225 人	246 人
精神障がいのある人	利用日数	192 人日分	200 人日分	228 人日分	227 人日分	264 人日分
	利用者数	16 人	16 人	19 人	18 人	22 人

【生活介護 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	7,516 人日分	7,790 人日分	8,081 人日分
	利用者数	389 人	403 人	418 人
身体障がいのある人	利用日数	2,354 人日分	2,396 人日分	2,439 人日分
	利用者数	124 人	125 人	126 人
知的障がいのある人	利用日数	4,845 人日分	5,019 人日分	5,199 人日分
	利用者数	240 人	248 人	256 人
精神障がいのある人	利用日数	317 人日分	375 人日分	443 人日分
	利用者数	25 人	30 人	36 人

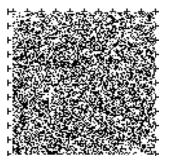
【生活介護 計画値と実績】

身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用日数、利用者数が増えています。

【生活介護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

今後は、重度障がい者などに関するニーズや事業者のサービス提供体制などを踏まえ、新たな事業者の参画や既事業者のサービス提供体制の充実を働きかける必要があります。



③ 自立訓練（機能訓練）

【機能訓練 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
機能訓練	利用日数	人日分	24人日分	人日分	7人日分	人日分
	利用者数	人	3人	人	2人	人
身体障がいのある人	利用日数	人日分	9人日分	人日分	5人日分	人日分
	利用者数	人	1人	人	1人	人
知的障がいのある人	利用日数	人日分	0人日分	人日分	0人日分	人日分
	利用者数	人	0人	人	0人	人
精神障がいのある人	利用日数	人日分	15人日分	人日分	2人日分	人日分
	利用者数	人	2人	人	1人	人

【機能訓練 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用日数	46人日分	46人日分	46人日分
	利用者数	2人	2人	2人
身体障がいのある人	利用日数	23人日分	23人日分	23人日分
	利用者数	1人	1人	1人
知的障がいのある人	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用日数	23人日分	23人日分	23人日分
	利用者数	1人	1人	1人

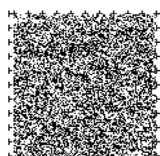
【機能訓練 計画値と実績】

第6期計画では、自立訓練全体の計画値を見込んでいました。

【機能訓練 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。



③ 自立訓練（生活訓練）

【生活訓練 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
生活訓練	利用日数	人日分	299 人日分	人日分	321 人日分	人日分
	利用者数	人	22 人	人	21 人	人
身体障がいのある人	利用日数	人日分	29 人日分	人日分	38 人日分	人日分
	利用者数	人	3 人	人	2 人	人
知的障がいのある人	利用日数	人日分	105 人日分	人日分	142 人日分	人日分
	利用者数	人	6 人	人	9 人	人
精神障がいのある人	利用日数	人日分	165 人日分	人日分	141 人日分	人日分
	利用者数	人	13 人	人	10 人	人

【生活訓練 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活訓練	利用日数	374 人日分	414 人日分	465 人日分
	利用者数	25 人	27 人	29 人
身体障がいのある人	利用日数	74 人日分	103 人日分	143 人日分
	利用者数	4 人	5 人	6 人
知的障がいのある人	利用日数	154 人日分	161 人日分	168 人日分
	利用者数	11 人	12 人	13 人
精神障がいのある人	利用日数	146 人日分	150 人日分	154 人日分
	利用者数	10 人	10 人	10 人

【生活訓練 計画値と実績】

第6期計画では、自立訓練全体の計画値を見込んでいました。

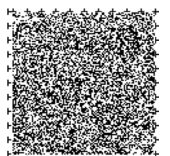
【生活訓練 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

今後は、特に精神障がい者のニーズや事業者のサービス提供体制などを踏まえ、新たな事業者の参画や既事業者のサービス提供体制の充実を働きかける必要があります。

【対応する重点目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



③ 自立訓練（宿泊型自立訓練）

【宿泊型自立訓練 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
宿泊型 自立訓練	利用日数	人日分	238 人日分	人日分	238 人日分	人日分
	利用者数	人	9 人	人	9 人	人
身体障がい のある人	利用日数	人日分	0 人日分	人日分	0 人日分	人日分
	利用者数	人	0 人	人	0 人	人
知的障がい のある人	利用日数	人日分	0 人日分	人日分	0 人日分	人日分
	利用者数	人	0 人	人	0 人	人
精神障がい のある人	利用日数	人日分	238 人日分	人日分	238 人日分	人日分
	利用者数	人	9 人	人	9 人	人

【宿泊型自立訓練 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型 自立訓練	利用日数	296 人日分	330 人日分	368 人日分
	利用者数	11 人	12 人	13 人
身体障がい のある人	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人
知的障がい のある人	利用日数	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	利用者数	0 人	0 人	0 人
精神障がい のある人	利用日数	296 人日分	330 人日分	368 人日分
	利用者数	11 人	12 人	13 人

【宿泊型自立訓練 計画値と実績】

第6期計画では、自立訓練全体の計画値を見込んでいました。

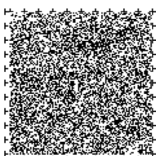
【宿泊型自立訓練 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

【対応する重点目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



④ 就労移行支援

【就労移行支援 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
就労移行支援	利用日数	829人日分	1,074人日分	925人日分	1,161人日分	1,015人日分
	利用者数	53人	59人	60人	70人	67人
身体障がいのある人	利用日数	42人日分	38人日分	56人日分	51人日分	56人日分
	利用者数	3人	3人	4人	4人	4人
知的障がいのある人	利用日数	396人日分	380人日分	455人日分	481人日分	522人日分
	利用者数	33人	18人	38人	20人	44人
精神障がいのある人	利用日数	391人日分	656人日分	414人日分	957人日分	437人日分
	利用者数	17人	38人	18人	52人	19人

【就労移行支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用日数	2,243人日分	2,768人日分	3,428人日分
	利用者数	104人	122人	143人
身体障がいのある人	利用日数	78人日分	96人日分	118人日分
	利用者数	6人	7人	8人
知的障がいのある人	利用日数	595人日分	661人日分	735人日分
	利用者数	22人	23人	24人
精神障がいのある人	利用日数	1,570人日分	2,011人日分	2,575人日分
	利用者数	76人	92人	111人

【就労移行支援 計画値と実績】

身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用日数・利用者数ともに増えていきます。

【就労移行支援 見込量と確保方策】

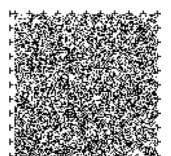
今までの利用実績を勘案し、見込みました。

広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

今後も、一般就労への移行者数の増加を目標に向けて、就労継続支援A型・B型を含めたサービス提供体制等を勘案し、目標達成に対応できるよう多様な事業者の参画や既事業者のサービス提供体制の充実を働きかける必要があります。

【対応する重点目標】

福祉施設から一般就労への移行等



⑤ 就労継続支援 A 型

【就労継続支援 A 型 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
就労継続支援 A 型	利用日数	1,771 人日分	1,753 人日分	1,944 人日分	1,868 人日分	2,129 人日分
	利用者数	97 人	97 人	106 人	103 人	117 人
身体障がいのある人	利用日数	382 人日分	290 人日分	457 人日分	318 人日分	534 人日分
	利用者数	22 人	16 人	25 人	18 人	30 人
知的障がいのある人	利用日数	551 人日分	490 人日分	551 人日分	536 人日分	551 人日分
	利用者数	29 人	26 人	29 人	28 人	29 人
精神障がいのある人	利用日数	828 人日分	973 人日分	936 人日分	1,014 人日分	1,044 人日分
	利用者数	46 人	55 人	52 人	57 人	58 人

【就労継続支援 A 型 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A 型	利用日数	2,143 人日分	2,303 人日分	2,479 人日分
	利用者数	118 人	127 人	137 人
身体障がいの ある人	利用日数	344 人日分	358 人日分	372 人日分
	利用者数	20 人	21 人	22 人
知的障がいの ある人	利用日数	542 人日分	545 人日分	548 人日分
	利用者数	28 人	28 人	28 人
精神障がいの ある人	利用日数	1,257 人日分	1,400 人日分	1,559 人日分
	利用者数	70 人	78 人	87 人

【就労継続支援 A 型 計画値と実績】

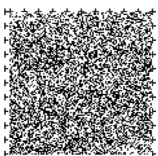
身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用者数・利用日数ともに増えています。

【就労継続支援 A 型 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

今後も、一般就労への移行者数の増加を目標に向けて、就労移行支援や就労継続支援 B 型を含めたサービス提供体制等を勘案し、目標達成に対応できるよう多様な事業者の参画や既事業者のサービス提供体制の充実を働きかける必要があります。



⑥ 就労継続支援B型

【就労継続支援B型 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
就労継続支援B型	利用日数	9,712人日分	9,356人日分	10,788人日分	10,790人日分	12,045人日分
	利用者数	551人	536人	617人	610人	695人
身体障がいのある人	利用日数	1,360人日分	1,346人日分	1,496人日分	1,512人日分	1,649人日分
	利用者数	80人	80人	88人	88人	97人
知的障がいのある人	利用日数	5,172人日分	5,038人日分	5,437人日分	5,612人日分	5,716人日分
	利用者数	259人	263人	272人	293人	286人
精神障がいのある人	利用日数	3,180人日分	2,972人日分	3,855人日分	3,666人日分	4,680人日分
	利用者数	212人	193人	257人	229人	312人

【就労継続支援B型 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	利用日数	13,917人日分	15,870人日分	18,146人日分
	利用者数	778人	881人	1,000人
身体障がいの ある人	利用日数	1,927人日分	2,176人日分	2,457人日分
	利用者数	109人	121人	134人
知的障がいの ある人	利用日数	6,600人日分	7,158人日分	7,763人日分
	利用者数	343人	371人	401人
精神障がいの ある人	利用日数	5,390人日分	6,536人日分	7,926人日分
	利用者数	326人	389人	465人

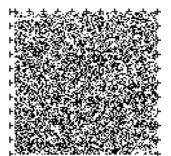
【就労継続支援B型 計画値と実績】

身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用日数・利用者数ともに増えていきます。

【就労継続支援B型 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

今後も、工賃の向上及び一般就労への移行者数の増加を目標とし、目標達成に対応できるよう事業者の参画や既事業者のサービス提供体制の充実を働きかける必要があります。



⑦ 就労選択支援（令和7年10月新設予定）

【就労選択支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数		108人	242人
身体障がいのある人	利用者数		19人	40人
知的障がいのある人	利用者数		19人	41人
精神障がいのある人	利用者数		70人	161人

【就労選択支援 見込量と確保方策】

障がい者等のニーズ、特別支援学校卒業生数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を現に利用している者の数等を勘案し、見込みました。

⑧ 就労定着支援

【就労定着支援 計画値と実績（月あたり）】

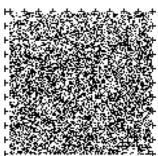
		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
就労定着支援	利用者数	13人	17人	17人	17人	22人
身体障がいのある人	利用者数	1人	2人	2人	1人	2人
知的障がいのある人	利用者数	5人	8人	6人	9人	7人
精神障がいのある人	利用者数	7人	7人	9人	7人	13人

【就労定着支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	19人	21人	24人
身体障がいのある人	利用者数	2人	2人	3人
知的障がいのある人	利用者数	9人	10人	11人
精神障がいのある人	利用者数	8人	9人	10人

【就労定着支援 計画値と実績】

身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用者数は横ばいです。



【就労定着支援 見込量と確保方策】

今後も着実に増加するものとして見込みました。

広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

しかしながら、市内の提供事業所が少ないため、新たな事業者の参入を働きかける必要があります。

【対応する重点目標】

福祉施設から一般就労への移行等

⑨ 療養介護**【療養介護 計画値と実績（月あたり）】**

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
療養介護	利用者数	9人	8人	9人	9人	9人

【療養介護 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	9人	9人	9人

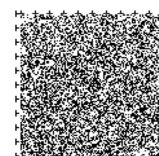
【療養介護 計画値と実績】

利用者数は、横ばいで推移しています。

【療養介護 見込量と確保方策】

今までの利用実績を勘案し、見込みました。

市内に事業者はありませんが、広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。



(4) 居住系サービスの見込量及び見込量の確保策

サービス名		サービスの概要
①	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事等の支援が必要な人には、必要な支援を行います。
②	施設入所支援	障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、または食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
③	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、地域生活を支援するために障がいのある人の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

【居住系サービスの見込量算出の考え方】

1. 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、それぞれについて、平成30年度～令和4年度の実績を基に、「利用者数」の伸び率を算出します。
2. 令和4年度の「利用者数」の実績値に、1.で算出した利用者数伸び率の平均を乗じ、年度ごとの伸び率を加味し、各年度の「利用者数」を見込みます。

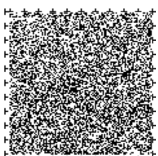
① 共同生活援助（グループホーム）

【共同生活援助（グループホーム） 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	266人	258人	300人	287人	338人
身体障がい のある人	利用者数	29人	26人	35人	29人	42人
知的障がい のある人	利用者数	187人	183人	209人	194人	234人
精神障がい のある人	利用者数	50人	49人	56人	64人	62人

【共同生活援助（グループホーム） 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	367人	417人	475人
身体障がい のある人	利用者数	40人	47人	56人
知的障がい のある人	利用者数	234人	257人	282人
精神障がい のある人	利用者数	93人	113人	137人



【共同生活援助（グループホーム） 計画値と実績】

身体・知的・精神のいずれの障がいのある人も、利用者数が増えています。

【共同生活援助（グループホーム） 見込量と確保方策】

今後も着実に増加するものとして見込みました。

継続や拡充を計画している事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

ニーズやサービス提供体制などを踏まえ、日中サービス支援型共同生活援助の提供事業者など、多様な事業者の参画を働きかけるとともに、質の高い共同生活援助の提供ができるよう取り組む必要があります。

【対応する重点目標】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

② 施設入所支援

【施設入所支援 計画値と実績（月あたり）】

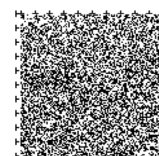
		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
施設入所支援	利用者数	94人	89人	93人	86人	91人
身体障がいのある人	利用者数	29人	30人	28人	30人	26人
知的障がいのある人	利用者数	61人	56人	61人	53人	61人
精神障がいのある人	利用者数	4人	3人	4人	3人	4人

【施設入所支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	86人	86人	86人
身体障がいのある人	利用者数	30人	30人	30人
知的障がいのある人	利用者数	53人	53人	53人
精神障がいのある人	利用者数	3人	3人	3人

【施設入所支援 計画値と実績】

身体障がいのある人と精神障がいのある人は横ばいで、知的障がいのある人はやや減少傾向にあります。



【施設入所支援 見込量と確保方策】

一定のニーズがあるものとして見込みましたが、引き続き、地域移行への促進に努めていく必要があります。

市内の事業所は少ないですが、広域的にみると一定数の事業者があり、見込量は確保されるものと想定しています。

【対応する重点目標】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

③ 自立生活援助

【自立生活援助 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【自立生活援助 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人

【自立生活援助 計画値と実績】

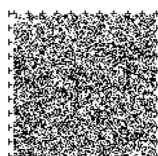
この期間の利用はありませんでした。

【自立生活援助 見込量と確保方策】

利用実績がなく、今後、ニーズやサービスの必要性などを把握していくこととし、見込量は算出しませんでした。

【対応する重点目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

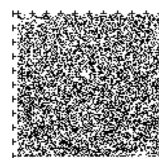


(5) 相談支援の見込量及び見込量の確保策

サービス名	サービスの概要
① 計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
② 地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人等の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人につき、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【相談支援の見込量算出の考え方】

1. 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、それぞれについて、平成30年度～令和4年度の実績を基に、「利用者数」の伸び率を算出します。
2. 令和4年度の「利用者数」の実績値に、1.で算出した利用者数伸び率の平均を乗じ、年度ごとの伸び率を加味し、各年度の「利用者数」を見込みます。



① 計画相談支援

【計画相談支援 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
計画相談支援	利用者数	267人	318人	277人	326人	289人
身体障がいのある人	利用者数	55人	59人	55人	60人	55人
知的障がいのある人	利用者数	114人	139人	115人	142人	117人
精神障がいのある人	利用者数	94人	118人	103人	123人	113人
障がいの ある児童	利用者数	4人	2人	4人	1人	4人

【計画相談支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	393人	433人	479人
身体障がいのある人	利用者数	62人	63人	64人
知的障がいのある人	利用者数	162人	173人	185人
精神障がいのある人	利用者数	168人	196人	229人
障がいの ある児童	利用者数	1人	1人	1人

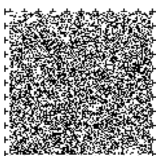
【計画相談支援 計画値と実績】

知的障がい・精神障がいのある人は増え、身体障がいのある人はほぼ横ばいとなっています。障がいのある児童は減少傾向にあります。

【計画相談支援 見込量と確保方策】

計画相談支援のニーズは今後高まるものとして見込みました。また、セルフプラン率の状況や高低の要因を踏まえながら、計画相談支援の利用が必要な利用者数を勘案し、提供体制の充実に働きかける必要があります。

今後も計画相談支援を必要とする利用者が適切に利用につながるよう、情報提供などに努めていきます。



② 地域移行支援

【地域移行支援 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
地域移行支援	利用者数	3人	0人	3人	2人	4人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	0人	0人	1人	2人	2人
精神障がいのある人	利用者数	3人	0人	2人	0人	2人

【地域移行支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数	2人	2人	2人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	2人	2人	2人
精神障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人

【地域移行支援 計画値と実績】

知的障がいのある人は増えています。身体と精神の障がいのある人は利用がありませんでした。

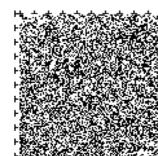
【地域移行支援 見込量と確保方策】

入所施設や精神科病院からの地域移行を促進するものとして見込みました。

【対応する重点目標】

福祉施設の入所者の地域生活への移行

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



③ 地域定着支援

【地域定着支援 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【地域定着支援 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人
身体障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人
知的障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人
精神障がいのある人	利用者数	0人	0人	0人

【地域定着支援 計画値と実績】

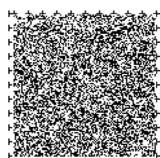
この期間の利用はありませんでした。

【地域定着支援 見込量と確保方策】

利用実績がなく、今後、ニーズやサービスの必要性などを把握していくこととし、見込量は算出しませんでした。

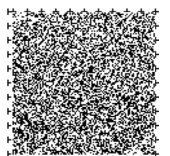
【対応する重点目標】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築



(6) 地域生活支援事業（必須事業）の必要な見込量及び見込量の確保策

サービス名	サービスの概要
① 相談支援事業等	
相談支援事業	障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ったり、権利擁護のための必要な援助を行います。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成など、地域において自発的に行われる活動を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められ、かつ身寄りのない、判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の全部または一部を助成することにより障がいのある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人等の権利擁護を図ります。
② 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人等とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
③ 日常生活用具給付等事業	日常生活が円滑に行われるために、障がいの種別及び程度により、必要に応じて日常生活用具の給付を行います。

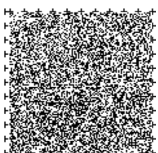


サービス名		サービスの概要
④	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行います。重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障がい者等包括支援の対象者以外の移動支援を行います。サービスの形態により、「個別支援型」や「グループ支援型」等を実施しています。
⑤	地域活動支援センター	障がいのある人等が通う施設で、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
	基礎的事業	利用者に対する創作的活動、生産活動機会の提供、社会との交流等を促進する活動を実施します。
	機能強化事業 地域活動支援センターⅠ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。
	地域活動支援センターⅡ型	基礎的事業を行うほか、地域において雇用または就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが必要です。

① 相談支援事業

【相談支援事業 計画値と実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
相談支援事業	実施か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施有無	無	無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	1人	2人	1人	2人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	無



【相談支援事業 見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	設置有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施有無	無	無	無
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用者数	2人	2人	2人
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

【相談支援事業 計画値と実績】

基幹相談支援センターと障がい者相談支援センター（委託相談支援事業）を中心に相談支援の充実に努めています。

【相談支援事業 事業展開の方向】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な相談員を配置し、地域における相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者などに専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行、地域生活支援拠点の運用に向けた取組みなどを実施していきます。

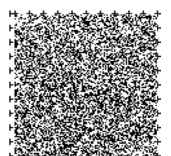
理解促進研修・啓発事業として、障がいに関する理解の促進のため、普及・啓発を行います。

住宅入居等支援事業については、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」などを活用し、障がい者の住居に関する支援を行っているため、本事業としては実施しません。

成年後見制度の活用が必要な人に対して関係機関・関係団体と連携のうえ、権利擁護の支援を行います。

【対応する重点目標】

相談支援体制の充実及び自立支援協議会の活性化



② 意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業 計画値と実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
手話通訳者派遣事業	利用者数	34人	37人	35人	32人	36人
要約筆記者派遣事業	利用者数	4人	4人	5人	3人	5人
手話通訳者設置事業	設置者数	2人	2人	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	参加者数	63人	50人	66人	52人	69人

【意思疎通支援事業 見込量】

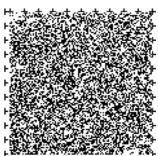
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	35人	35人	35人
	時間数	1,160時間	1,160時間	1,160時間
要約筆記者派遣事業	利用者数	4人	4人	4人
	時間数	130時間	130時間	130時間
手話通訳者設置事業	設置者数	2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業	参加者数	50人	50人	50人

【意思疎通支援事業 計画値と実績】

手話奉仕員養成研修事業は、計画値を下回っています。

【意思疎通支援事業 事業展開の方向】

今までの実績を踏まえつつ、ニーズに対応して、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を見込みます。

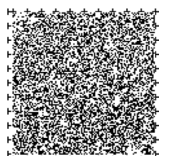


③ 日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等援事業 計画値と実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
介護・訓練支援用具	利用件数	17件	16件	19件	11件	21件
自立生活支援用具	利用件数	32件	47件	32件	33件	32件
在宅療養等支援用具	利用件数	40件	42件	44件	23件	45件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	29件	39件	29件	21件	29件
排せつ管理支援用具	利用件数	5,827件	6,164件	5,902件	7,042件	5,979件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	8件	6件	8件	6件	8件

- ※介護・訓練支援用具： ・介護用ベッド ・特殊マット ・特殊尿器
 ・入浴リフト ・体位変換器 ・移動用リフト ・訓練いす
 自立生活支援用具： ・入浴補助用具 ・便器・補高便座 ・頭部保護帽
 ・T字状・棒状のつえ ・移動・移乗支援用具 ・特殊便座 ・自動消火器
 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機
 ・聴覚障がい者用屋内信号装置
 在宅療養等支援用具： ・透析液加湿器 ・ネブライザー（吸入器）
 ・電気式たん吸引器 ・電気式たん吸引機・ネブライザー両用器
 ・酸素ボンベ運搬車 ・視覚障がい者用体温計（音声式）
 ・視覚障がい者用体重計 ・視覚障がい者用血圧計
 ・人工呼吸器用自家発電機 ・動脈酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
 情報・意思疎通支援用具： ・携帯用会話補助装置 ・情報・通信支援用具
 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター
 ・視覚障がい者用ポータブルレコーダー ・視覚障がい者用活字文書読上げ装置
 ・視覚障がい者用読書器 ・視覚障がい者用時計 ・聴覚障がい者用FAX
 ・聴覚障がい者用情報受信装置 ・人工喉頭
 ・音声ICタグレコーダー ・暗所視支援眼鏡
 ・点字毎日 ・点字図書 ・視覚障がい者用ラジオ
 排せつ管理支援用具： ・ストマ装具 ・紙おむつ等 ・収尿器
 居宅生活動作補助用具（住宅改修）： ・手すりの取付け、段差解消等



【日常生活用具給付等事業 見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数	14件	14件	14件
自立生活支援用具	利用件数	36件	36件	36件
在宅療養等支援用具	利用件数	38件	38件	38件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	32件	32件	32件
排せつ管理支援用具	利用件数	7,042件	7,042件	7,042件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数	6件	6件	6件

【日常生活用具給付等事業 計画値と実績】

自立生活支援用具については計画値を上回っています。

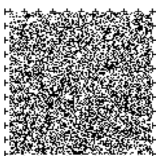
【日常生活用具給付等事業 事業展開の方向】

引き続き、利用者のニーズに応じて日常生活用具給付等事業を実施していきます。

④ 移動支援事業

【移動支援事業 計画値と実績（年間）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
移動支援事業	利用時間	96,453時間	70,328時間	100,485時間	78,887時間	105,395時間
	利用者数	657人	527人	681人	570人	709人
身体障がいのある人	利用時間	41,693時間	27,317時間	43,400時間	27,856時間	45,135時間
	利用者数	241人	170人	248人	178人	255人
知的障がいのある人	利用時間	38,889時間	25,724時間	39,600時間	30,777時間	40,736時間
	利用者数	261人	225人	264人	238人	268人
精神障がいのある人	利用時間	9,919時間	13,396時間	11,440時間	17,142時間	13,320時間
	利用者数	91人	93人	104人	117人	120人
障がいの ある児童	利用時間	5,952時間	3,891時間	6,045時間	3,113時間	6,204時間
	利用者数	64人	39人	65人	37人	66人



【移動支援事業 見込量（年間）】

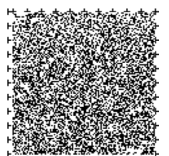
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用時間	86,103 時間	90,293 時間	94,939 時間
	利用者数	604 人	624 人	643 人
身体障がいのある人	利用時間	29,351 時間	30,129 時間	30,927 時間
	利用者数	190 人	196 人	202 人
知的障がいのある人	利用時間	31,086 時間	31,241 時間	31,397 時間
	利用者数	240 人	242 人	243 人
精神障がいのある人	利用時間	22,213 時間	25,286 時間	28,784 時間
	利用者数	137 人	148 人	160 人
障がいの ある児童	利用時間	3,453 時間	3,637 時間	3,831 時間
	利用者数	37 人	38 人	38 人

【移動支援事業 計画値と実績】

障がいのある児童を除く障がいのある人は、利用者数が増えています。

【移動支援事業 事業展開の方向】

引き続き、実施していきます。



⑤ 地域活動支援センター

【地域活動支援センター 計画値と実績（年間）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
基礎的事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数	148人	51人	149人	54人	150人
機能強化型事業 （Ⅱ型）	設置か所数 （内数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数 （内数）	56人	51人	60人	54人	64人

【地域活動支援センター 見込量（年間）】

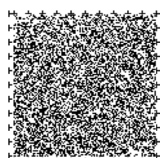
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基礎的事業	設置か所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	55人	55人	55人
機能強化型事業 （Ⅱ型）	設置か所数 （内数）	1か所	1か所	1か所
	利用者数 （内数）	55人	55人	55人

【地域活動支援センター 計画値と実績】

基礎的事業と地域活動支援センターⅡ型の利用者数は横ばいとなっています。

【地域活動支援センター 事業展開の方向】

引き続き、実施していきます。



(7) 地域生活支援事業（任意事業）の必要な見込量及び見込量の確保策

サービス名		サービスの概要
①	日中一時支援事業	日中の支援者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
②	訪問入浴サービス事業	自宅で入浴することが困難な身体障がいのある人に、訪問し浴槽を提供して入浴の支援を行います。
③	社会参加支援事業等	スポーツ・芸術文化活動等の実施や教養等に関する講座を実施することで、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

① 日中一時支援事業

【日中一時支援事業 計画値と実績（年間）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
日中一時支援事業	利用者実人数	64人	38人	70人	33人	76人
	延利用回数	1,950回	1,898回	2,126回	1,608回	2,317回

【日中一時支援事業 見込量（年間）】

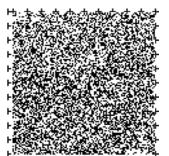
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者実人数	46人	54人	64人
	延利用回数	1,810回	1,920回	2,037回

【日中一時支援事業 計画値と実績】

利用者実人数・延利用回数ともに、計画値より下回っています。

【日中一時支援事業 事業展開の方向】

引き続き、実施していきます。



② 訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス事業 計画値と実績（年間）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
訪問入浴サービス事業	利用者実人数	6人	7人	7人	7人	7人
	延利用回数	288回	234回	336回	296回	336回

【訪問入浴サービス事業 見込量（年間）】

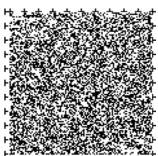
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者実人数	9人	10人	12人
	延利用回数	372回	417回	467回

【訪問入浴サービス事業 計画値と実績】

利用回数は計画値を下回っています。

【訪問入浴サービス事業 事業展開の方向】

引き続き、実施していきます。

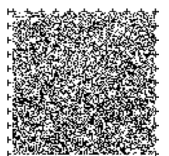


③ 社会参加支援事業等

事業名	事業の概要
生活訓練事業	和泉市立北部総合福祉会館にて整形外科医師による診断のもと、理学療法士が個別カリキュラムに添った、機能の維持向上を図る訓練を行い、日常生活動作の習得を目指します。 和泉市立総合福祉会館にてグループリハビリ（体操等）、個人リハビリ（歩行・起立・ホットパック等）を実施します。 和泉市立北部総合福祉会館にて、リフト付き低床観光バスを使用し、野外活動を実施します。近畿圏内福祉体験施設やテーマパーク見学等をとおして、社会経験、体験を深め日常生活の向上を推進します。
点訳奉仕員養成事業	和泉市立北部総合福祉会館及び和泉市保健福祉センターにて、点訳奉仕員の養成講座を実施しています。
点字・声の広報等発行事業	声の広報等の発行 1 声の広報いずみ：市広報の音訳版（発行回数、年12回） 2 声の市議会だより：市議会広報の音訳版（発行回数、年4回）
芸術・文化講座開催等事業	和泉市立北部総合福祉会館等で 1 美術：クラフト作成（木工品、ペーパークラフト、粘土細工等）、陶芸、絵画 2 文化：料理、お菓子作り、季節の行事（クリスマス、おもちつき等）、読書（図書館）、識字、グループワーク、パソコン講習会、編み物、生け花、書道、園芸、フラワーアレンジメント 3 音楽：合奏練習、カラオケ、コーラス 4 パソコン講座等 を実施しています。

【社会参加支援事業等 事業展開の方向】

障がい者の社会参加を促進するため、様々な取組みを展開していきます。



第5章 第3期障がい児福祉計画

1. 計画の基本方針

障がい児の健やかな育成のための発達支援

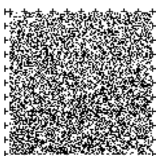
障がいのある・なしにかかわらず、すべての子どもは地域の宝であり、将来の和泉市をつくる大切な存在です。子どもの育ちをとりまく環境がどのように変化しても、一人ひとりが個性ある存在と認められ、家族や社会の支えの中で、かけがえのない個人としての自己を確立していく「主体」として尊重されなければなりません。

すべての子どもは、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるとともに、子どもが自分自身や他者をも大切にすることを育むことが求められています。

障がいのある子どもの発達の程度、障がいの状況は様ざまであり、保護者が子どもの障がいを含めたありのままを受け入れていく道程は平坦ではなく、その成長の過程で直面する課題についてはライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築が必要です。

そのためには、保健、医療、福祉、教育等の様ざまな関係機関や、障がい児通所支援等の事業所が協働することで互いに質を高め合い、障がい施策及び子ども施策全体の連続性の中で、地域で相互に関わり合いながら子どもが自分らしく健やかに成長することを支えていくことが求められています。

子ども達が生活の中で様ざまな機会を通じて、共に遊び、学び合い、共に過ごすことで成長していくこと、共に育つ（共育）ことを目指すインクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進していきます。



2. 障がい児福祉施策の方向性

(1) 地域支援体制の構築

子どもの健やかな成長を支えるには、保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家庭をとりまく地域からの支援が必要となります。身近な地域の人々をはじめ社会を構成するさまざまな団体や企業等がみんなて協力し、保護者に寄り添い、一緒になって子育てや子どもの育ちを応援できる環境が必要です。

障がい児については、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所等と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援体制を整えることが求められています。

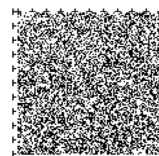
障がい児支援については、児童発達支援センターを中核として、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備が必要です。今般の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を担うこととされ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能を発揮することが求められています。

現在、児童発達支援ネットワーク会議において、児童発達支援センターを中心に、主に未就学の障がい児を対象とした発達の保障及び適切な発達支援の提供に向けた協議を実施しています。

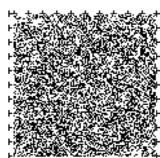
本市では児童発達支援ネットワーク会議を障がい児支援の仕組みづくりに向けた協議の場として位置付けている中で、児童発達支援センターが果たすべき機能や一般の障がい児通所支援事業所との役割分担を明確にするとともに、就学以降も対象とした切れ目のない支援体制の構築に向けた検討をすすめます。

多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子どもに対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図るためには、障がいの特性を踏まえて、特定の分野に強みを持つ事業所や専門性を有する関係機関と連携した支援を進めるとともに、重層的な支援体制の整備を目指します。

また、地域における支援体制の整備にあたり、保健センター、学校教育、障がい福祉、保育、専門医療機関等が参画する子ども部会を令和5年度に障がい者自立支援協議会の下に設置し、障がい児のライフステージに応じた効果的な支援を協議しています。



引き続き、障がい児とその家庭の多様化するニーズに対応できるよう、関係機関が連携して協議することで、障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援も含め、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。



(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児の健やかな成長・発達支援のためには、子育て支援室をはじめ、保健所や保健（福祉）センター、学校教育、保育所や認定こども園等、放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）等の子育て支援施策の緊密な連携を図ることが重要となります。

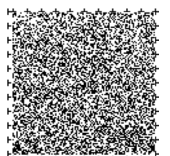
子どもの成長にあたっては、就園・就学や進学、卒業などライフステージでの節目があり、今回のアンケート結果では、進学・進級については何らかの不安をもっている人の割合が多く、その内容は「新しい環境への対応」「進学を決めるための情報」「療育・教育内容の引き継ぎ」が大部分を占めています。

現在、就学を控えた5歳児については、障がいのある児童がスムーズに就学できるよう、外部講師（臨床発達心理士）によるコンサルテーションを実施し、保護者、就学予定先教諭、現担任と支援内容を共有することで切れ目のない支援を提供できるよう進めています。

就学後については、市内各学校において、教職員の専門性と資質向上を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うことができるよう、市主催の支援教育研修や教育委員会指導主事による各学校への巡回訪問、支援学校の地域支援リーダーディングスタッフと連携・協力した支援教育リーダーディングチームの活用を行っています。とりわけ、発達障がいのある児童生徒やその保護者、支援担当の教職員のカウンセリングニーズが年々高まっており、臨床心理士による行動改善のための支援を行うとともに、理学療法士等の専門家が直接学校に訪問して指導することで、校内での支援体制の整備につながっています。

ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるよう、和泉市児童発達支援ネットワーク会議をはじめとした協議の場を積極的に活用し、連携の強化に努めていきます。

また、家族が子どもの障がいを受けとめ、安心して子育てができるよう、乳幼児期において、発達に心配のある子どもに対し必要な支援をいち早く行うことが重要です。障がい児については、就学前期までの適切な発達支援が子どもの将来の成長に大きな影響を与えることとなるため、障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園等、放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）等の子育て支



援施策や学校等の教育機関、保健・医療機関との緊密な連携のもと進めていきます。

難聴児の支援についても、早期治療・療育が重要となるため、保健（福祉）センターでは、新生児聴覚検査を産科医療機関等で実施し、速やかに療育につなげる体制を整備しましたので、引き続き早期療育支援体制の推進に取り組んでいきます。

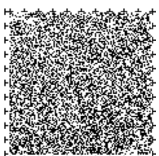
（３）地域社会への参加・包容の推進

地域社会の中に障がい児に対応できる環境を整え、すべての子どもたちの健やかな成長・発達を支える生活に寄与するとともに、保護者が地域の中で子育てしやすくすることが社会全体が目指すインクルージョンなあり方です。

障がい児については、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現を目指します。また、障がいのない子どもも障がいのある子どもとの関わりを通じて障がいを理解し、他人を思いやる心を育み、差別をしたり偏見を持つことなく、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てていきます。

市内各学校においては、施設のバリアフリー化に加え、すべての子どもたちに心のバリアフリーに関する教育を行い、障がいのある・なしに関わらず共に生きる共生社会の実現に努めています。さらに、障がい種別による支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、障がいや子どもの状況に応じて、個別の教育支援計画、指導計画を活用して支援・指導を行っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校看護師を配置し、安心して安全な学校生活を送ることができる体制を整えています。

医療的ケアが必要な就学前児童については、身近な地域で継続的な支援を受け、障がいのある子どももない子どもも共に育ち、様々な体験や学習を通じて豊かな人間性が育まれるよう、現施設で対応可能な医療的ケアを必要とする児童に対して市内公立保育園に看護師を配置し、安心して保育を受けられる体制整備を進めています。また、医療的ケア児に対応する民間保育施設を令和８年度開設に向けて誘致し、あわせて医療的ケア児を支援する障がい児通所支援事業所の確保を目指しています。



児童発達支援センターについては、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、障がい児通所支援事業所等と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・幼稚園・小学校・特別支援学校等との支援協力体制の構築を推進していくことが必要です。また、障がい児通所支援事業所には、障がい児支援だけでなく、子ども施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、子どもや家族の支援にあたっていくことが求められています。

今回の障がい児通所支援事業所へのアンケート結果によると、事業者のなかには地域の活動・イベントへの参加や住民と触れ合う機会をつくることをとおして、地域住民のなかで認知・理解を深める取り組みをするなど、積極的に地域社会に溶け込もうとしている状況が見受けられました。

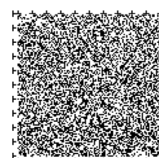
子ども達がライフステージを通した様々な機会を通じて共に過ごし、共に成長することが大切であり、こども支援・子育て支援施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョンを推進していきます。

（４）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

障がいのある子どものなかには、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子ども、また、被虐待児のように、保健・医療・福祉・教育との連携支援が欠かせない子どもがいます。これらの子どもがライフステージに応じ、必要な支援・保育を適切に受けられるようにするためには、病院・診療所や保健所、保育所等、学校や多くの関係機関の連携のもと、総合的な支援体制を築く必要があります。

本市では、これまでも関係機関が解決すべき課題について協議を重ねてきましたが、令和５年度からは、障がい者自立支援協議会の下に子ども部会として協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に取り組んでいます。

本市では、医療的ケアが必要な子どもと家族の状況を踏まえ、入院中から退院後の生活を見据え、個々の発達段階に応じた支援の実施とともに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケアが必要な子どもとその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う医療的ケア児コーディネーターを配置しています。医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児の育ちを保障するため、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた社会資源の開発・改善に取り組めます。



また、半数以上が兄弟姉妹と同居している状況から、家族の心身の負担を軽減し、兄弟姉妹の育ちを意識した支援を実施できるよう、短期入所等の役割・あり方を検討する必要があります。

一方、医療的ケアが必要な子どもにとって、成長に合わせて継続した医療を受けることは安定した日常生活の確保のために欠かせないものです。本市内には、小児の高度医療を提供する大阪母子医療センターが位置し、多くの医療的ケアが必要な子どもが入院・通院していることから、大阪母子医療センターと和泉市立総合医療センターとの医療連携協定に基づき、小児医療から成人医療への移行についての体制整備を目指します。

特に、重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援についても、家族のニーズを把握するとともに、同会議の場において協議を行い、コーディネーターが中心となり医療的ケア児とその家庭に対し関係機関と連携し支援していきます。

また、大阪府と連携して、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児の支援ニーズの把握、課題の整理に取り組みます。

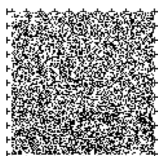
（５）障がい児相談支援の提供体制の確保

発達に支援が必要な子どもの健全な成長のためには、専門的な療育を早期に受けることに加え、保護者が子どもとの関わり方を理解して、家庭等において子どもの特性に応じた接し方をすることが重要です。

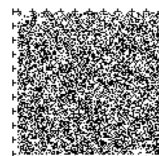
また、アンケート結果より、『希望する過ごし方を実現するために必要だと思うこと』として、「必要に応じて相談できる窓口の充実」が上位にあります。

このことから、障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、早期に支援のネットワークにつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供と、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる障がい児相談支援は重要な役割を担っています。

特に、障がいの気づきの段階や、ひと月当たりの利用必要日数が多い場合、複数の事業所を併用する場合、医療的なケアニーズが高く多機関連携で支援にあたる必要がある場合等には、子どもの状況等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われる必要があります。



本市では、障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、子育て支援室では総合的な相談支援を行い、乳幼児期から一貫した発達支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育機関の連携を充実していきます。



3. 計画の重点目標および成果目標

本計画では、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などを踏まえ、令和8年度を目標年度とする重点目標および成果目標を設定します。

（重点目標）障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援については、子どもの障がいの特性や家庭環境を踏まえて、児童発達支援センターを中核として、特定の分野に強みを持つ事業所や専門性を有する関係機関と連携した支援を進めるとともに、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援についても、関連分野の包括的な協議の場において課題を整理し、支援方策の検討をおこないます。

① 児童発達支援センター

【国の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【府の基本指針】

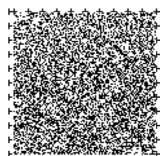
令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

児童発達支援センターについては、すでに1か所整備済みであることから、引き続き、地域における中核的な支援施設として位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能の充実を図ります。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
児童発達支援センター	1か所	1か所



② 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【府の基本指針】

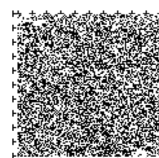
児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。

【和泉市における成果目標の考え方】

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを含む5施設が実施しており、引き続き、児童発達支援センターをはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が地域社会の中で安心して生活できるようなインクルージョンに向けた環境整備を進めることを目指して、児童発達支援ネットワーク会議でインクルージョン推進の課題整理に取り組みます。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
保育所等訪問支援 実施施設数	5か所	7か所



③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【府の基本指針】

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

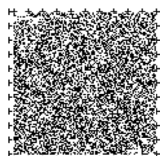
【和泉市における成果目標の考え方】

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保します。

令和4年度末時点で、児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が5か所確保されている状況にあり、今後は安定した体制を確保することを目指します。

【成果目標】

		現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所		4か所	5か所
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所		5か所	6か所
《参考》 重症心身障がい児	0歳～5歳	6人	令和4年7月1日 時点
	6歳～17歳	39人	
	在宅児 計	45人	
	施設入所児 計	2人	
	合 計	47人	



④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【府の基本指針】

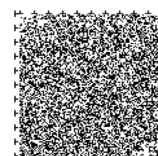
令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。また、令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう支援体制の整備が必要です。関係機関による協議を重ねた中で、令和5年度からは自立支援協議会子ども部会に協議の場を設置し、医療的ケア児の現状・課題を共有し、支援方策の協議を行っています。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	2名	福祉関係1人 医療関係1人

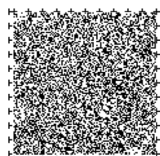


4. 計画の活動指標

(障がい児支援等の見込量及び見込量の確保方策)

障がい児支援の見込量及び確保方策については、国の基本指針及びこれまでの各サービスの利用実績、アンケート調査による潜在的な利用ニーズ、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減などを勘案し、算出しています。

サービス名		サービスの概要
①	児童発達支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
②	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。 児童福祉法の改正により、令和6年度からは、児童発達支援の類型（福祉型、医療型）が一元化されます。
③	放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
④	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援・アドバイスをを行います。
⑤	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、居宅を訪問して発達支援サービスを行います。
⑥	障がい児相談支援	障がいのある児童がライフステージに応じた支援ができるようにサービスの調整を行い、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
⑦	医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う。



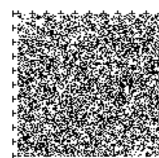
① 障がい児通所支援等

【障がい児通所支援等 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
児童発達支援	利用日数	1,700人日分	1,560人日分	1,768人日分	1,524人日分	1,836人日分
	利用者数	200人	168人	208人	151人	216人
医療型 児童発達支援	利用日数	23人日分	0人日分	23人日分	0人日分	23人日分
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人
放課後等 デイサービス	利用日数	6,717人日分	6,676人日分	7,558人日分	7,251人日分	7,876人日分
	利用者数	593人	524人	646人	562人	699人
保育所等 訪問支援	利用日数	51人日分	26人日分	61人日分	35人日分	71人日分
	利用者数	38人	20人	50人	31人	66人
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	9人日分	0人日分	9人日分	0人日分	9人日分
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人
障がい児相談 支援	利用者数	86人	85人	94人	83人	103人

【障がい児通所支援等 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	1,652人日分	1,720人日分	1,791人日分
	利用者数	157人	160人	163人
放課後等 デイサービス	利用日数	8,511人日分	9,221人日分	9,990人日分
	利用者数	673人	737人	807人
保育所等 訪問支援	利用回数	52回	63回	77回
	利用者数	52人	63人	77人
居宅訪問型 児童発達支援	利用回数	9回	9回	9回
	利用者数	1人	1人	1人
障がい児相談支援	利用者数	91人	95人	99人



【障がい児通所支援等 計画値と実績】

児童発達支援は、利用日数・利用者数ともに、計画値を下回っています。

医療型児童発達支援は、利用がありませんでした。

放課後等デイサービスは、利用日数・利用者数ともに、計画値を下回っています。

保育所等訪問支援は、計画値を下回っています。

居宅訪問型児童発達支援は、利用がありませんでした。

障がい児相談支援は、計画値を下回っています。

【障がい児通所支援等 見込量確保のための方策】

児童発達支援の事業所は、見込量は確保されるものと想定しています。

未就学の重症心身障がい児が通所できる事業所は市内に4か所ありますが、居宅訪問型の児童発達支援の事業所は、市内になく、受入れについては広域での調整・連携が必要な状況です。

放課後等デイサービスの事業所は、拡充の計画のある事業所もあり、見込量は確保されるものと想定しています。また、学齢期における子どもの健全な育成を図るため、必要とされる適切な支援を確保するとともに、事業所においてはガイドラインに基づいた質の担保に努めることが必要とされています。

保育所等訪問支援と障がい児相談支援は、現在提供事業所数や利用量が少ない状況であるため、事業所と連携し、見込み量の確保に努めます。

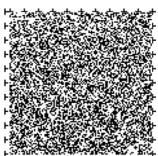
障がい児相談支援については、セルフプラン率の状況や高低の要因を踏まえながら、計画相談支援を必要とする利用者が適切に利用につながるよう、情報提供などに努めるとともに、障がい児がライフステージに応じた専門的療育を受け、適切なサービスを利用しながら自分らしく生活するため、相談支援の質の向上をめざし、障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催します。

【障がい児通所支援等 対応する成果目標】

成果目標① 児童発達支援センターの設置（障がい児支援の中核的な支援施設）

成果目標② 保育所等訪問支援（実施施設数）

成果目標③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保



② 医療的ケア児支援

【医療的ケア児支援 計画値と実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数	1人	2人	1人	2人	1人

【医療的ケア支援 見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人

【医療的ケア児支援 計画値と実績】

医療的ケア児コーディネーターは計画では1人配置でしたが、2人に拡充しました。

【医療的ケア児支援 見込量確保のための方策】

医療的ケア児コーディネーターについては2人配置することとし、福祉関係、医療関係各1人を安定的に配置します。

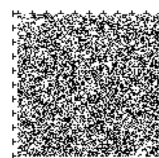
【医療的ケア児支援 対応する成果目標】

成果目標④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

③ 発達障がい児等支援

【発達障がい児等支援 計画値と実績】

		令和3年度		4年度		5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等	受講者数	5人	0人	5人	0人	5人
ペアレントメンター	登録人数	1人	0人	1人	0人	1人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人	0人	0人



【発達障がい児等支援 見込量】

		令和6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	10人	10人	10人
	実施者数	2人	2人	2人
ペアレントメンター	登録人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人

【発達障がい児等支援 計画値と実績】

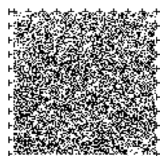
新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、複数回数実施するペアレントプログラムの開催ができなかったため、令和4年11月に外部のペアレントメンターによる保護者研修を行いました。

【発達障がい児等支援 見込量確保のための方策】

子育ての不安を軽減できるよう、ペアレントメンターによる保護者研修を行います。

【発達障がい児等 対応する成果目標】

成果目標① 児童発達支援センターの設置（障がい児支援の中核的な支援施設）



第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては、施策推進協議会において協議を行います。施策推進協議会の委員は、障がい当事者も含めた関係機関・関係団体等により構成されており、様々な立場から意見を聴取し、計画策定を行います。また、施策推進協議会は計画策定だけでなく、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、計画において定めた成果目標や活動指標が計画どおりに進んでいるかなど分析・評価を行います。

成果目標の達成に向けては、地域自立支援協議会や専門部会にて協議や取り組みを行い、障がい者の自立支援に向けた体制構築を目指します。

また、計画の推進にあたっては、障がい福祉サービスや相談支援体制の充実だけでなく、就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるように、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、市内の関係各課の連携を一層強化するとともに、保健、福祉、医療、就労、教育等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。

2. 計画の進行管理

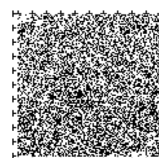
(1) PDCAサイクルの必要性

計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要です。

そのため、策定した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価を行うものです。

(2) 計画の周知

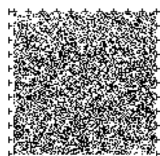
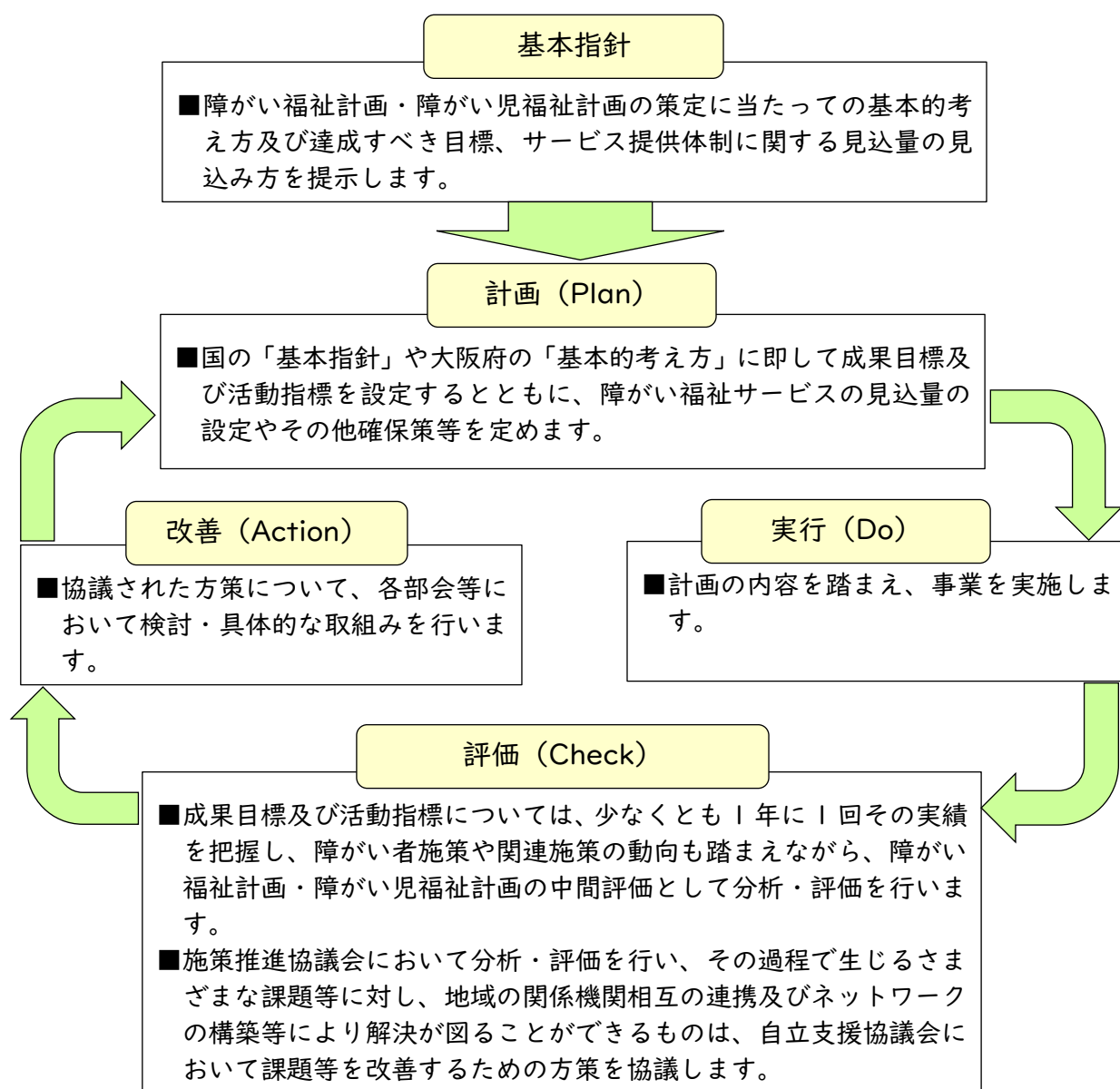
策定した計画については、障がい福祉サービス事業者や障がい者団体のみならず、障がい福祉施策について理解を深められるように広報やホームページ等を活用し、広く市民に周知を行います。



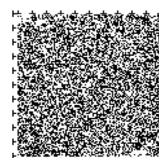
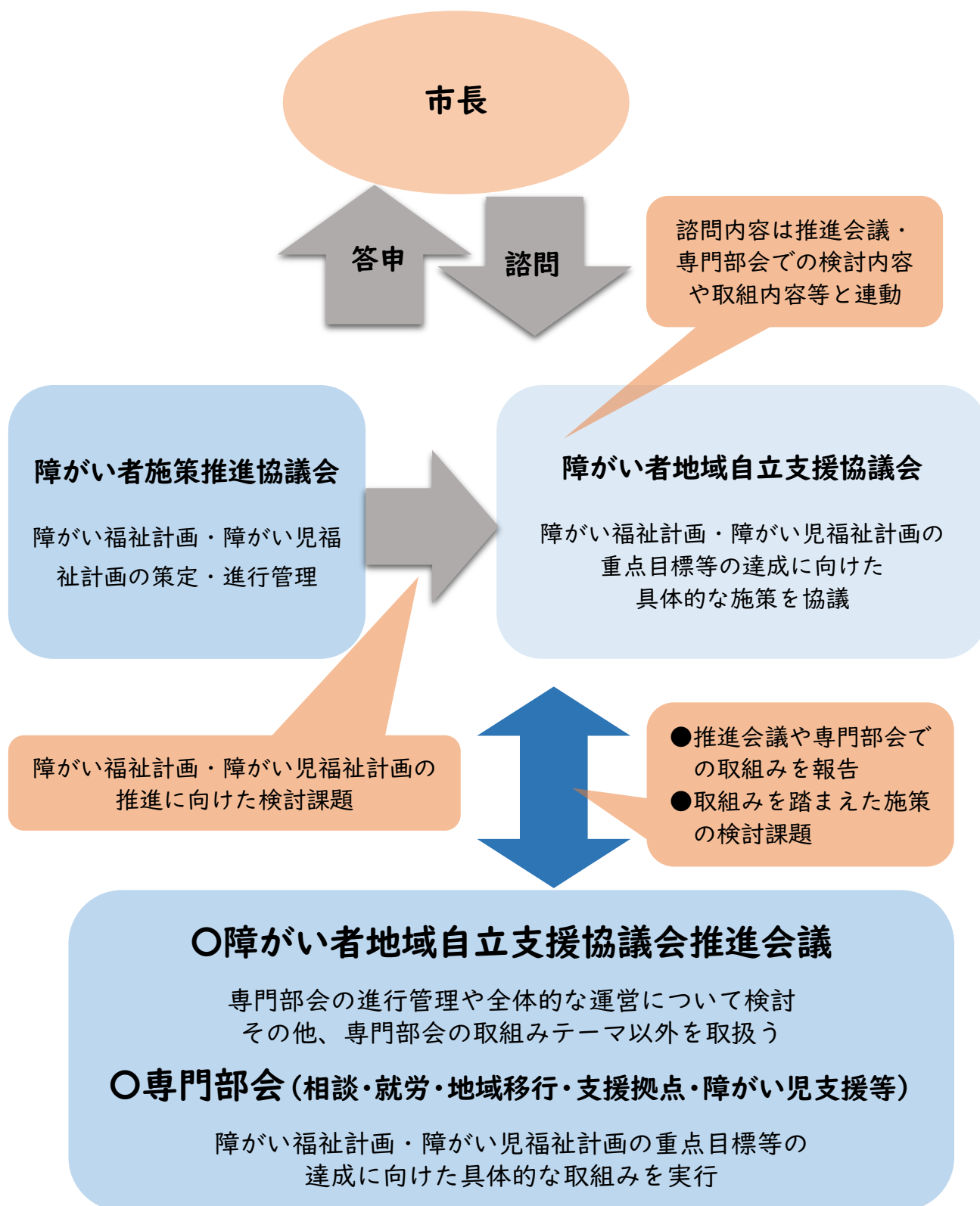
(3) PDCAサイクルの実行

計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認を、いわゆるPDCAサイクルの考え方に基づいて行います。進捗状況の評価を行ううえで、成果目標や活動指標を数値的に評価するだけでなく、達成状況の評価し、その要因を分析し、改善に向けた取組みを行います。

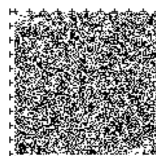
なお、より具体的な方策については、必要に応じて自立支援協議会等を活用し、検討を行い、具体的な改善に向けた取組みを専門部会等において行います。



3. 障がい者施策推進協議会等の体制



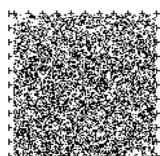
資料編



資料編

1. 計画の策定経過

日程	項目	内容
令和5年 7月4日	第1回障がい者施策推進協議会	◆ 第7期和泉市障がい福祉計画・第3期和泉市障がい児福祉計画の計画策定について ほか
8月7日 ～8月23日	市民アンケート調査	◆ 障がい者：1,865人対象 回収645人（回収率34.6%） ◆ 障がい児：650人対象 回収210人（回収率32.3%）
7月28日 ～9月7日	事業所アンケート調査	◆ 障がい福祉：176事業所 回収95事業所（回収率54.0%） ◆ 障がい児福祉：39事業所 回収33事業所（回収率84.6%）
10月26日	第2回障がい者施策推進協議会	◆ 第7期和泉市障がい福祉計画・第3期和泉市障がい児福祉計画（素案）について ほか
令和6年 1月4日 ～1月29日	パブリックコメント	◆ 第7期和泉市障がい福祉計画・第3期和泉市障がい児福祉計画（素案）についての意見募集 ◆ 提出意見：6件
3月7日	第3回障がい者施策推進協議会	◆ 第7期和泉市障がい福祉計画・第3期和泉市障がい児福祉計画（案）について ほか



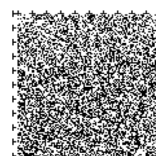
2. 計画の策定体制

1) 和泉市障がい者施策推進協議会 委員名簿

(令和6年3月7日現在)

(敬称略・順不同)

所属及び職名等		氏 名	
学識経験者	特定非営利活動法人 地域支援センター くまとりロンド 理事長 大阪体育大学 健康福祉学部 元教授	おおたに さとる 大谷 悟	会長
	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 社会福祉学科 専任講師	しみず ゆ か 清水 由香	副会長
	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事	こ び りゆういち 小尾 隆一	
国・府行政	大阪府和泉保健所 地域保健課長	あかし きよみ 明石 清美	
	泉大津公共職業安定所 統括職業指導官	いまむら たかゆき 今村 隆幸	
関係団体 事業者	和泉市社会福祉協議会 地域福祉課長	かいもと かずみ 階元 和美	
	和泉市民生委員児童委員協議会 会長	まさご ひろみち 真砂 裕充	
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市視覚障がい者福祉協会 会長)	ふじの こういち 藤野 光一	
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市聴力障害者福祉協会 副会長)	いまにし のぶゆき 今西 伸行	
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市心身障がい児(者)手をつなぐ親の会 副会長)	ふじい 藤井 かをり	
	和泉市障がい者団体連絡協議会 (和泉市精神障がい者家族会 副会長)	やまぐち まり 山口 眞理	
	いずみ障がい福祉サービス事業所団体連合会 代表理事	たるもと ともこ 樽本 知子	



2) 和泉市障がい者施策推進協議会 規則

平成 25 年 6 月 13 日

規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和 32 年和泉市条例第 43 号）第 2 条の規定に基づき、和泉市障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定、見直し及び進行管理に関すること。
- (2) 障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び関係行政機関等の連絡調整を要する事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 福祉サービス事業者
- (5) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

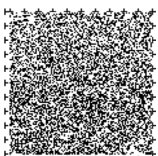
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 会長は、必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。



(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合その他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会の招集の特例)

第8条 会長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障がい福祉担当部署において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行時において和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱(平成12年6月6日制定)に基づき和泉市障がい者施策推進協議会委員として委嘱されている者は、この規則の規定により委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の任期は、和泉市障がい者施策推進協議会設置要綱に基づく委嘱の日から起算するものとする。

附 則 (平成28年規則第69条)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第46条)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(準備行為)

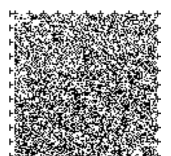
2 委員の委嘱に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成30年規則第29条)

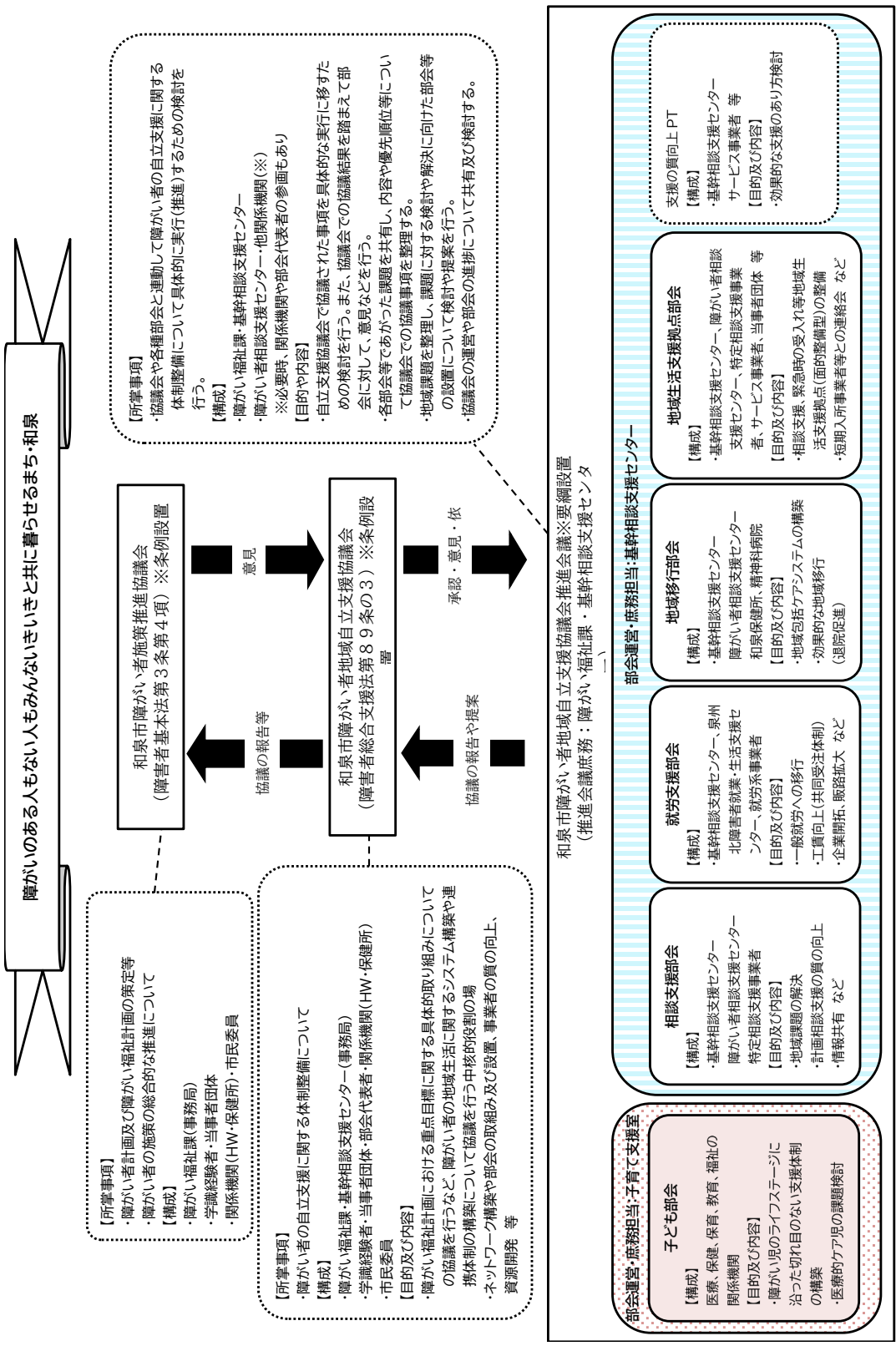
1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規則第43条)

1 この規則は、公布の日から施行する。



3. その他の資料



重層的支援体制整備支援事業(社会福祉法第106条の4)の概要

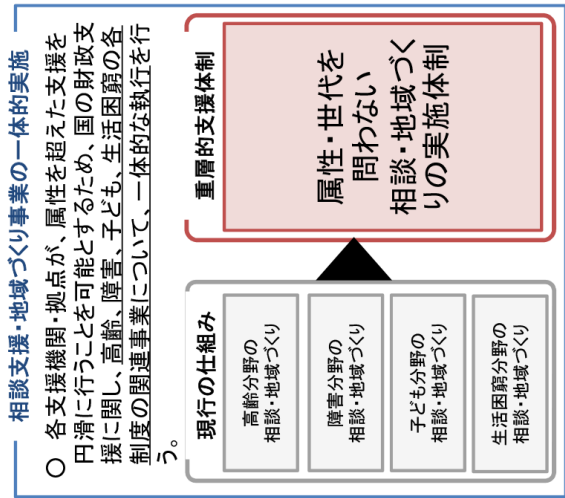
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(こみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する**。

令和3年4月1日施行



【国費率より】

**第7期和泉市障がい福祉計画・
第3期和泉市障がい児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)**

令和6年3月発行

発行：和泉市

編集：和泉市 福祉部 障がい福祉課

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
電話 0725-99-8133/FAX0725-44-0111

